

# 建設荷役車両



VOL.43 No.256

第256号  
2021-11

令和3年11月1日発行（隔月1回1日発行）



令和3年特白検密発イメージモデル  
葵わかなさん



公益  
社団法人

**建設荷役車両安全技術協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



とくじけんくん

# 建設車両用タイヤに待望の新シリーズ登場！！



クッション性に優れた  
穴あきノーパンクタイヤ

製品サイズ

- ・16.00-25
- ・17.5-25
- ・20.5-25
- ・23.5-25 他各種

大型ホイールローダー対応!!  
各機種用ホイールも製作します  
ホイールとセットで更にお買い得!

スノー用パターン  
大型ニューマチックタイヤ

製品サイズ

- ・16.9-24 12PR TL
- ・17.5-25 12PR TL(今冬販売開始)
- ・20.5-25 16PR TL(今冬販売開始)

大好評スノーパターンに  
待望の大型サイズ登場!!  
ピン打ち場所もしっかり確保



産業車両用 建設機械用タイヤのことなら

**MRC 丸中ゴム工業株式会社**

TEL:052-889-5556

FAX:052-889-5558

本社:愛知県名古屋市瑞穂区二野町4-11

URL : <http://www.marunaka-rubber.co.jp>



『建設荷役車両』 256号 (2021-11月号) アンケートのお願い

(公社)建設荷役車両安全技術協会  
 広報委員会 行(ご回答期限: 令和4年1月14日)

送信先 FAX : 03-3221-3665  
 E-mail : koho@sacl.or.jp

※ この用紙は必要な場合はコピーしてお使いください

ご記入頂いたアンケートは、上記宛先まで、FAXもしくはE-mailでご送信下さい。

なお、本アンケートはWEB上からもご回答いただけます。建荷協HPの会員ページより、「機関誌アンケート」にアクセスしてください(詳細は本用紙裏面を参照)。

※回答期限までにご回答を頂いた方の中から抽選でQuoカード1000円分を3名様に贈呈いたします。(結果発表は発送をもって代えさせていただきます)

◆ 下記の記事について、あてはまるものを一つお選びいただき□に✓をご記入ください。

記事番号	記事(掲載頁)	読んだ(あてはまるものを一つ選んでください)					読んでいない
		満足(興味をもった)	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満(興味をもてず)	
1	広報 令和3年度特自検強調月間実施中(8頁)	<input type="checkbox"/>					
2	広報 特自検記録表作成支援ソフトの紹介 第3回(31頁)	<input type="checkbox"/>					
3	広報 グラフで見る特自検 第10回(35頁)	<input type="checkbox"/>					
4	広報 特自検 Q & A 第10回(40頁)	<input type="checkbox"/>					
5	技術解説 林業複合アタッチメント OHB-120 ハイブリッドバケット 林業市場動向と機械化による生産性向上について (43頁)	<input type="checkbox"/>					
6	連載講座 技術・技能の継承 第4回(47頁)	<input type="checkbox"/>					
7	イラスト災害事例(53頁)	<input type="checkbox"/>					
8	安全技術講座「我が社のセールスポイント」(57頁)	<input type="checkbox"/>					
9	製品紹介(61頁)	<input type="checkbox"/>					

◆ 満じた(または不満の)記事は、どういう点が良かった(良くなかった)ですか。

記事番号	良かった(良くなかった)点

◆ 令和3年 特自検強調月間ポスター(本号巻頭カラーグラビア)はいかがでしたでしょうか。感想をお聞かせください。

また「特自検Q&A」コーナー(本号40頁掲載)では、特自検に関する質問を募集しています。質問は、こちらにご記入ください(欄が足りない場合は自由に用紙を追加してください)。

● 名 前(フリガナ):	● 年齢(任意)	● 性別(任意)
	歳	男・女
● 勤務先名称:	● 役職:	
● 勤務先所在地: 千 -	TEL:	
都 道		
府 県		
● 職種(○で囲んでください): 1 代表・役員	2 営業・サービス	3 設計・技術開発等
	4 現業・製造等	5 総務・経理等
	6 その他	

ご協力ありがとうございました (ご記入の個人情報は抽選品発送及び個人が特定できない形の集計・調査に使用させていただきます)

( 切り取り線 )

## 「機関誌アンケート」へのアクセス方法

### 建荷協ホームページ (http://www.sacl.or.jp)

- ➡会員ページ (ユーザー名 saclhp / パスワード saclhp 入力)
- ➡機関誌アンケート (「256号 (2021-11月号) アンケートへ移動」クリック)  
以下アンケートにお答えください、入力時間は数分です。

The screenshot shows the homepage of the Society for the Advancement of Construction Vehicle Safety (SAACL). The top navigation bar includes a search icon and a link labeled '会員' (Member), which is highlighted with a red box and an arrow pointing to it from the text '会員ページ' above. Below the navigation bar are icons for '特自検' (Special Inspection), '研修・教育' (Training/Education), '頒布品' (Distributions), '災害事例' (Disaster Cases), '協会案内' (Association Information), and '支部' (Branches). The main content area features a large banner for '特自検' (Special Inspection) with a woman's portrait and the text '建設荷役車両に関わるすべての企業のために' (For all companies involved in construction vehicles). Below the banner is a '新着情報' (New Information) section with two columns of news items.

建荷協からのお知らせ	行政・関係団体等からのお知らせ
2021年1月13日 (株) 東協扱いの詳細記録表を追加	2021年1月6日 【厚労省】「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する

建荷協ホームページ トップページ

より良い誌面作りのため、アンケートにご協力ください。

なお、FAX (もしくはE-mail) とWEB上から重複してアンケートを回答された場合は、WEB上からの回答を採用させていただきます。

# 特自検

特定自主検査

葵  
わか  
な



特定自主検査  
強調月間

令和3年  
11/1~30

安全を みんなでつくる 特自検

毎年11月は、特定自主検査強調月間です。

この期間に、各事業者様は「検査の実施体制及び  
検査対象機械の管理体制」の再確認・再整備をお願いいたします。

主催 公益社団法人 建設荷役車両安全技术協会  
本部・各都道府県支部

協賛 厚生労働省 経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会  
林業・木材製造業労働災害防止協会 一般社団法人 日本建設機械工業会  
一般社団法人 日本産業車両協会



公益社団法人 **建設荷役車両安全技术協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



検査を済ませた機械には、それを証する  
検査済印章を貼付しなければなりません。



©CLHHA Co.

## 葵 わかなさんプロフィール

---

■生年月日：1998年6月30日（23歳） / 出身地：神奈川県 / 身長：158cm

■趣味：宝塚観劇、猫をめぐること

■所属：(株)スターダストプロモーション

- 2009年7月にCMデビュー、同年10月にテレビドラマ「サムライ・ハイスクール」にて女優デビュー。その後ドラマ、CM等で活躍。
- 2016年3月にはドラマ「女優堕ち」でテレビドラマ初主演を、同年11月には「ホラーの天使」で映画初主演を果たす。
- 2017年度下半期放映のNHK連続テレビ小説「わろてんか」でヒロインを演じ、大注目を浴びる。
- 2019年に第43回エランドール賞 新人賞受賞。
- 2020年12月には人気漫画を実写化した主演ドラマ「年の差婚」が放送。  
また2021年3月上演のミュージカル「The PROM」に主人公エマ役として出演、同年7月にはドラマ「女の戦争～バチエラー殺人事件～」でヒロインを務めるなど多方面で活躍を続けている。  
なお、2022年2月より上演される舞台「冬のライオン」に出演決定。



◆ 巻頭カラーグラビア

令和3年度 特定自主検査 強調月間ポスター

◆ 令和3年度 特定自主検査 強調月間実施中！

◆ 特定自主検査 業務点検表の解説



# 建設荷役車両

2021-11 VOL.43 No.256

## INDEX

### ■ 巻頭カラーグラビア

令和3年度 特定自主検査 強調月間ポスター ..... 1

### ■ 巻頭言

TOKYO 2020 が残したもの..... 横地 宏和 7

### ■ 広報

令和3年度 特定自主検査 強調月間実施中！ ..... 8

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説 ..... 11

特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説 ..... 23

特定自主検査記録表作成支援ソフトの紹介 第3回 ..... 31

グラフで見る特自検 第10回 ..... 35

特自検Q&A 第10回 ..... 40

### ■ 技術解説

林業複合アタッチメント OHB-120 ハイブリッドバケット

林業市場動向と機械化による生産性向上について..... 西川 和 43

### ■ 連載講座

技術・技能の継承 第4回 ..... 松田 博文 47

■ イラスト災害事例 ..... 53

## ■ 安全・技術講座

我が社のセールスポイント .....	57
長野県支部 飯田ヂーゼル株式会社	

## ■ 製品紹介

有線式電動油圧ショベル「PC78USE-11」/新型1.7トン級後方超小旋回ミニショベル「SK17SR」/次世代ミニ油圧ショベル3機種/トラックローダ Cat <sup>®</sup> 953/963/Catコマンドステーション/リチウムイオン電池式ミニショベル「TB20e」 .....	61
--	----

## ■ お知らせ

建荷協の動き .....	67
令和3年度「中央労働災害防止協会 緑十字賞」を受賞! .....	68
令和3年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表 .....	69
令和3年度 各種研修の受講料 .....	77
特定自主検査者資格取得者名簿（令和3年8月1日～令和3年9月30日） .....	78
令和3年度版 建荷協発行図書等のご案内 .....	81
支部一覧 .....	85
編集後記 .....	86
「建設荷役車両」年間総目次 .....	87

- 機関誌アンケートはWEB上からもご回答いただけます。建荷協HPの会員ページより、「機関誌アンケート」にアクセスしてください（詳細はアンケート用紙裏面を参照してください）。

# 特自検



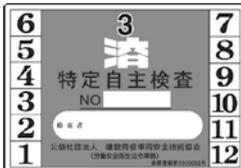
## 特定自主検査強調月間

スローガン **安全を みんなでつくる 特自検**  
令和3年11月1日~11月30日

作業前に ● 検査済標章 と ● 検査記録表 を確認しましょう。

### ● 検査済標章 令和3年の特定自主検査標章は『青色』です！！

特自検が実施された機械には、検査を実施した年月を示す検査済標章（ステッカー）を貼付することが義務付けられています。



事業内検査用



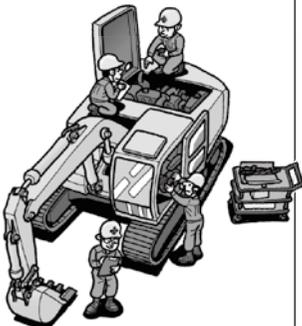
検査業者用



### ● 検査記録表 新たにパソコンで作成する記録表が加わりました！

特自検の結果は所定の検査記録表に記録し、3年間の保存が義務付けられています。

- ・協会製の記録表は従来からある手書版に建荷協会員向け「特定自主検査記録表作成支援ソフト（R3年5月～）」を用いパソコンで作成・印刷するソフト版が加わりました。
- ・記録表は法令で定められた定期自主検査指針に沿って制作されています。
- ・記録表の検査者名は自署となっています。



記録表には検査年月日、検査実施者名、検査方法、検査箇所、検査結果、検査結果の措置内容が記載されています。

検査結果と補修措置を確認しましょう！！



公益 建設荷役車両安全技術協会  
社団法人 SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

特自検に関することは 建荷協 検索  
けんきにきょう  
略称：[建荷協] SACL

巻頭言

# TOKYO 2020 が残したもの



公益社団法人建設荷役車両安全技術協会  
理事 横地 宏和  
日通商事株式会社 整備製作部長

オリンピック史上、  
初めて延期された大会。  
初めて無観客で開催された大会。

『TOKYO 2020』は「初めての」という言葉が多く使われた大会でした。

数多く開催されるスポーツの国際大会の中でも、オリンピック、パラリンピックは4年に1度しか開催されずかつ、世界一が何十人も一時に集まる特別な大会です。

8年前、オリンピック、パラリンピックの東京招致が決まった時には、日本中が大きく沸いたことを思い出します。「O・MO・TE・NA・SHI」というスピーチから始まり、インバウンド需要を見込んだホテルの建設ラッシュ、来日観光客2000万人突破など、オリンピック、パラリンピック開催に向けて日本経済は回りだしました。

それが、新型コロナウイルスの世界的なまん延により一変してしまいました。世界各地の都市部では、ロックダウンが実施され企業活動や市民生活まで制限を受けることになることを誰が予想できたでしょうか。未知のウイルスの脅威は社会を震撼させて、オリンピック、パラリンピックという巨大イベントさえも延期に追い込みました。

4年に1度の特別な大会に向けて、日々鍛錬を積んできたアスリートの皆さまの落胆は想像を超えたものであったに違いありません。

そして1年後の今年、コロナ禍の収まりが見えない中、最後まで「開催」「再延期」「中止」と様々な憶測の飛び交う中で、オリンピック、パラリンピックは開催されました。

感染拡大防止のために、パブリックビューイングは中止され、バブル方式による大会参加者の隔離などの対策は取られましたが、完全に国民の不安を払拭できたとは言えないものでした。

私もこのような状況下で、多くの人が集まるイベントが開催されてよいものかと疑問を持っていました。しかし、オリンピック、パラリンピックが始まり、競技に人生の全てをかけてきたアスリートたちが全力でぶつかり合い、限界に挑む姿を見ていると深い感動を共感することができました。そして、日本代表選手たちの勝敗に一喜一憂し、心が揺り動かされていました。

また、先行きの見えないコロナ禍の中、このような感動を与えてくれた大会の準備を進めてきた事務局の方々、ボランティアの方々、医療関係者の方々、何より逆境にめげることなく鍛錬を積んできたアスリートの方々への感謝がこみ上げてきました。

この『TOKYO 2020』大会を振り返る時、自分のまわりで業務に携わっている人たちだけでなく自分の見えないところで仕事を地道に積み上げている人たちに対し思いをはせることの大切さを実感できました。

# 令和3年度 特定自主検査 強調月間(11/1～11/30)実施中!

建設荷役車両安全技術協会 本部

11月1日から30日までの1ヶ月間「建設荷役車両特定自主検査強調月間」と銘打って、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械・高所作業車の特定自主検査の普及・促進を図るキャンペーンを全国一斉に行っています。

本年度も、各都道府県労働局・労働基

準監督署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

実施にあたり、ご不明なことがあれば、最寄りの当協会支部にご相談ください。

## ■ スローガン

### 安全を みんなでつくる 特自検

登録検査業者及び事業内検査を行う事業者の皆さん!

- 特自検業務が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特定自主検査業務点検表(255号33頁参照)及びその解説[検査業者用又は事業内用](本号11頁参照)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施してください。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行ってください。

建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者  
及びリース・レンタル事業者の皆さん!

- 特自検が計画的に実施されているか確認してください。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認してください。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認してください。

主唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 本部・各都道府県支部  
後援 厚生労働省 経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会  
建設業労働災害防止協会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会  
一般社団法人 日本建設機械工業会  
一般社団法人 日本産業車両協会

# 令和3年度 特自検強調月間リーフレット



検査を済ませた機械には、それを証する検査済標章を貼付しなければなりません。

爽  
わ  
か  
な

安全を  
みんな  
でつ  
くる  
特  
自  
検



# 特自検

特定自主検査

特定自主検査  
強調月間

令和3年

11月1日月 ~ 30日火



主催 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会  
本部・各都道府県支部

協賛 中央労働災害防止協会  
建設業労働災害防止協会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会  
林業・木材製造業労働災害防止協会  
一般社団法人 日本建設機械工業会

一般社団法人 日本産業車両協会

後援 厚生労働省 経済産業省



公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

# 令和3年度 建設荷役車両特定自主検査 強調月間実施要綱

スローガン

## 「安全をみんなでつくる 特自検」

令和3年11月1日(月)～30日(火)

### 趣旨

建設荷役車両の特定自主検査（特自検）の実施台数は、令和2年度には全国で約197万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和3年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

### 対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

### 主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

### 事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- ・特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- ・登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。

- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

- ・特自検が計画的に実施されているか確認する。
- ・特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
- ・特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

BP-YC-03-C



## 特定自主検査 業務点検表 [検査業者用] の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]』の解説」は「特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」したものです。

. . . . . 業務点検表を示します。

. . . . . 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」を示します。

本書を十分に理解し、「特定自主検査 業務点検表[検査業者用]」による適切な業務点検を定期的に、実施下さる様、お願いいたします。検査事務所責任者は「点検のポイント」を定期的に確認するよう心掛けてください。

### 1. 表題部 (検査業者名等)

#### 特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]

検査業者名	①	点検年月日	⑤	年	月	日
登録番号	②	第	号	区分	③	本社・検査事務所
検査事務所名	④	点検責任者 職氏名	⑥	点検者 職氏名	⑦	

① 検査業者名	厚生労働大臣又は都道府県労働局に登録した業者名を記入する。
② 登録番号	厚生労働大臣又は都道府県労働局から交付された検査業者登録証の番号を記入する。
③ 区分	検査事務所が複数の場合、点検を行う事務所について何れかに○をする。
④ 検査事務所名	検査事務所が点検を行なう場合、検査事務所の名称を記入する。
⑤ 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
⑥ 点検責任者職氏名	当該事務所の責任者の役職と氏名を記入する。
⑦ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

### 2. 点検項目部 (区分、項目等)

区分	No.	項目	判定	備考
①	②	③	④	⑤

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

※ 特定自主検査 業務点検表 [検査業者用] の解説は建荷協HPよりダウンロードできます

I 組織・管理

区分	No.	項目	判定	備考	
組織・管理	体制	1	本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		2	検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている		
		3	検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		4	本社の内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		5	検査事務所における検査実施状況を把握している		
	報告	6	各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		7	* 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に提出している（4月1日～翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。） 教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している		
	教育	8	社内・その他	判定	建荷協
		教育内容		研修・教育	
				* 検査業者検査員資格取得研修	
				* 能力向上教育	
				実務研修	
				安全教育	
				特定自主検査セミナー	

No.	解説	点検のポイント	備考
1	複数の検査事務所がある場合それらを統括する本社統括責任者を選任する必要があります。また、検査業務に関する人員体制が判る様、組織図、人員配置図等を作成し本社統括責任者名を明示しておきます。検査事務所が1つの場合は自らが統括責任者となるか、準ずる者を統括責任者に選任します。 また、統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者も選任しておきます。	・組織図、人員配置図等の統括責任者の名前が最新の者になっていますか。 ・統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者を定めていますか。	
2	検査事務所ごとに検査員を指名し、検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類等を明示したもの）を作成して管理します。また、検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・検査員名簿に既に他の検査事務所に転出したり、退職した人の名前はありますか。 ・過去の異動経過（3年分）も保存してありますか。	
3	本社統括責任者はそれぞれの検査事務所の内部監査を定期的の実施し、その結果（監査結果および是正項目がある場合は是正指示の結果の両方）を保存しておきます。また、検査事務所に対し、検査事務所でも毎年定期的に業務点検を実施するよう指示をします。	・検査事務所に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査事務所に対し、毎年定期的に業務点検を行なうように指示していますか。	
4	特自検に係る本社管理の帳簿等（検査済標章、標準受払簿、廃棄済標章、検査員名簿等）の内部監査を本社統括責任者又はその指名する者が定期的（毎年、隔年等）実施し、その結果を保存しておきます。	・本社に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査業務を行っていない本社においても内部監査を実施していますか。	
5	本社統括責任者は各検査事務所より前年4月1日から本年3月31日までに実施した特定自主検査対象機械ごとの台数について定期的に報告を受け、実施状況を把握しておきます。	・本社は各検査事務所からの報告に間違いなしか定期的に（半期、4半期に1度等）確認していますか。	
6	本社統括責任者は各検査事務所の統括責任者を選任し、組織図等を作成して特定自主検査業務体制を明確にしておきます。	・組織図、人員配置図等の検査事務所統括責任者が最新の者になっていますか。	
7	本社統括責任者は特定自主検査実施状況報告書を各都道府県労働局長、または厚生労働大臣に報告する必要があります。 <b>*法 第100条、登録省令 第19条の21</b>	・本社にて特定自主検査実施状況報告書を作成し、労働局長または厚生労働大臣に提出されていますか。また、「控え」を保存していますか。	
8	検査員の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査員ごとの教育記録表を作成し、計画的に（能力向上教育についてはおおむね5年）参加できるように管理します。 <b>社内・その他：</b> 建荷協の研修以外で実施している教育（社内研修（新機種勉強会）、技能講習等）を記入し、その実施状況を判定します。 <b>建荷協：</b> 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査員ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査員の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査員を養成していますか。	

II 掲示

区分	No.	項目	判定	備考
掲示	9	最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している		
	10	* 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない		
	11	検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している		
	12	検査業者であることを示す銘板等を見やすい場所に掲示している		
	13	検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている		

No.	解 説	点検のポイント	備考
9	登録証（写し）は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・事務所の奥や応接室等、特自主検査の依頼者から見えない場所に掲示していませんか。	
10	掲示されている登録証は最新のものでなければなりません。変更がある場合は「検査業者登録事項変更等申請書」を提出しなければなりません。 また、検査事務所が複数の場合は、事務所毎の検査ができる機械についても掲示します。事務所毎の検査機械を変更する場合は業務規定変更届（組織図、事務所毎の検査機械等の変更）を提出します。 <b>*登録省令 第19条の17</b>	・検査業者名、検査できる機械等に変更はありませんか。 ・検査事務所が複数の場合、事務所毎の検査できる機械に変更はありませんか。 ・受理された登録事項変更等申請書の写しは検査事務所毎に時系列にファイルされていますか。	
11	検査料金表は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・金額が読める大きさの料金表になっていますか。	
12	依頼者に登録検査業者であることが判るように銘板、看板等に登録番号を記載し事務所の入口に掲示します。（検査業者銘板は建荷協会員が建荷協で購入することができます。）	社名変更等、現在と異なる古い銘板、看板等が掲示していませんか。	
13	検査員一覧は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。一覧には資格取得状況等も判るようになっていいることが望ましい。	・検査員一覧は検査員名と検査資格のある機械の種類が判る最新のものになっていますか。	

### Ⅲ 検査員

区分	No.	項 目	判定	備考	
検査員	14	検査員名簿を備えている			
	*	機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる	登録の有無	人数	判定
	15	フォークリフト	有・無		
		不整地運搬車	有・無		
		車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）	有・無		
		車両系建設機械（基礎工事用）	有・無		
		車両系建設機械（締固め用）	有・無		
		車両系建設機械（コンクリート打設用）	有・無		
	高所作業車	有・無			
	16	検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している			
17	過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている				
18	検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している				

No.	解 説	点検のポイント	備考
14	検査事務所毎に最新の検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類を明示したもの）を作成して管理する必要があります。また、改訂履歴が判るように改訂年月日を記載しておきます。 検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・複数の検査事務所がある場合に、異動者を含めた過去3年間の検査員名簿がありますか。 ・名簿は改訂した年月日順に時系列にファイルしてありますか。	
15	有資格者は登録している検査対象機械の種類ごとに2人以上必要です。欠員で有資格者が一人以下の場合は、該当する機械の種類の特定制検査業務は行うことができません。すみやかに欠員を補充し業務を再開するか、その機械の登録の取消しをしなければなりません。 <b>*登録省令 第19条の15</b>	・検査対象機械で欠員のあるものはありませんか。（欠員中の検査業務の実施は厳禁）	
	登録の有無 当該検査事務所で特定制検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めてある場合、有を「○」で囲み、当該検査事務所で特定制検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めていない場合、無を「○」で囲む。		
	人数 当該検査事務所内で登録有の機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。登録無の場合は「-」を記入します。		
	判定 当該検査事務所内で特定制検査を行うことができるかできないか。		
16	検査員名簿等、検査員の所属及び異動又は退職の経歴が分かるものを特定制検査記録表（および特定制検査台帳）の保存期間3年と同じく保管しておきます。	・検査員名簿の他、資格証の写しも保管してありますか。	
17	資格証の写しは本社だけでなく、各検査事務所にも過去3年間の検査員（移動、退職を含）を備えておきます。	過去の推移が判るように時系列にファイルしてありますか。	
18	無資格者による検査を防止するために検査員は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	・標識を確認できますか。 ・標識は検査員のみが装着するルールになっていますか。（服に縫付、ヘルメットに貼付等）	

IV 業務規程

区分	No.	項目	判定	備考
業務規程	19	業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している		
	20	* 業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない		
	21	・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）		
	22	・特定自主検査を行うことができる機械等の種類		
	23	* 検査料の額及び収納方法に関する事項		
	24	* 特定自主検査記録表（検査結果証明書）の発行に関する事項		
	25	* 特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項		
	26	* 休日、営業時間、検査場所		
	27	* 出張検査の要領		
	28	* 検査済標章の発行及び管理		
	29	・記録表（検査結果証明書）、検査済標章の再発行		
30	* 業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に報告している			

No.	解説	点検のポイント	備考
19	最新の業務規程の備付とともに、改訂の履歴が分かる書類（過去の業務規程等）を保管しておきます。	・最新の業務規程が備え付けられていますか。また、変更された過去の業務規程を保管してありますか。	
20	業務規程と実際の業務に相違があつてはなりません。相違がある場合はすみやかに業務規程通りの業務を行う様、是正するか実際の業務に合致するように業務規程を変更しなければなりません。	・関係者に業務規程の保管場所・内容が周知されていますか。	
29	* 登録省令 第19条の15第3号	・検査事務所統括責任者、代行責任者は業務規程の内容を周知していますか。	
29		・業務規程通りの業務を行っていますか。	
29		・業務規程を変更せずに、実際の業務内容を変更していませんか。	
30	業務規程を変更した場合はすみやかに業務規程変更報告書を提出しなければなりません。 * 登録省令 第19条の19	・受理された業務規程変更報告書の写しは各検査事務所毎に時系列にファイルしてありますか。	

V 検査機器

区分	No.	項目	判定	備考				
検査機器	31	検査機器台帳を備えている						
	32	* 検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である						
	33	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある						
			台数	判定	整備状況	台数	判定	整備状況
		①圧力計 (エプ'レクションゲージ)	ダイヤル用			⑤油圧計		
			ガ'ソリン用			⑥電圧計		
		②回転計				⑦電流計		
	③シックネスゲージ				⑧探傷器(又はカーチェック等)			
	④ノズルテスター				⑨磨耗ゲージ			

No.	解説	点検のポイント	備考
31	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。	
32	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数、出張検査等に応じた数量を保有していなければなりません。 * 登録省令 第19条の15第2号	・台帳に記載されている機器（メーカー名・型式・機番及び数量等）と現在保有の検査機器との相違はありませんか。	
32		・検査機器は性能、数量等を満足していますか。	
32		・法定検査機器のほか検査に必要な検査機器が記載されていますか。	
32	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態であれば、特定自主検査は実施できません。	・検査機器の保有が2組なのに3名の検査員が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。	
33	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。	
33	判定 : 業務規程に定められた性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を( )内に記入します。	・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。	
33	整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を( )内に記入します。		

## VI 検査済標章

区分	No.	項目	判定	備考
検査済標章	34	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	35	標章受払い簿を備えている		
	36	標章の貼付位置は適切である		
	37	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	38	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保存している		
	39	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		

No.	解説	点検のポイント	備考
34	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、検査事務所統括責任者自ら若しくは検査事務所統括責任者が定めた標章管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受払・引当等の業務は検査事務所統括責任者自ら若しくは標章管理者を定め実施していますか。</li> <li>標章管理者は標章の受払の都度または定期に台帳に記載していますか。</li> </ul>	
35	標章の受払の状況、残数及び廃棄数等を明確にするため、標章受払簿を備え、受払状況を記入、管理します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>決まった様式の標章受払簿を使用していますか。</li> </ul>	
36	標章を事業者に引き渡す際、機械の運転席付近で車両の管理者、運転者、検査員等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付する様、要請します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>標章は、特定自主検査を行った年月を明らかにするように見やすい場所に貼付する様、事業者に要請していますか。</li> </ul>	
37	標章受払簿に記載されている標章の残数（標章番号）と現物の残数（標章番号）は常に一致していなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受払簿に記入しないで標章を持ち出し、検査終了後に払出しの記入をしていませんか。</li> <li>統括責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。</li> </ul>	
38	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納します。また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納設備の鍵は統括責任者若しくは標章管理者が保管していますか。</li> <li>収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。</li> </ul>	
39	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断、台紙等に貼付し保管する等、適切に廃棄処理を行います。（関連43, 52）	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄した標章の番号、枚数は受払簿の残数と一致していますか。</li> <li>廃棄した標章の番号を含む部位を台紙等に貼付し保管していますか。</li> </ul>	

## Ⅶ 帳簿等(1)

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等	40	標章の受払は適正に記載されている		
	41	受入数、払出数、残数に差異がない		
	42	標章は受払都度、又は、月(週)毎等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	43	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	44	* 3年間保存している		

No.	解説	点検のポイント	備考
40	標章受払簿には標章(特定自主検査検査済標章)の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先(建荷協、本社、検査事務所等)等の状況を正確に記入しなければなりません。また、標章の受払は受払の都度、記入します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標章を纏めて購入している場合、受払簿の最終番号と現物の最初の番号が連続していますか。</li> <li>・受払簿の受入、払出し、廃棄数が残り枚数と一致していますか。</li> <li>・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。</li> <li>・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。</li> <li>・受払い後の標章の残数を記入していますか。</li> <li>・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。</li> <li>・標章の受入先(建荷協支部、本社、検査事務所等)が備考欄に記入してありますか。</li> <li>・事務所間でまとまった数の標章の移動の受払を行なう場合は理由を記載していますか。</li> <li>・受払の記載は都度または定期に実施していることを確認していますか。</li> </ul>	
41	検査事務所統括責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
42	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を統括責任者が確認・押印します。	・統括責任者の確認は定期的に行われていますか。	
43	標章の廃棄には、汚れ、損傷、切取間違い等による廃棄(関連52)と年末の余剰標章の廃棄(関連39)があります。これらの廃棄処理を行った場合は受払簿に標章番号、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄枚数、廃棄方法、廃棄者氏名等を記載しておきます。	・標章の廃棄をした場合、廃棄した標章番号、枚数、廃棄理由等を受払簿に記入していますか。	
44	標章受払簿は3年間保存する必要があります。 <b>* 登録省令 第19条の20</b>	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等	45	証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている		
	46	記載事項に漏れない		
	47	標章払出後、長期間未記載（仕掛り）のものがない		
	48	検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている		
	49	再発行の場合、再発行受領書を受領している		
	50	検査料金は業務規程どおりである		
	51	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	52	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	53	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	54	* 3年間保存している		

No.	解説	点検のポイント	備考
45	特定自主検査台帳は証明書発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
46	特定自主検査台帳の記載項目は登録省令の第19条の20により定められています。したがって該当する項目についてはすべて記入（空欄なし）します。	・定期的に空欄なしを確認していますか。	
47	標章の払出しは特定自主検査実施後に行うのが管理上望ましい。特定自主検査実施前に払出した場合は、できる限り速やかに検査を実施し特定自主検査台帳に記入します。	・標章払出し後、特定自主検査台帳に長期間未記入（長期仕掛り）のものはありませんか。（例 10日間以上未記載の場合は当初引当した注文を取消し、次の依頼者に引当てて仕掛りを防止する、または戻入します。）	
48	特定自主検査記録表及び標章の再発行について検査台帳の摘要欄に再発行年月日、再発行申込No.を記入します。	・業務規程で定めた再発行申込書で受付、再発行をしていますか。	
49	特定自主検査記録表及び標章を再発行した場合、各々の受領書を受領します。	・業務規程で定められた再発行の料金を請求し、収納していますか。	
50	検査料金は業務規程に定めている金額を請求し、収納しなければなりません。 検査料金と部品代等を一括して請求する場合、その請求書には検査業務規程で定めた検査料金および部品代それぞれを明細で表示する必要があります。また、値引きする場合、検査料金部分の値引きはできません。	・検査料金は業務規程に定めた金額を過不足無く請求していますか。 ・検査料金を明示し、部品代等と区別して請求していますか。（検査料金と部品代を合算し検査料金一式として請求するのは不相当です） ・検査料金と他の費用の合計金額から値引きをしていませんか。	
51	検査対象機械の種類、性能、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・日報での検査所要時間が機械の種類、性能等に比して短時間の場合はありませんか。 ・出張検査の場合、検査場所への移動時間は適正ですか。	
52	標章発行前に汚損、実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合や発行後機械に貼付された標章が汚損し標章の再発行申込があった場合は、台帳、受払簿の適用欄にその状況を記入しておきます。 標章の残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保管しておきます。（関連39, 43）	・使用不能となり廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙に貼付し保管していますか。	
53	標章発行前に検査業者内で紛失した場合、顛末書を作成し保存します。標章発行後、依頼主が標章を機械に貼付する前に紛失し再発行申込があった場合はその申込書を保管しておきます。 これらの状況は台帳、受払簿の摘要欄に記入しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・検査業者内で紛失した検査標章の場合は顛末書を作成し保管してありますか。	
54	特定自主検査台帳は3年間保存する必要があります。 <b>* 登録省令第19条の20</b>		

Ⅷ 帳簿等(2)

区分	No.	項目	判定	備考	
帳簿等	特定自主検査記録表(証明書)	55	特定自主検査記録(証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている		
		56	記載事項に漏れはない		
		57 *	特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所		
		58 *	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
		59 *	特定自主検査実施年月日		
		60 *	特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署している		
		61	検査事務所責任者名が自署している		
		62 *	検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		
		63	該当しない箇所は「該当なし(-)」が記されている		
		64	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
		65 *	補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している		
		66	未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するように要請している		
		67	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
		68	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
69 *	3年間保存している				
日報	70	作業日報と特定自主検査記録表で検査員および検査日が一致している			
	71	3年間保存している			

記録表の記入方法について

協会発行「特定自主検査記録表の記入要領」を参照のこと。(記入要領を解説する「抜粋版」は協会HPより無料でダウンロードいただけます。)

No.	解説	点検のポイント	備考
55	特定自主検査記録表(証明書)は建荷協製の記録表について、ノンカーボン式は2枚目(副)を、ノンカーボン式以外のものについては(カーボンで転写した写し)を副として系統的に保管します。	・記録表は証明書発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
56	特定自主検査記録表(証明書)は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があってはなりません。標頭部、検査事項部、事業者への要請等及び補修等の措置内容について、検査を実施した結果を検査依頼者に分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	
57	検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を正確に記入します。	・検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を判り易く正確に記入してありますか。	
58	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
59	検査年月日とは特定自主検査が完了した日(検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日)を示します。検査年月日を訂正してはいけません。	・標章の払出日・特定自主検査記録表(証明書)の作成日になっていませんか。 ・検査後、全ての補修整備が完了した日になっていませんか。	
60	検査者氏名とは検査を実施した検査員(有資格者)の氏名のことです。検査員が自筆で署名をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
	検査員(有資格者)2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名の自筆署名を併記します。業務規程で署名と捺印が取り決められている場合は署名、捺印をします。このとき複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・検査員名が印刷・ゴム印になっていませんか。	
61	責任者名とは代表者又は業務規程において指定された者(本社統括責任者、検査事務所統括責任者等)の氏名のことです。責任者は特定自主検査記録表(証明書)の記載内容に誤りのないことを確認後、証明書発行番号を記入し、自筆署名をします。名前の訂正をしてはいけません。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・統括責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
62	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべて項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

No.	解 説	点検のポイント	備考
63	検査する当該機械に記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「-」を記入し記載漏れがないことを明示します。	・存在しない検査箇所に「-」の記入忘れはありませんか。 ・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
64	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値と比較し正しく判定していますか。 ・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。	
65	「検査業者が特自検を行つときに事業者者に勧告した事項等」を記載することが定められており、次の内容が含まれます。 1)検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項。 2)検査の結果、良と判定されたが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される事項。 <b>*登録省令第19条の20第6号、通達S53.2.10基発第79号</b> また、不具合箇所がない場合でも、定期点検整備の重要性を説明し、継続実施の励行を促します。 「補修等の措置内容欄」には検査の結果、異常が認められ補修を行った内容（不具合箇所と内容、補修を行った年月日、補修の内容）を記載します。	・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 ・補修を必要とする場合、事業者にすみやかに通知し、その旨を記録表に記入してありますか。	
66	標章は事業者（依頼者）が貼付します。標章の貼付は事業者の義務です。検査の結果、補修を必要とする箇所が存在し、検査の依頼者に対しその必要性を説明したが、依頼者が直ちに補修等の措置を取らない場合については、標章は貼付せず、補修完了後、標章を貼付するよう要請します。またこの要請は手渡し等直接行うことが望ましい。	・検査員自らが標章を貼付していませんか。 ・未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るように依頼者に要請していますか。	
67	検査記録表、標章を再発行した場合は再発行申請書を保管しておく必要があり、記録表（副又は控）と一緒に綴っておきます。 標章を再発行する際、記録表を標章番号順に綴っている場合は、新旧の標章番号の両方に再発行申請書を綴ります。	・再発行申請書は記録表（副又は控）と一緒に綴っていますか。 ・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査員がいつでも閲覧できますか。	
68	検査業者は誤りのない正しい検査結果を依頼者に提示しなければなりません。このため、検査業者は検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査員が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査員がいつでも使用できるようになっていますか。 ・出張検査では検査・整備基準値表（または検査を実施する機械の頁のコピー）を携行していますか。	
69	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。 <b>*登録省令第19条の20</b>	・記録表は3年間確実に保存されていますか。	
70	検査日報等を備え、検査員の業務の管理をします。また、日報はその他の台帳等と整合性がとれていなければなりません。	・特定自主検査記録表に記載の検査員の日報に当該機械の特定自主検査の実施が記入してありますか。 ・検査実施日は同一ですか。 ・検査員の休日に検査が行われていませんか。 ・会社の休日が検査実施日の場合、検査員の休日出勤届けは提出されていますか。（検査員が休日出勤となっていますか） ・業務規程に定められた休日対応の料金を請求していますか。 ・機械に見合った検査時間となっていますか。	
71	検査日報は3年間保存する。		

### 3. 関係法令

#### 【労働安全衛生法】

##### (報告等)

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

##### (書類の保存等)

第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (省 略)

##### (罰 則)

第118条 (省略)、第54条の6第2項、(省略)の規程による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第20条、第33条第1項若しくは第2項、第42条の規程に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三及び四 (省略)

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は50万円以下の罰金に処する。

一 第33条第3項、第45条第1項若しくは第2項、第103条第1項の規定に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三、四、五及び六 (省略)

第121条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一、二及び三 (省略)

四 第100条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

五 第103条第2項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

##### (両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 【労働安全衛生規則】

##### (定期自主検査の記録)

第151条の23 事業者は、前2条の自主検査(フォークリフト関係の定期自主検査)を行なったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第151条の55(不整地運搬車関係)、第169条(車両系建設機械関係)、第194条の25(高所作業車関係)

## 【登録省令】

### (検査業者の登録事項)

第19条の13 法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 検査業者にならうとする者が特定自主検査を行うことができる機械等の種類

### (登録の基準)

第19条の15 法第54条の3第4項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行なうために必要な数以上であること。
- 二 検査機器の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。
- 三 次の事項を記載した特定自主検査の業務に関する規程を定めていること。
  - イ 特定自主検査を行うことができる機械等の種類
  - ロ 検査料の額及びその収納の方法に関する事項
  - ハ 特定自主検査の検査の結果についての証明書が発行に関する事項
  - ニ 特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項
  - ホ その他特定自主検査の業務に関し必要な事項
- 四 特定自主検査の業務を行うために必要な事務所を有すること。

### (登録事項の変更)

第19条の17 検査業者は、氏名若しくは名称又は住所について変更が生じたとき(法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。)は、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式7号の4)に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

- 2 検査業者は、第19条の13第二号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式7号の4)に変更事項を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。
- 3 検査業者は、第19条の13第三号に掲げる事項について変更しようとするとき(法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。)は、検査業者登録事項変更等申請書に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

### (業務規程の変更の報告)

第19条の19 検査業者は、第19条の15第三号の特定自主検査の業務に関する規程を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長等に報告しなければならない。

### (帳簿)

第19条の20 検査業者は、特定自主検査を行った機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から3年間保存しなければならない。

- 一 特定自主検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 特定自主検査を行った機械等の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号
- 三 特定自主検査を行った年月日
- 四 特定自主検査を実施した者の氏名
- 五 特定自主検査の結果
- 六 その他特定自主検査に関し必要な事項

### (定期報告)

第19条の21 検査業者は、4月1日から翌年の3月31日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の4月30日までに、特定自主検査実施状況報告書(様式第7号の6)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

## 4. その他

### 帳簿類の保存期間について

帳簿の保存については、【登録省令】第19条の20に保存する項目、および期間(3年間)が定められ、また、これに違反した場合の罰則は【法】第121条に定められています。

これらの定められた項目以外の帳簿類についても、関連する帳簿類については、最低でも上記帳簿と同様、保存期間3年以上(原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分)保存しておくことが望ましい。また、その中で経理処理に関わる、帳票、帳簿類については、各社の会計規程に沿った保存期間とする必要があります。

## 5. 協会発行図書等のご案内

建荷協では特定自主検査に関する図書や、無資格者による検査を防止するための標識（シール、腕章、ワッペン等）を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説明
特定自主検査業務マニュアル BP-ZC-08	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査登録検査業者必携 BC-ZC-01	これから検査業者の登録申請をするにあたって申請に必要な事項や、登録事項の変更手続き等を解説したものです。
特定自主検査に関するQ&A BC-YC-01	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし PC-ZC-02	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 BC-ZC-03	特定自主検査制度に関する法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 SG-LC-01フォークリフト SG-GR-01不整地運搬車 SG-KC-01車両系建機 SG-HL-01高所作業車	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとにまとめたものです。
特定自主検査記録表の記入例 TC-ZC-02	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳〔検査業者用〕 BC-ZC-07	検査台帳は標章の受払と検査業者に備え付けが義務づけられている帳簿の記載事項の主な事項と、業務規程に定めた検査料の収納にかかわる事項と一緒に記入できるようにしたものです。
検査整備基準値表 SS-LC-03フォークリフト SS-CP-01コンクリートポンプ車 SS-GE-03油圧ショベル SS-RC-01締固め用機械 SS-GE-04トラクタ・ショベル SS-HL-01高所作業車 SS-GE-05ブルドーザー SS-DM-01解体用機械	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカ、機種ごとにまとめたものです。

保有する資格をヘルメットに貼付

特自検検査者  
腕章

特自検検査者  
ワッペン  
(アイロンで圧着)

検査業者検査員シール



本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

©2019 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

平成31年4月改訂

B P - Y C - 0 5 - B



## 特定自主検査 業務点検表 [事業内用] の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この『特定自主検査 業務点検表 [事業内用]』の解説は「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」を解説したものです。

. . . . . 業務点検表を示します。

. . . . . 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」を示します。

本書を十分理解し、「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」による適切な業務点検を定期的に実施下さる様、お願いいたします。事業所の責任者は「点検のポイント」を定期的に確認するよう心掛けてください。

### 1. 表題部（事業所名等）

#### 特定自主検査業務点検表 [事業内用]

検査実施事業所名	①	点検責任者 職氏名	③
点検年月日	②	点検者 職氏名	④

① 検査実施事業所名	事業所名または事業場名を記入する。
② 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
③ 点検責任者職氏名	事業所または事業場の責任者または機械管理責任者の役職と氏名を記入する。
④ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

### 2. 点検項目部（区分、項目等）

区分	No.	項目	判定	備考
----	-----	----	----	----

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。 文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、 検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

※ 特定自主検査 業務点検表 [事業内用] の解説は建荷協HPよりダウンロードできます

I 組織・管理

区分	No.	項目	判定	備考																					
組織・管理	1	特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している																							
	2	必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している																							
	3	標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している																							
	4	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育内容</th> <th>判定</th> <th>建荷協</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>研修・教育</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>* 検査者資格取得研修</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>* 能力向上教育</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>実務研修</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>安全教育</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特定自主検査セミナー</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	判定	建荷協			研修・教育			* 検査者資格取得研修			* 能力向上教育			実務研修			安全教育			特定自主検査セミナー		
教育内容	判定	建荷協																							
		研修・教育																							
		* 検査者資格取得研修																							
		* 能力向上教育																							
		実務研修																							
		安全教育																							
		特定自主検査セミナー																							
機械の管理	5	検査対象機械一覧表を整備してある。(検査対象機械一覧表とは検査対象機械が、ひと目で判るよう、機械の名称、型式・車体番号、特定自主検査の実施等を記入したもの)																							
	6	年間安全衛生計画の中で機械ごとに検査実施時期等を定めている																							
	7	検査の実施状況をチェックし、遅滞なく検査を実施している																							
	8	* 検査対象機械は、1年に1回(不整地運搬車は2年に1回)、定期に、漏れなく検査を行っている																							

No.	解説	点検のポイント	備考
1	特定自主検査業務に関する管理体制を確立するため、業務を統括する責任者として機械管理責任者を選任します(事業場が複数の場合は事業場ごとに選任)。また、そのことが判る様、組織図、人員配置図を作成し機械管理責任者名を明示しておきます。	・組織図、人員配置図の機械管理責任者の名前が最新の者になっていますか。	
2	事業規模が大きい場合は、必要に応じて補助者として検査実施責任者を選任します。	・事業場毎に機械管理責任者を選任し必要に応じて補助者選任していますか。	
3	機械管理責任者が必要に応じて標章管理者を定め、標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、標章の管理、受払い業務等を実施させます。	・標章管理者を選任し、標章の受払等の業務を本人に実施させていますか。 ・複数事業所がある場合は、事業所ごとに標章管理者を選任していますか。	
4	検査者の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査者ごとの教育記録表を作成し、計画的に(能力向上教育についてはおおむね5年ごと)参加できるように管理します。 <b>社内・その他:</b> 建荷協の研修以外で管理している教育(社内研修、技能講習等)を記入し、その実施状況を判定します。 <b>建荷協:</b> 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査者ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査者の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査者を養成していますか。	
5	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査時期等を明確にします。	・一覧表は、機械の種類、号機、稼働部署、特自検実施時期等が判るものになっていますか。	
6	保有している特定自主検査対象機械について稼働部署、検査者の配置状況を勘案して、検査実施計画を立案します。	・一覧表は、検査が完了したものが判る様になっていますか。 ・一覧表で実施状況を定期的に確認していますか。	
7	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査の実施状況を把握します。		
8	特定自主検査対象機械は、1年以内ごとに1回(不整地運搬車は2年に1回)、定期に、漏れなく検査を行わなければなりません。 <b>* 安衛則 第151条の24.56、第169条の2、第194条の26</b>	・機械管理責任者は特定自主検査期限切れの未実施機械がないことを定期的に確認していますか。	

## II 検査者

区分	No.	項目	判定	備考
検査者	9	検査者名簿を備えている。(検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等の種類ごとに何名の検査者がいるのかを把握するためにまとめたもの)		
	10	* 機械等の種類ごとに検査者を配置してある	人数	判定
	11	フォークリフト		
	12	不整地運搬車		
	13	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用)		
	14	車両系建設機械(基礎工用)		
	15	車両系建設機械(締固め用)		
	16	車両系建設機械(コンクリート打設用)		
	17	高所作業車		
	18	検査者の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している		
	19	過去3年間の検査者の資格証の写しをファイルしている		
	20	検査資格者を明確にするために検査者標識(ワッペン、腕章等)を装着している		

No.	解説	点検のポイント	備考
9	事業場内に「誰が、どのような資格を保有しているか」「機械の種類ごとに何名の検査者がいるか」を把握しておくことが必要です。そのため「特定自主検査検査者名簿」を作成し管理します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査者名簿を備え、検査できる機械を把握していますか。</li> <li>複数事業場がある場合は、検査できる機械を事業場毎に把握していますか。</li> </ul>	
10	有資格者は検査対象機械の種類ごとに最低1人必要です。欠員で有資格者が一人もない場合は、該当する機械の種類の特定制検査業務は行うことができません。欠員を補充するか、その機械については検査業者に特定制検査を依頼しなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数事業所がある場合は、検査対象機械や台数に応じた検査資格者の人員配置にしていますか。</li> </ul>	
17	人数：当該事務所で保有している機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。保有していない場合は「-」を記入します。		
	判定：当該事務所で特定制検査を行うことができるかできないかを判定します。		
18	特定制検査記録の保存期間が3年となっていることから、過去3年間の検査者の在籍状況を把握しておく必要があります。最新の特定制検査検査者名簿と過去3年間分の検査者名簿を保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査者名簿を3年間保存していますか。</li> </ul>	
19	特定制検査記録の保存期間が3年となっていることから、記録表に記載されているすべての検査者の資格証の写しを保管しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格者の修了証の写しを3年間保存していますか。</li> </ul>	
20	無資格者による検査を防止するために、検査者は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>標識を用意し検査者に装着を指示していますか。</li> <li>検査者が標識を装着していることを確認していますか。</li> </ul>	

Ⅲ 検査機器

区分	No.	項目						判定	備考
検査機器	21	検査機器台帳を備えている							
	22	検査機器は1台以上保有し、検査者の人数に対して適正である							
	23	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある							
			台数	判定	整備状況		台数	判定	整備状況
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用			⑤油圧計			
			ガソリン用			⑥電圧計			
	②回転計				⑦電流計				
	③シックネスゲージ				⑧探傷器(又はカラーチェック等)				
	④ノズルテスター				⑨磨耗ゲージ				

No.	解説	点検のポイント	備考
21	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。</li> <li>台帳に記載されている機器(メーカー名・型式・機番及び数量等)と現在保有の検査機器と相違はありませんか。</li> </ul>	
22	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数に応じた数量を保有することが望ましい。保有が困難な場合は特自検の際、検査機器を借りて実施できる体制を確保しておく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査機器は性能、数量等を満足していますか。</li> <li>検査機器の保有が2組なのに3名の検査者が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。</li> </ul>	
23	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態であれば、特定自主検査は実施できません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。</li> <li>検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。また結果を検査機器台帳に記載してありますか。</li> </ul>	
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。 判定 : 保有する検査対象機械の検査を行う性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を( )内に記入します。 整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を( )内に記入します。		

**検査機器について** 事業内検査では特定自主検査を実施するために使用する検査機器の備え付けは義務づけられていません。しかし、検査をする以上は、必要最小限の検査機器は、検査時には、すぐに使用できる状態であることが必要です。検査機器を保有していない場合でも、必要に応じていつでも使用できる体制(検査機器を随時借用・使用できる体制)を整え、借用した際は検査機器を使用した証として借用証を保存しておきます。

Ⅳ 検査済標章

区分	No.	項目		判定	備考
検査済標章	24	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている			
	25	標章受払簿を備えている			
	26	標章の貼付位置は適切である			
	27	標章受払簿の残数と現物が一致している			
	28	標章はロッカー等施設設備のある箇所に保管している			
	29	年末残数の廃棄処理を適切に行っている			

No.	解説	点検のポイント	備考
24	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、標章管理者以外の者が取扱えないよう、標章管理者自身が標章の管理、受払等の業務を直接行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械管理責任者は標章管理者本人が標章の受払等の業務を実施しているか定期的に確認していますか。</li> </ul>	
25	標章受払簿を備え、標章の受入数、払出数、廃棄数、残数等を管理します。受入、払出の都度記入するようにします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>標章の受入先(建荷協支部、本社、事務所等)が備考欄に記入してありますか。</li> </ul>	
26	標章は機械の運転席付近で、車両の管理者、運転者、検査者等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>標章は特定自主検査を行なった年月を明らかにするように見やすい場所に貼付していますか。</li> <li>受払簿の払出しの最終標章番号と残りの標章の最初の番号とが連番となっていますか。</li> </ul>	
27	標章受払簿に記載の残数と実際の標章の残数が一致していることが必要です。また標章の番号についても同様に一致していることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械管理責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。</li> </ul>	
28	標章は施設可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納し、また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>収納設備の鍵は機械管理責任者若しくは標章管理者が保管していますか。</li> <li>収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。</li> </ul>	

29	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断、台紙等に貼付し保管する等、適切に廃棄処理を行います。（関連33, 39）	・廃棄した標章の番号、枚数は受払簿の残数と一致していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙等に貼付し保管していますか。
----	--	--

## V 帳簿等(1)

区分	No.	項目	判定	備考	
帳簿等	標章受払簿	30	標章の受払は適正に記載されている		
		31	受入数、払出数、残数に差異がない		
		32	都度または月ごと（週ごと）等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
		33	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	34	3年間保存している			
	標章貼付簿	35	標章番号順等系統的に記載されている		
		36	記載事項に漏れがない		
		37	再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。		
		38	標章番号に欠番はない		
		39	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
		40	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
		41	一人一日あたりの検査台数は適正である		
		42	3年間保存している		

No.	解説	点検のポイント	備考
30	標章受払簿には標章の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先等の状況を正確に記入しなければなりません。	・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。	
31	機械管理責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
32	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を機械管理責任者が確認・押印します。	・機械管理者の確認（押印等）は定期的に行なわれていますか。	
33	標章の廃棄には、汚れ、損傷、切取間違い等による廃棄（関連39）と年末の余剰標章の廃棄（関連29）があります。これらの廃棄処理を行った場合は受払簿に標章番号、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄枚数、廃棄方法、廃棄者氏名等を記載しておきます。	・標章の廃棄をした場合、廃棄した標章番号、枚数、廃棄理由等を受払簿に記入していますか。	
34	標章受払簿は3年間保存することが望ましい。	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	
35	標章貼付簿は記録表の発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
36	標章貼付簿では標章番号、当該検査標章を貼付した機械名、型式、車体番号、検査年月日、検査者名、補修確認月日等を記入します。	・該当する項目が無い場合は（－）で未記入でないことを明示していますか。	
37	標章を再発行する場合は適用欄に旧標章番号を記載します。	・再発行した標章の適用欄に旧標章番号が記載してありますか。	
38	払出した標章は全て標章貼付簿に記載し欠番のないように管理します。	・払出し後、長期間の仕掛りとなる場合は、一旦戻入します。	
39	標章発行前に汚損、実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合や発行後機械に貼付された標章が汚損し再発行する場合は、台帳、受払簿の適用欄にその状況を記入しておきます。 標章の残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保管しておきます。（関連29, 33）	・使用不能となり廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を台紙に貼付し保管していますか。	
40	標章を紛失した場合は標章受払簿の廃棄欄、標章貼付簿の摘要欄にその理由を明記するとともに、当事者に顛末書を作成させ保管しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・紛失した標章について顛末書を作成し保管してありますか。	
41	検査対象機械の種類、大きさ、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・検査所要時間が機械の種類、性能等に比して短時間の場合はありませんか。	
42	標章貼付簿は3年間保存することが望ましい。		

VI 帳簿等(2)

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等 (証明書)	43	特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている		
	44	* 記載事項に漏れはない		
	45	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
	46	* 特定自主検査実施年月日		
	47	* 特定自主検査を実施した者の氏名（有資格者である）が自署している		
	48	機械責任者名が自署している		
	49	* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		

No.	解説	点検のポイント	備考
43	特定自主検査記録表は標章番号順、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的にファイルしておけば検査標章の紛失防止、記録表の発行漏れ防止に役立ちます。また特定自主検査記録表は3年間保存します。	・特定自主検査記録表は発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	
44	特定自主検査記録表は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があってはなりません。標題部、検査事項部、補修等の措置内容について、検査を実施した結果を分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	
45	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
46	検査年月日とは特定自主検査が完了した日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を示します。検査年月日を訂正をしてはいけません。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	
47	検査者氏名とは検査を実施した検査者（有資格者）の氏名のことです。検査者が自筆で署名をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。検査者（有資格者）2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名の自筆署名を併記します。社内規程で自署と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。	・検査者名が印刷・ゴム印になっていませんか。	
48	責任者名とは事業者名又は機械管理責任者のことです。責任者が記入内容を確認後、署名します。社内規定で自署と捺印が取り決めされている場合は署名、捺印をします。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
49	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、特定自主検査記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。 <b>* 安衛則 第151条の23、55、第169条、第194条の25</b>	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべての項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

記録表の記入方法について

詳細は協会発行「特定自主検査記録表の記入要領」を参照のこと。（記入要領の解説部分を抜粋した「特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）」は協会HPより無料でダウンロードいただけます。）

帳簿類の保存期間について

特定自主検査の結果（特定自主検査記録表）については安全衛生規則第151条の23、55、第169条、第194条の25にて3年間と定められています。

また、台帳類については特に定められていませんが、検査業検査の場合に定められている（【登録省令】第19条の20）3年間（原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分）相当、保存しておくことが望ましい。

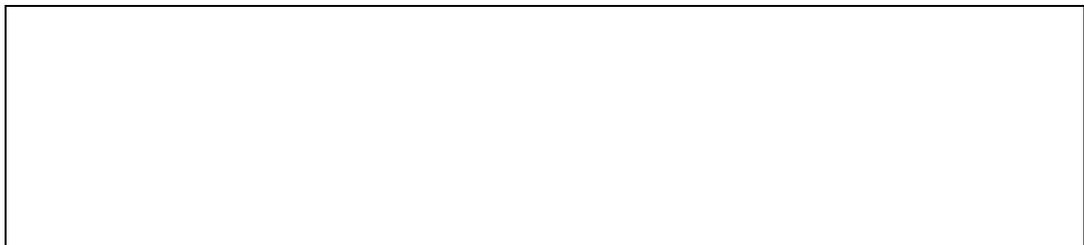
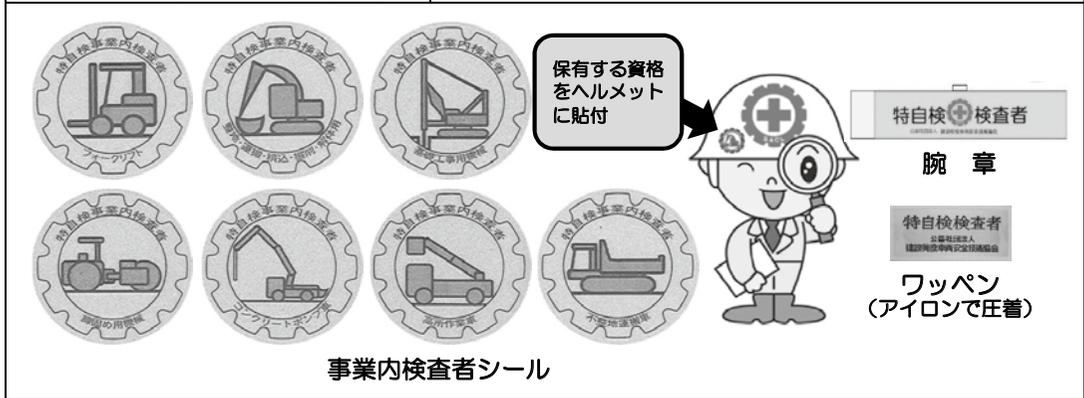
帳簿等	50	該当しない箇所は「該当なし（－）」が記されている	
	51	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している	
	52	* 検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置をとり、正常な状態に修復している	
	53	未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとしている	
	54	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている	
	55	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している	
	56	* 3年間保存している	
注意 この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい			
検査業検査	57	検査業者が作成した特定自主検査記録表（検査結果証明書）を所定の年数（3年間）保存している	
	58	検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、正常な状態に修復した上で標章を貼付している	

No.	解説	点検のポイント	備考
50	検査する当該機械に特定自主検査記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「－」を記入し、記載漏れがないことを明示します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>存在しない検査箇所に「－」の記入忘れはありませんか。</li> <li>存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。</li> </ul>	
51	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値表と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査機器で測定した数値は当該機械の基準値表と照合し正しく判定していますか。</li> <li>検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。</li> </ul>	
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、「事業者への要請等」の欄に、不具合の状況と修理要請を記述します。なお、この場合事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければならないと。</li> <li>また、検査の結果、良と判断されたが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される事項についても「事業者への要請等欄」にその旨を記入しておく必要があります。</li> <li>機械管理者は補修等の処置に関して補修計画を立て速やかに補修を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。</li> <li>検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、すみやかに補修措置を講じていますか。</li> <li>機械管理者は補修計画を立て、補修の完了を確認していますか。</li> </ul>	
53	検査の結果、補修を必要とする箇所が存在したが、直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るようになっていますか。</li> </ul>	
54	紛失、汚損等により特定自主検査記録表、標章を検査業者へ再発行を依頼した場合は再発行申請書を保管しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発行申請書は特定自主検査記録表と一緒に綴っていますか。</li> </ul>	
55	検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査者が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査者がいつでも閲覧できますか。</li> <li>検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査者がいつでも使用できるようになっていますか。</li> </ul>	
56	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。事業内検査・検査業検査どちらで検査を実施した場合でも記録表は系統的にファイルし保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録表は3年間確実に保存されていますか。</li> </ul>	
57			
58	検査業者による検査の結果、不良と判断されたが補修しなかった事項は、「事業者への要請等」の欄に、不具合の状況と修理要請が記述されます。修理要請があった場合は事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければならないと。直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査業者による検査の結果、事業者への要請等欄を確認していますか。</li> <li>補修を必要とする場合はすみやかに補修措置を講じた上で標章を貼付していますか。（関連52, 53）</li> </ul>	

### 3. 協会発行図書等のご案内

建荷協では特定自主検査に関する図書や、無資格者による検査を防止するための標識（シール、腕章、ワッペン等）を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説明
特定自主検査業務マニュアル BP-ZC-08	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査に関するQ&A BC-YC-01	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし PC-ZC-02	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 BC-ZC-03	特定自主検査制度に関する法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 SG-LC-01フォークリフト SG-GR-01不整地運搬車 SG-KC-01車両系建機 SG-HL-01高所作業車	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとに纏めたものです。
特定自主検査記録表の記入例 TC-ZC-02	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳【事業内用】 BC-ZC-04	検査台帳は特定自主検査済標準の受払を明確に記録しておくための標準受払簿と特定自主検査の実施した状況を記録するための標準貼付簿からなります。
検査整備基準値表 SS-LC-037フォークリフト SS-CP-01コンクリートポンプ車 SS-GE-03油圧ショベル SS-RC-01締固め用機械 SS-GE-04トラクタ・ショベル SS-HL-01高所作業車 SS-GE-05ブルドーザー SS-DM-01解体用機械	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカー、機種ごとに纏めたものです。



本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

© 2019 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

平成31年4月改訂

広報

# 特定自主検査記録表 作成支援ソフトの紹介 第3回

建設荷役車両安全技術協会 業務部

第3回は「応用編」です。特定自主検査記録表作成支援ソフトの「環境設定で設定できるいろいろな機能」と「便利な使い方」について紹介します。皆様の特定自主検査業務の一助になりましたら幸いです。

本ソフトはアップデートを適用し、最新のバージョンで使用していただく様、お願いします。(アップデートの方法はこの記事の末尾を参照してください 最新 Ver.1.1.5令和3年9月30日現在)

出力先は原則、そのPCのストレージ内を指定し、使用していただくことを推奨します。PCのストレージ外を指定する場合は以下について注意し、設定してください。

## 1. 環境設定について

第1回では本ソフトを使用するにあたり、登録しておく項目のみを紹介しましたが、今回は設定できる全ての項目を紹介します。



### 1) フィルの出力先の設定

本ソフトに関する各ファイルの出力先を設定する機能です。

各項目について、「フォルダ選択」のボタンをクリックし、選択または、直接場所を入力することにより、任意の場所を指定することができます。

### 各ファイル出力先



### • 社内ネットワークの指定

社内ネットワーク上の共有サーバー等の場所を指定することにより、複数のPCで同じ場所のファイルを参照することができます。

ただし、社内ネットワークの認証、セキュリティ等により正常に動作しない場合がありますので、社内ネットワークの担当者に相談の上で設定してください。

また、一時保存ファイル、環境設定

ファイルは基本的にPC毎に管理をする項目ですので共有には適しません。

#### • クラウドストレージサービスの指定

Microsoft OneDrive等のクラウドストレージサービス上を指定した場合、正常に動作しません。

また、既にクラウドストレージサービスを導入されているPCの場合、そのPCの設定により本ソフトをはじめてインストールした際、ファイルの出力先が自動的にOneDrive上に設定されてしまう場合がありますので注意してください。この場合、環境設定にて各ファイルの出力先をPC内のストレージ上の場所に指定し直してください。

## 2) 記録表の種類の設定

特定自主検査資格のない機械について、誤って記録表を作成することを防止するための機能です。

特定自主検査は検査者が保有する資格や、登録検査業者においては届出をしている検査業者登録事項により検査が行える機械が異なります。

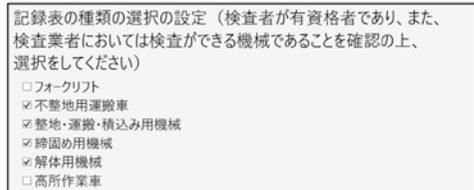
初期設定は、本ソフトで作成できるすべての機械が表示されています。

資格のない機種について「検査をできる機械」毎にある「✓」を外すことにより、この記録表の一覧から表示を消すことができます。

### 初期設定（全て表示されている状態）



### 設定例（フォークリフト、高所作業車を非表示にする場合）



## 3) 検査記録表の年月日の設定

記録表に記載する年の表示について、西暦、和暦を選択する機能です。

### 検査記録表 年月日表示の設定

- 西暦表示  
 和暦表示

年の記載は社内で統一し、西暦ないし和暦の設定をしてください。

## 4) 検査記録表 一時保存ファイルの自動保存の設定

本ソフトを使用して記録表を作成中、停電やPCの異常終了等により意図せず作成経過が喪失することに備え、一定時間毎に自動的に一時保存を行う機能です。

### 検査記録表 一時保存ファイルの自動保存の設定

- 自動保存  
 分 ※設定時間は1～120分までです。

初期設定ではこの機能は無効になっています。「自動保存」に「✓」を入れることにより有効になり、設定した範囲（1から120分）毎に一時保存を行います。

## 5) 本印刷用検査記録表正・副の印刷の設定

記録表の出力枚数を正のみ1部または、

正副 2 部にするかを設定する機能です。

本印刷用検査記録表 正・副の印刷選択設定 <input checked="" type="radio"/> 正のみ 1 部印刷 <input type="radio"/> 正・副の 2 部印刷
--

従来の紙製の記録表では普通紙版は 1 枚、ノンカーボン版は正副 2 枚となっています。

本ソフトにおいて「検査記録表発行」で生成される記録表 (PDF) について、正のみ 1 部または、正副 2 部にするかを設定することができます。紙製の記録表の運用にならって選択してください。

#### 6) 本印刷用検査記録表 パスワードの設定

本ソフトで作成した記録表について閲覧パスワードを設定し、閲覧を制限する機能です。

本印刷用検査記録表 パスワードの設定 <input type="checkbox"/> パスワード設定する <input type="text"/> ※パスワードは半角英数字32桁までです。
---

初期設定ではこの機能は無効になっています。「パスワード設定する」に「」を入れたうえで、下欄に決めたパスワードを設定することにより有効になります。

これ以降作成した記録表 (PDF) は表示をさせる際にパスワードを要求されるようになります。

**【注意】** パスワードを設定した場合はそのパスワードの厳重な管理をお願いします。パスワードを紛失しても協会ではパスワードに関するお問合せについてはお答えしかねますので、予めご了承ください。

#### 7) 検査業者登録番号

#### 8) 検査業者又は事業者住所又は氏名

記録表に表題部の「検査業者登録番号」および「検査業者又は事業者住所又は氏名」について自動的に記載をする機能です。

これらの項目は基本的に変わることがなく、

記録表作成の際、同じ内容を入力することになります。しかし、ここで予め登録をしておくと、記録表を作成する際、それぞれの入力欄に登録した内容が自動的に反映され、入力時間の短縮と入力間違えの防止になります。

記録表の表題部は修正不可としていますので、登録しておくことをお勧めします。

#### 設定例 (環境設定で情報登録)

検査業者登録番号 労 第XXXX
検査業者又は事業者 住所・名称 東京都神田神保町 3-7-1 建荷検査 株式会社

↓ 入力画面に自動反映

検査業者登録番号 <input type="checkbox"/> 該当なし 労 第XXXX
検査業者又は事業者 住所・名称 東京都神田神保町 3-7-1 建荷検査 株式会社

↓ 記録表に反映

使用者住所 氏名又は名称			
機械管理者氏名			
検査業者登録番号	労 第XXXX		
検査業者又は事業者	東京都神田神保町 3-7-1 建荷検査 株式会社		
住所・名称 責任者名			
内 容	検 査 方 法	発 行 日 付	機 器 番 号

#### 9) 建荷協会会員番号

#### 10) 所属建荷協都道府県支部

本ソフトを建荷協会会員が使用していることを示すための機能です。

本ソフトは本ソフトの使用許諾に同意していただいた建荷協会会員専用としています。本ソフトをご使用にあたっては建荷協会会員番号、所属建荷協都道府県支部を確認の上、必ず登録して使用していただきます様、お願いします。

本ソフトで出力した記録表（PDF）には左上部に建荷協会員番号、所属建荷協都道府県支部が記載されます。ここに、これらの記載がない場合、本ソフトの不正使用と見なされる場合があります。

### 11) アプリケーションのバージョンNo.

環境設定の際下欄にアプリケーションのバージョンに表示・確認できます。上記、会員情報、検査業者情報と同様、記録表に記載されます。本ソフトについてお問合せいただく際にはバージョンNo.をお伝えください。

## 2. 本ソフトの便利な使い方

### コピー・アンド・ペースト

本ソフトはwindowsのアプリケーションですので、基本的な機能であるコピー・アンド・ペーストが使えます。

本ソフトでは検査項目部の入力には数値以外マウスのクリックで比較的容易に進めることができます。

しかし、事業者への要請等の項目は紙の記録表より文章を書くことを苦手としている方も多くまた、機器類の名称は長いものが多いことから、入力に時間がかかることも考えられます。

このような場合、過去作成した記録表を参考にしてWord等で文例集（要請文、機器名称辞書）を用意していただくことをお勧めします。文例集を基にして、今回の検査結果に沿った要請文を作成し、本ソフトへコピー・ペースト（貼り付け）することにより、簡便に作成することが可能になります。

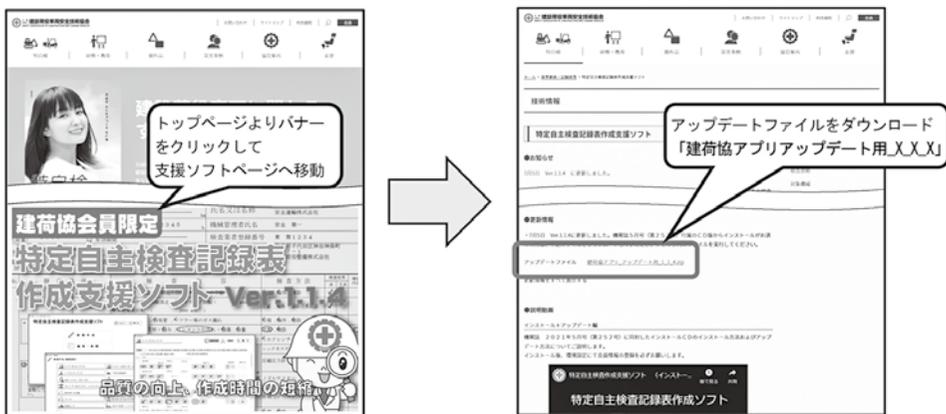
また、社内で文例集を共有すれば、より内容の充実が図れ、検査結果伝達の品質向上に繋がられます。

今後、本ソフトを皆様がどのように活用されていくのかまだ判りません。本ソフトについて、より良い使い方等ございましたら、ご一報ください。本誌にて皆様へ紹介をさせていただきます。

### 特定自主検査記録表作成支援ソフト更新のご案内

本ソフトは機能向上、不具合修正等で更新されていきます。最新のバージョンでご使用いただく様お願いします。更新は建荷協のホームページよりダウンロードを行います。

(ホームページアドレス [www.sacl.or.jp](http://www.sacl.or.jp)を入力するか、「建荷協」で検索)



広報

## グラフで見る特自検 第10回

### 特定自主検査に係る現況等の調査結果報告

建設荷役車両安全技術協会 調査部

建荷協における新たな活動施策を企画立案し、特自検のさらなる普及促進につなげることを目的に、「特定自主検査に係る現況等の調査」を実施しました。

令和元年の第1次調査に続き、令和2年に行った第2次調査のアンケート結果がまとまりましたので、本誌にて数回に分けて紹介しています。今号では検査業者の特定自主検査の事業としての現況の認識や受注の状況などについて紹介します。

これらの項目は第1次調査でもアンケートしていますので、それぞれ比較しながら紹介していきます。

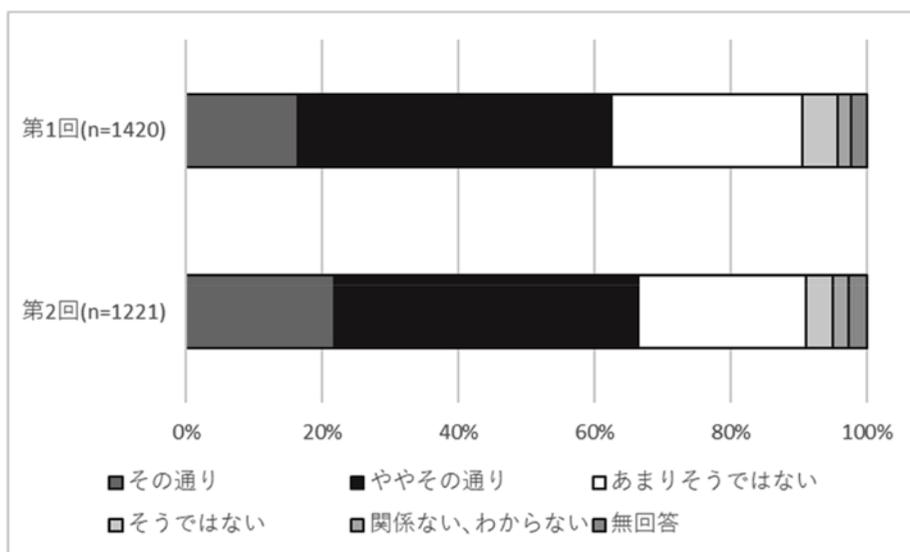
なお、調査の概要については機関誌251号（2021-1月）の同記事2. 調査概要をご覧ください。

#### 1. 特定自主検査の規定料金は採算がとれる水準であるか。

特定自主検査の規定料金は採算がとれる水準であるかについて、回答企業全体では66.4%の「その通り」「ややその通り」と肯

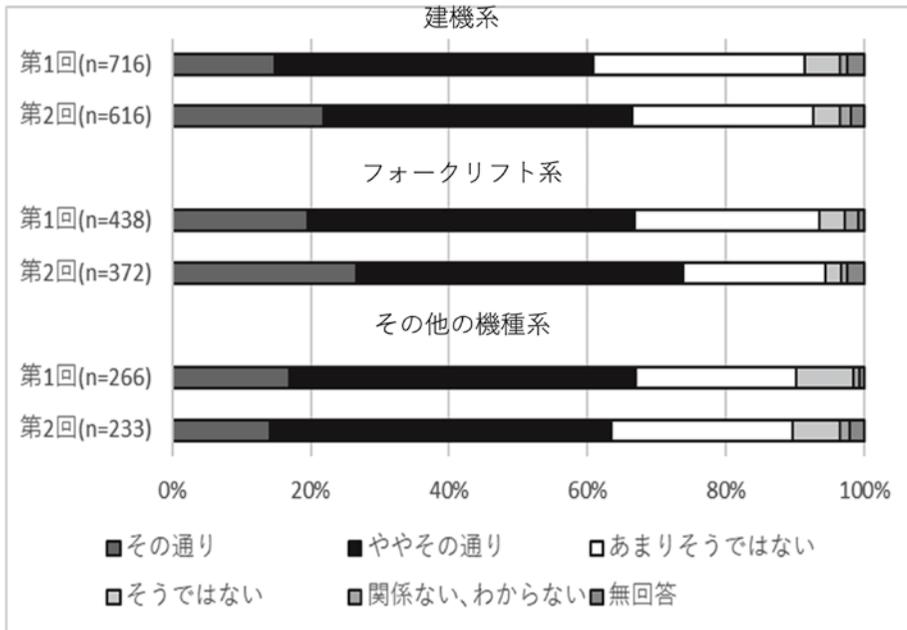
定的な回答しており、「あまりそうではない」「そうではない」との回答は28.7%でした。

第1次のアンケートの回答ではそれぞれ62.5%、33.3%で、1年経過し肯定的な回答の割合が高くなっています。



グラフ1 全体：特自検の規定料金は、採算が取れる水準であるか

次にこの回答を建機系、フォークリフト系、その他の機種系の機種別に分けてみます。



グラフ2 機種別：特自検の規定料金は、採算が取れる水準であるか

建機系とフォークリフト系では「その通り」「ややその通り」の肯定的な回答の割合が高くなっていますが、その他の機種系では肯定的な回答が第1次の66.9%から63.5%と低くなっています。

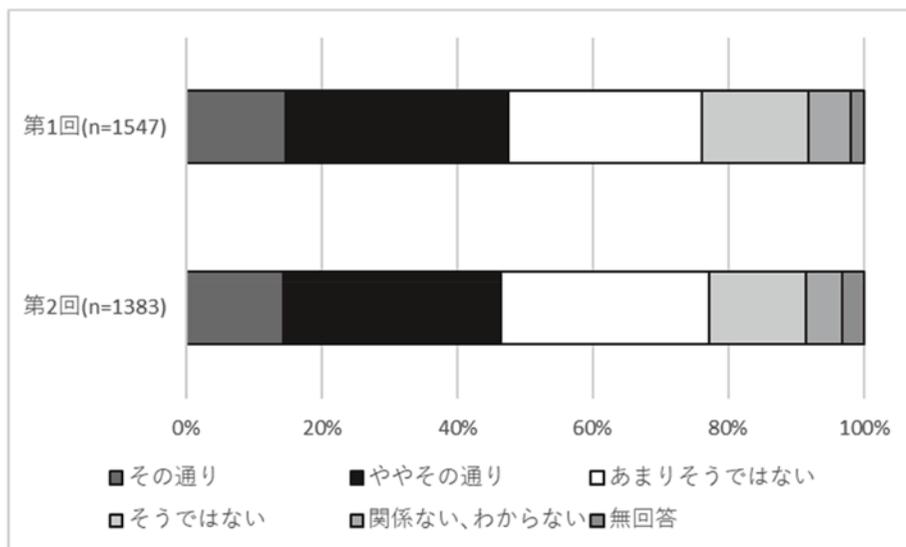
その要因としては原価の上昇や受注量減少による効率の低下等が考えられますが現時点では不明です。

建機系、フォークリフト系とは異なる状況があるのかもしれませんが。

## 2. 特定自主検査の規定料金は顧客から高いと思われるか

次に特定自主検査の規定料金について顧客からどう思われていると認識しているのか尋ねました。

この回答についても第1次と比較してみましたが「その通り」「ややその通り」の回答が47.5%から46.6%ということではほぼ変化はありませんでした。



グラフ3 全体：特定自主検査の規定料金は顧客から高いと思われるか

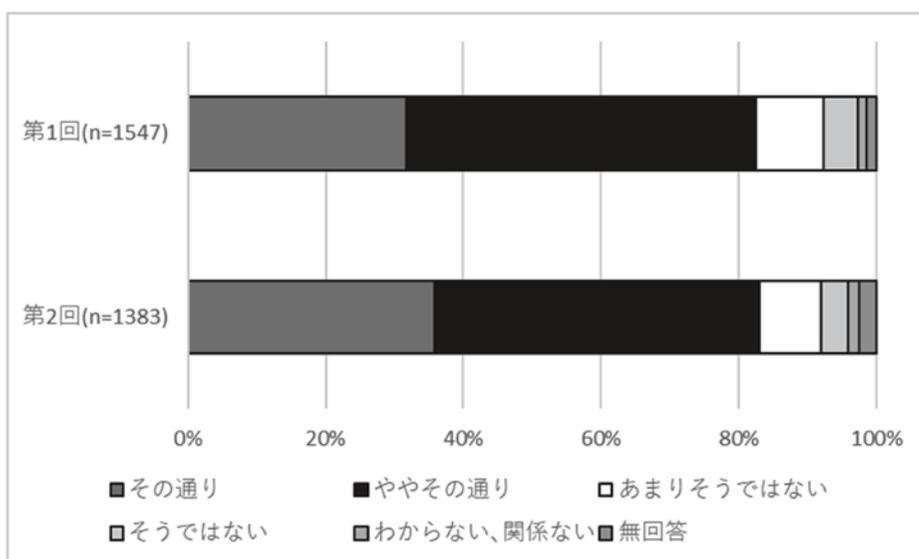
それぞれの機種別にもみてみましたが第1次と第2次の回答の差は1.3~2.3%と大

きな変化は見られなかったのでグラフについては割愛します。

### 3. 特定自主検査を継続的に受注できているか

特定自主検査の受注について、継続的に受注できているかについて尋ねました。

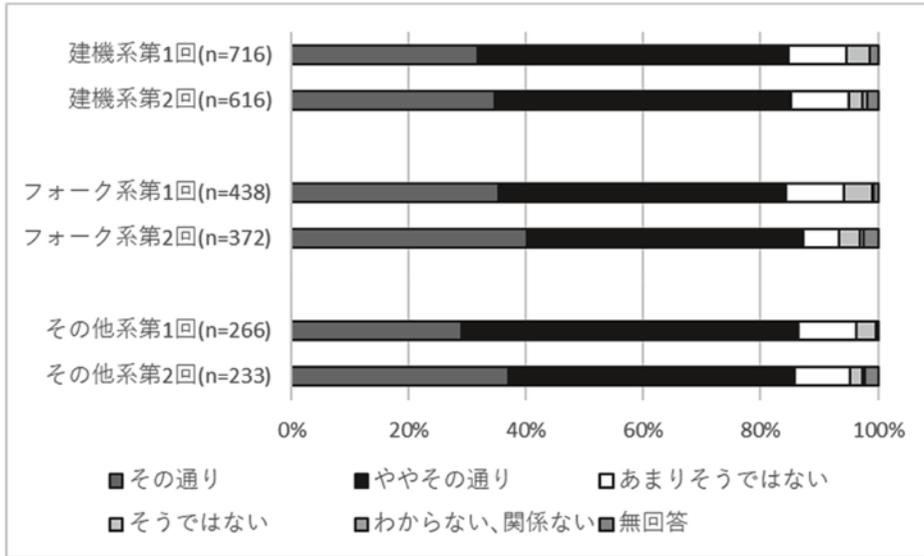
この設問も第1次の回答と第2次の回答を比較してみると「その通り」、「ややその通り」を合わせた回答は82.5%と83.0%でほぼ変わりませんでした。



グラフ4 全体：特定自主検査を継続的に受注できているか

ただ、これらの回答のうち「その通り」と「ややその通り」で分けてみると、「その通り」が回答の割合が高くなっています。

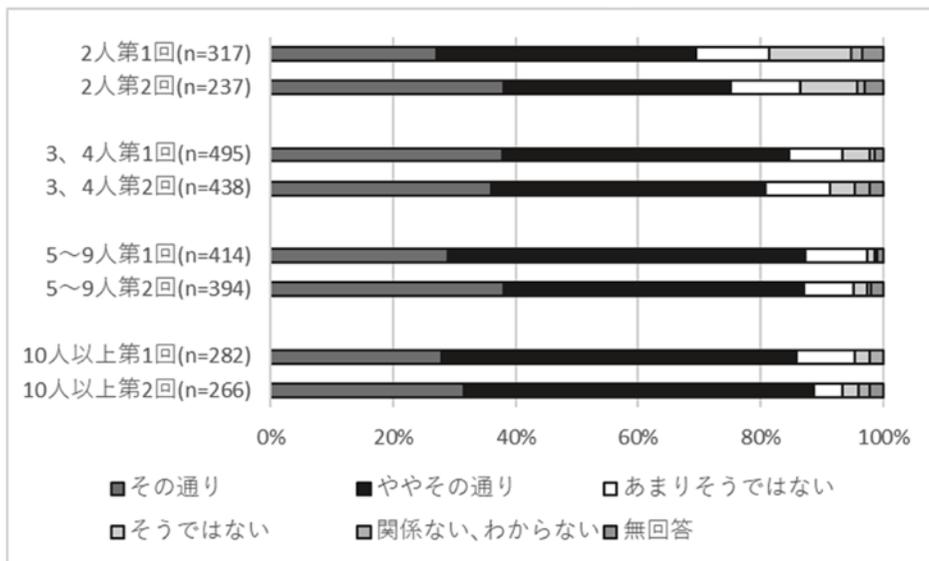
次に機種別になにか特徴があるのか、それぞれの機種別でみてみます。



グラフ5 機種別：特定自主検査を継続的に受注できているか

どの機種系も「その通り」の回答が高く、「ややその通り」を加えた肯定的な回答の割合もほぼ前回と近い比率になっており

機種別では特異な点はありませんでした。それでは、次に全体の事業場の人員規模別にみるとどうでしょうか。

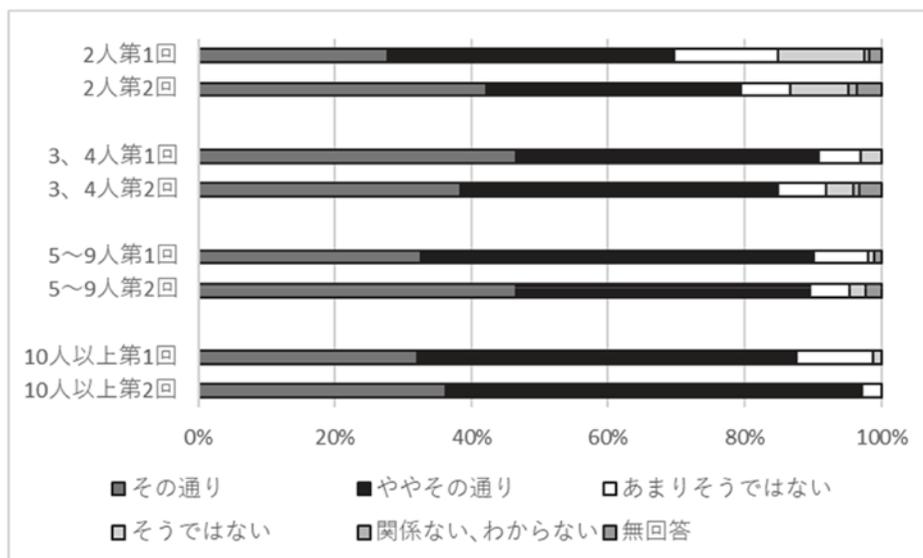


グラフ6 全体規模別：特定自主検査を継続的に受注できているか

規模別にみると3、4人規模だけ第2次の「その通りは」の回答が36.1%と第1次の37.8%より僅かですが低くなっていて、他の人員規模では高くなっています。

また、「ややその通り」を含めた肯定的な回答も3、4人規模の事業場では84.6%から80.8%と低くなっています。

さらに機種別の規模別もみることにしました。



グラフ7 フォークリフト系規模別：特定自主検査を継続的に受注できているか

機種別の人員規模別でみたところ、建機系とその他の機種系は全体と変わらない傾向でしたがフォークリフト系はグラフ7のとおり、人員規模別で3、4人規模の事業場のみが、第2次の回答が第1次の回答よ

り低くなっていることがわかりました。

3、4人規模の事業場での継続的な受注が低下してきていると認識している原因はわかりませんが、今後注目していく点かもしれません。

今回は特自検や補修などについて一昨年前に行った第1次調査との比較などを交え

て紹介していきます。

広報

# 特自検Q&A

第10回

建設荷役車両安全技術協会 本部

皆様から建荷協にお寄せいただいた「特定自主検査業務に関わる質問」の中より、重要なもの、繰り返しいただいたもの等をQ&Aの形で紹介しています。より適正な検査の実施および信頼される特自検管理業務の参考にしていただければ幸いです。

## 1. 社内教育について

Q1：特自検の登録検査業者です。

労働局による「登録検査業者監査指導」が来年度に実施されると思います。

それに備え、社内教育を充実させたいと思いますが、どのような点に注意すればよいでしょうか。

その過程で、業務規程と現状に差異がある場合は、実施方法を統一した上で必要に応じて、「業務規程」の変更、管理組織の見直し等を行うようにしてください。

教育ではまず、関係者全員が「業務規程」の内容を正確に理解し、実践することから始めてください。

A1：「登録検査業者監査指導」では、法令違反がないかとともに、「業務規程」で定めた事項と実際の管理体制、検査業務や検査標章の管理等の実施状況に問題はないかについて確認を受けます。

監査指導結果を見ると、「業務規程」の理解不足が原因と思われる事案が散見されますので、関係者全員に「業務規程」の内容について改めて教育をされたらどうでしょうか。

方法としては、座学やビデオ等いくつかありますが、「業務規程」に書かれた項目に対し、現状と合致しているか、問題はないかを関係者全員やグループ別にディスカッション形式で行う方法もあります。

## 2. 検査機器について

Q2：先日、「登録検査業者監査指導」を管轄の労働局で受けた検査業者です。

その中で、検査機器について管理状況が充分でなく、再教育を指示されました。

どの様に実施したら良いでしょうか。



A 2：検査機器は、下記登録省令（第45条第2項19条の15）に定められています。

機器が備えられていても、故障していたり、検査台数や検査員数に応じた数量がなければ、指摘を受けることになるでしょう。そのため検査機器台帳等で検査機器の適切な管理と記録を、全社統一で取り組んでください。

検査機器の管理方法を以下に具体的に記載しますので参考にしてください。

①特定自主検査実施台数と検査員数に対応した台数の検査機器を保有しているかチェックしてください。

また、工場検査用と出張検査用で、それぞれ必要台数があるかも確認してください。

②検査機器の点検・較正・更新がされているかチェックしてください。

- 正常な検査機器がいつでも使用できる（点検表等活用）状態でしょうか。使用頻度の低い機器については、担当者を定め、定期的にチェックしてください。

③検査機器の使用状況

- 検査機器を使用して検査を実施しているか統括責任者がチェックしましょう。

以上を視点に全社でルールを決めて再教育をしてください。

登録省令（登録の基準）

第19条の15 法第54条の3第4項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第54条の4の厚生労働省令で定め

る資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。

二 検査機器の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。

三 （以下省略）

通達（H2.9.26 基発第584号）

第2項の「特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数とは、別紙の検査機器の種類ごとに1以上であることをいうこと。

### 3. 検査済標章の管理業務について

Q 3：登録検査業者です。

内部監査を実施したところ、検査済標章の受払簿の記入方法が、拠点により異なっていました。

全社に再教育を展開したいのですが、基本的な記入方法があれば教えてください。

A 3：建荷協では、標章の適切な管理を行うため、下記の方法をお勧めしています。これを参考に、貴社の実情に合ったルールを作成して対応してください。

#### 標章管理業務

①受入時には

- 検査事務所統括責任者または標章管理者が、受け入れた検査済標章の番号と枚数をチェックし、受払簿に日にちとともに記入する。
- 統括責任者は、受払簿の記入内容を

確認し、摘要欄にサインか押印を行う。

②払出時には

- 検査事務所統括責任者または標章管理者は、検査完了後、責任者が署名した特定自主検査記録表を確認して、受払簿または受払補助簿に、払出日、お客様名、フレーム番号等を記入し払出す。
- 検査完了前に検査済標章を払出す場合は、検査機械を特定し、標章受領書や検査日報、検査作業指示書で当該標章の発行を適正に管理する。

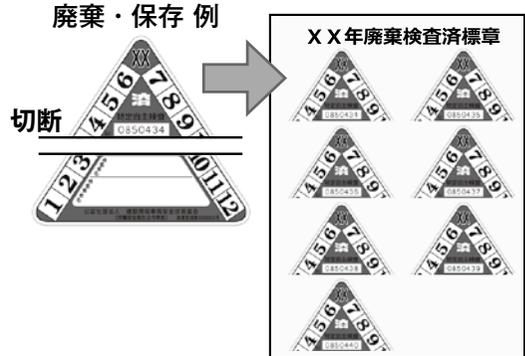
③検査事務所統括責任者は、月に1回以上の検査標章受払簿の残数及び番号と保管の検査済標章とを照合し、標章受払簿に確認のサインか押印を行う。

④年末の余剰標章の廃棄については

- 検査事務所統括責任者または標章管理者が、標章番号、廃棄年月日、廃棄枚数、廃棄方法、廃棄者氏名を受払

簿に記入の上、標章番号の下で切断し保管する等適切に廃棄処理を行う。

- 統括責任者は受払簿に確認のサインまたは押印を行う。



確認のサイン・押印例

標章 受入 払出	年月日	標 章 番 号	受入数	払出数	残 数	廃棄数	備 考
H23・10・13	第 0582149 号～第	号		1	1		森川建設 再発行46R10001
H23・10・14	第 0582150 号～第	号		1	0		山田組
H23・10・17	第 0650336 号～第 0650337 号		2		2		日管業所より 委入
H23・10・19	第 0650336 号～第 0650337 号			2	0		野木土建
H23・10・20	第 0850401 号～第 0850440 号		40		40		平成23年分 建研編集本部
H23・12・21	第 0850432 号～第 0850433 号			2	7		431 森川建設 432 中澤興機
H24・1・6	第 0850434 号～第 0850440 号				0		年末残在庫 検査者 特定 責任者 安全

註：回答中の枠囲みは

法令を示します。

特自検に係るご質問をお待ちしています。質問が採用された方には、薄謝を進呈します。質問は以下の方法でお寄せ下さい。

- 巻頭アンケート用紙にて
- メールにて (E-mail : koho@sacl.or.jp)

## 技術解説

# 林業複合アタッチメント OHB-120 ハイブリッドバケット 林業市場動向と機械化による生産性向上について

西川 和\*

## 1. 緒言

昨今における木材市場では、新型コロナウイルス感染症拡大による国際販路の機能不全、およびアメリカの住宅建設需要増に端を発する木材価格の高騰（ウッドショック）により、国内材への注目が高まっている。

一方、国内業界においては若年層の労働力不足、安い外国材に圧迫され市場価格が維持できないなどの構造的な問題により、供給を増やすことが難しいという課題を抱えており、生産性の向上、および集材効率の強化が大きな焦点となる。

本課題に対し、各種油圧機器を用いた機械化による生産効率の向上は、林業分野における恒久的な課題であり、多機能を有する高性能アタッチメントの需要は今後、より大きくなることが予想される。

## 2. 機器諸項

OHB-120 ハイブリッドバケットは立木切断刃、材保定グラップルアーム、掘削用バケットを有する、林業・土木業務用複合アタッチメントである。

ハイブリッド（hybrid）という呼称は、従来では個別の専用機を必要とする各作業機能を、一台のアタッチメント（バケット）で有するという多面性に由来する。

林野における木材の切断・集積や路網の作成、および土木事業における河川法面の造成、ソーラーパネル敷設時の開墾など、幅広い分

野での活用が想定される（写真1,2）。



写真1 機器外観①



写真2 機器外観②

表1 OHB-120 スペックシート

項目	仕様
型式	OHB-120
質量 [kg]	1230
全長 [mm]	2005
アーム幅 [mm]	690
最大開口幅 [mm]	1010
バケット幅 [mm]	950
最高使用圧力 [Mpa]	32
使用流量 [L]	120
取付ショベル [ton]	10~13
使用電圧 [V]	24
切断刃導入径 [mm]	φ400

\* オカダアイオン株式会社 機械部 設計課  
建設荷役車両

本アタッチメントにおける各特徴を下記に列挙する。

(1) 運用形態

本機はグラップルバケットに切断刃を搭載することで、油圧ショベル単体での



写真3 根株除去

路網作設を可能とする (写真3,4)。

通常工法では下記のように、複数の人員・機材が必要であった作業を、架装車両一台で完遂することで、生産効率を大きく向上させることができる。



写真4 全幹除伐作業

- a.チェーンソー等による進路木の伐採、集材のための短幹切断
- b.掴み機での切断木の運搬
- c.バケットによる除根、埋戻し
- d.ローテータ付きアタッチメントでの路面転圧・法面整形

ハイブリッドバケットによる作業一元化

(2) 立木切断刃

特殊耐摩耗鋼を用いた切断刃は耐久性に優れ、高い切断力を発揮する。開発に際しては様々な形状の試作刃を製作し、最も優位性が見られたモデルを製品に搭載している。

楔状の突端部を持つV字形状切断刃は、大径材においてもスムーズな伐採が可能 (写真5～7)。



写真6 立木切断刃①



写真5 切断断面



写真7 立木切断刃②

全幹集材を行う当機では、切断位置となる根株付近での岩石の巻き込みが起り易く、またバケットという性質上、土壌と接触する機会が多い。そのため刃部先端は鋭利とせず、意図的に平面部を設けることで、刃面の損傷および亀裂による切断刃の折損を防止している。

切断刃はボルトによりハウジングへと締結され、補修・交換時に溶断を必要としない。ハウジング結合部には大径の固定ピンを採用し、切断時の荷重モーメントを負担することで、締結ボルトの折損を予防している。

### (3) 土壌掘削バケット

バケット底面は直線形状とし、転圧時の作業性・作業範囲を重視。底板には厚板の特殊鋼を採用することで、剛性を高め、湾曲や摩耗への耐性向上、および強固な締固めが可能となる（写真8）。



写真8 転圧作業

フォワーダ、ダンプ車といった各種運搬機は、路面の状態・傾斜・車幅により作業性能が大きく左右される。

走行速度は集材時間に大きく影響するため、作業路の完成度はそのまま生産性に直結する項目である。

### (4) 補修作業低減項目

掘削により摩耗が生じるバケット開口部には交換式のツースシュラウドを装備

し、バケット端部にはリップガードを採用。またバケット、アーム等の土壌接触部には耐摩耗鋼を使用し、補修作業によるダウンタイムを極力省く設計とする。

### (5) 機器制御部

本機架装時の油圧回路は単配管（ブレーカ回路）を用い、アタッチメント内電磁弁を制御ユニットにより操作することで各動作を行う。油圧ショベルへの特殊な配管架装を必要としないため、余分な配管コストを削減できる。

各操作は専用のグリップにて行い、専用設計のグリップスイッチは、最適な形状・ボタン配置により長時間の運転におけるオペレータの負担を軽減する。

制御系統は2値制御（ON/OFF制御）方式（図1）を標準品とする。また、レバーの操作量に応じて、アタッチメント操作速度を無段階に調整できる比例制御仕様も用意されている（図2）。

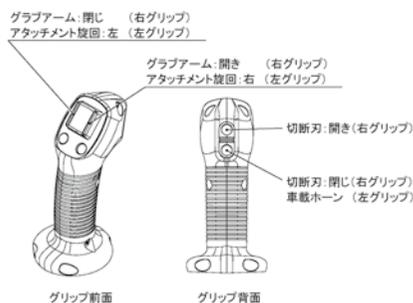


図1 標準2値制御グリップ

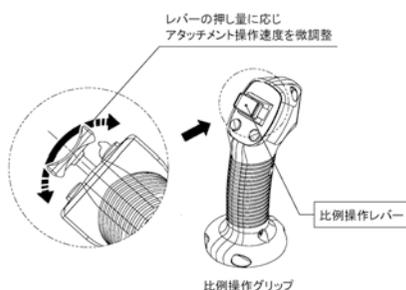


図2 比例制御グリップ

標準仕様においては、オプションのパイロット操作用電磁弁（比例制御仕様については標準装備）を油圧ショベルへと架装することで、グリップのみでのアタッチメント操作（ペダル操作不要）が可能となり、オペレータの負担を大きく軽減することができる。

### 3. 以後のシリーズ展開

本機は現在10-13[t] (0.45[m<sup>3</sup>]) クラスをラインナップしており、6-9[t] (0.25[m<sup>3</sup>])、18-25[t] (0.7[m<sup>3</sup>]) クラスについても開発中である。

小規模範囲での林野整備に適した6-9[t] クラス、河川造成等の大規模事業等を視野に入れた18-25[t] クラスは、それぞれ

現場が必要とする機能を備え、ベースマシンに応じた使い分けを留意したうえで、広域・多事業での運用を目指す。

### 4. 結言

これまでオカダアイオンでは、解体用アタッチメントのパイオニアとして解体工法の変化、進化に対応すべく技術力を駆使して開発に取り組んできた。

近年では南星機械（現 オカダNANSEI）との協力のうえ、林業分野についても積極的に製品投入を行い、より広い分野にて環境・現場環境に配慮した製品開発に注力している。本製品を契機とし、今後も人にやさしく、ワクワクするような商品を社会に提供すべく引き続き邁進する所存である。

## 技術・技能の継承

中小企業診断士 松田 博文

連載講座「技術・技能の継承」の第4回目は、様々な業界の中小企業における「技術・技能の継承」への取り組みの第2弾として、総合工事業界（建設業）で活躍する企業の例を紹介します。

### 1. はじめに

今回は総合工事業業界において、明確な組織体制のもとに、同業他社に比して積極的な投資を行い、複数の教育施策により技術・技能の継承を推進しているR社です。

### 2. 企業概要

R社は、千葉県松戸市において昭和38年にN社長の父、現会長により創業されました。以来58年にわたり『市民の安全・安心に貢献する』との経営理念のもと、東京首都圏として急速に発展する千葉地域の道路、下水道、河川等の社会インフラ整備を主体に活動する従業員38名の総合工事業業者です（写真1）。



写真1 R社外観

R社は国土交通省、千葉県、松戸市、UR都市機構、企業等々より工事を受注し

ている安定した事業所です。近年では千葉県から令和2年度優良工事業者として表彰されています。

事業の主な内容は、土木舗装工事では、道路関係の舗装新設、舗装打替え等、上下水道関係では、開削・推進工法による下水道管渠布設等、河川関係では、河川改修、河川浚渫等、その他工事では、宅地造成、橋梁工事等、またその他業務として、産業廃棄物の収集・運搬・処理の業務も行っています（写真2）。



写真2 道路の築造

### 3. 組織体制図

R社の組織体制は以下の通りです（図1）。ここでは技術・技能に関連する工事部、安全環境部、機材部、品質管理部、ICT施工部について説明します。

- 工事部…工事の計画、施工体制の各管理
- 安全環境部…安全管理の全般  
 (実習生担当部…事故防止、安全教育、社員教育、資格取得、実習生管理担当  
 BCP防災担当…非常時対応マニュアルの保守・運営担当)
- 機材部…車輛、重機、小機械の保守点検と整備
- 品質管理部…ISO9001・ISO14001認証の継続審査等、社内コンプライアンス
- ICT施工部…ICT施工による測量、データ入力、機器取付等の先端技術対応

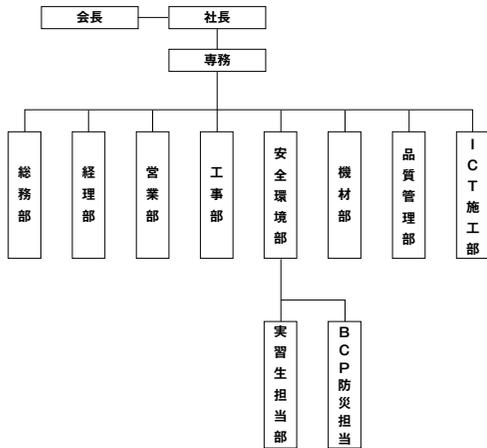


図1 R社組織体制図

#### 4. 各技術・技能の継承に対する取組

R社では日常教育、入社時教育、階層別教育、認証制度の継続改善等の様々な局面で、各部門が技術・技能の継承を推進しています。

##### (1) 日常教育

本件は工事部が担当しています。

##### ① 日常の社員教育

OJT、Off-JTにより現場実技も含め、指導教育を実施しています(写真3)。



写真3 ローラー運転のOJTの様子

OJTには定年(継承時間)延長した特定技術・技能保有者を講師としています。

##### ② 日常のスキルアップ、情報の共有化、見える化

毎週火曜日の朝に、現場管理者が集まり、小勉強会や共有すべき情報提供などを実施し、見える化により対応・対処の迅速化に努め、現場意見の吸い上げを行っています(写真4)。



写真4 小勉強会

##### (2) 新規教育

##### ① 雇入れ時、新規入場時の教育

建設業で就業するための基礎知識の伝達と周知に努めています(図2)。

##### ② 技能実習生(ベトナム人)の雇入れ時、新規入場時の教育

日本の慣れない環境の中での生活お

建設現場で働くための基礎知識(建築工事編:第一版)  
目次

1. 建設業の役割とその魅力	7. 建設現場作業に関する共通事項
2. 建築物の主な構造種別	7-1 図面の種類と役割
3. 施工の体制と工事の流れ	7-2 発注作業
4. 現場で活躍する専門職種の紹介	7-3 現場作業まで必要な資格
5. 建設現場の安全	8. 仮設(足場・仮囲い)の共通事項
5-1 建設現場の安全衛生管理体制	8-1 足場の種類
5-2 雇入れ労働者・送引出し労働者・新規入場時教育とは	8-2 足場作業の安全
5-3 正しい搬送・保護具の着用	8-3 仮囲い
5-4 安全帯の構造	9. 工具と材料の共通事項
5-5 建設現場の安全を確保する	9-1 図面作業で使用する主な器具
6. 作業現場に入場する際の注意事項	9-2 足場部材と接地
6-1 作業現場の確認	9-3 鉄釘部材と接地
6-2 安全通廊	9-4 鉄釘部材と接地
6-3 工事現場の点検と管理	10. 現場作業の技能の基礎
6-4 是正ご・部立・作業台・足場・開口部付込・屋上等の作業	10-1 かまづ・ハンマーの使い方
	10-2 のこぎりの使い方
	10-3 丸のこの取扱い上の注意
	10-4 デリタスタグメンタの取扱い上の注意
	10-5 ラチェットレンチの使い方
	10-6 インパクトレンチの使い方
	10-7 10-7 アーク

図2 建設現場で働くための基礎知識  
(一財建設業振興基金)

および作業補助における注意事項の説明と周知に努めています(ゴミの分別、生活ルール等)。また、ケガ、事故等の発生を未然に防ぐ指導に努めています(図3)。

さらに、事故発生防止の教育のため、マンガによるレジュメを配布し、周知徹底に努めています(図4)。



図3 建設作業員の安全(ベトナム建設人材育成推進協議会)



図4 安全衛生と労災防止の基本(厚生労働省)

### (3) 階層別教育

本件は安全環境部が担当しています。

#### ① 資格取得・資格更新時の支援

資格取得による昇給制度を完備して技術・技能の向上を奨励しています。

とくに1級土木施工管理技士、1級機械施工管理技士および同2級の資格

取得に際して、事前講習会受講の機会を与え、合格者アップに会社として取り組んでいます。また、現場実務に必要な玉掛け、地山の掘削および土止め支保工等の資格取得にも同様に前向きに取り組んでいます。

主な取得資格は1級・2級土木施工管理技士、1級・2級建設機械施工技士、1級・2級建築施工管理技士、1級・2級舗装施工管理技術者、2級管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者、排水設備工事責任技術者、監理技術者資格者証、測量士、測量士補、建設業経理士等です。

#### ② CCUS (Construction Career Up System.) の活用

CCUSとは建設キャリアアップシステムの略称であり、建設業に関わる技能者の資格・社会保険加入状況・現場の就業履歴などを登録・蓄積し、技能者の適正な評価や建設事業者の業務負担軽減に役立てるための仕組みのことで、国土交通省が推進しています。R社では全社員、外国人技能実習生のすべてが登録活用しています。

CCUSの目的は、技能者のキャリアの見える化、将来の技能者確保、事業者の業務負担軽減です。技能者のメリットは、正当な賃金や処遇を受けられること、建設業退職金共済事業本部からの退職金の適切な受取、スキルアップの目標・計画の容易な設定です。保有資格や就業実績に応じて、技能者の能力を「見習い技能者」「中堅技能者」「職長・熟練技能者」「登録基幹技能者・上級職長」のようにレベル分け

できます (図5)。

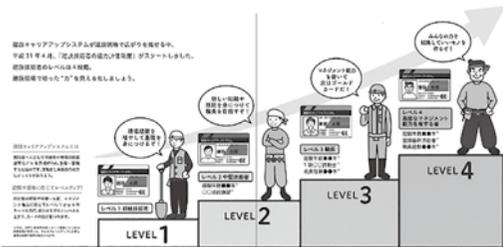


図5 CCUSによる建設技能者の能力評価制度について

本システムの活用により、人材育成と教育の目標設定と達成度確認による向上心アップを図っています。

③ CPDS (Continuing Professional Development System) の活用

CPDSのCPDとは、ある専門家(技術者)が継続的に能力向上(開発)のための自己研鑽を図っていることを運営組織等に登録しておき、必要な場合に当該運営組織等がその記録を証明する制度です。

日本国内の公共工事等では金額だけでなく、実施能力も勘案する総合評価方式の入札が行われるようになり、その際の技術力評価の加点対象となることから、特に建設系の技術者団体は積極的にCPD制度を取り入れています(建設系CPD協議会に現在19団体加入)。

CPDSは、そのうちの「全国土木施工管理技士会連合会」が実施しているものの名称であり、CPDにシステムのSを加え「全国土木施工管理技士会連合会継続学習制度」と呼んでいます。

R社では現場監督者や管理者を中心にCPDSを積極的に推進しています。学習には次のA、Bの2分野があります(表1)。

表3 B分類コード(CORINS分類) ※B分類の入力は必須ではありません

内容	B分類コード	内容	B分類コード
河川	1	港湾	11
道路	2	海洋	12
砂防・地滑り	3	その他のライフライン	13
上水・工業用水	4	造園(余暇施設含む)	14
下水道	5	産業廃棄物	15
農業農村整備	6	建築	16
鉄道・軌道	7	機械	17
発電	8	電気	18
空港	9	通信	19
海岸	10	その他	99

表2 A分類コード

大分類	中分類	小分類・主な内容	A分類	分類コード101に該当する分野
1 倫理	倫理	倫理規定、技術者倫理、職業倫理、コンプライアンスなど	101	2
		土木に特化した技術者倫理・コンプライアンスなど	102*	1
		建設業・施工管理に関する法令・基準など	201	1
		工程、品質、安全、原価、環境等の施工管理、施工計画など	202	1
2 専門技術	工学と基礎工学)	施工管理に関する最近の技術開発、その他の施工管理	211	1
		土工	221	1
		(利用) コンクリート工	222	1
		基礎工	223	1
		鋼構造物	224	1
		基礎工学(構造力学、材料力学、水理学、土質、地質、測量など)利用度の高い科目)	225	1
		施工管理・専門1-3に分類出来ない技術分野 河川・海岸・道路・港湾・鉄道等の施設及び維持管理、防災対策(ソフト対策は除く)、環境対策(施工管理技術と関係するもの)等	230	1
		専門3 建築関係の構造などの技術分野(低層住宅等を除く)	250	1
		技能 建設機械などの運転技能、装置の操作など	240	1
		周辺技術	都市計画、各社会資本の整備計画、事業計画、環境計画、防災計画等の計画系、事業制度、事業効果、まちづくり関係など	310
3 総合技術	情報その他	電子部品、CAD、CALS、CIM、情報化施工など CM、VE、など	311	1
		リーダーシップ、コミュニケーション、担い手・働き方改革、人材育成、働き方改革、雇用契約、社会保険未加入問題、就業規則に関する研修、健康管理(メンタルヘルス含む)、交通安全・防犯講習会、普通救命講習、AED、水防訓練、防災(技術以外)など現場の運営や管理(雇用主としてではなく現場責任者として)等に有用なもの ISO・COHMS(現場取扱い事例のあるもの)、土木史、建設系の資格取得に関する内容 土木に特化したリーダーシップ・コミュニケーション	401	2
4 その他	技術以外の有用な資質		402*	1

表1 A分類とB分類

(4) 認証制度活用

① ISO9001とISO14001による継続改善  
本件は品質管理部が担当しています。

R社は国際標準化機構(ISO)が策定しているISO9001とISO14001を取得しています。

ISO9001は品質に関するマネジメントシステム、ISO14001は環境に関するマネジメントシステムの仕様を定めた規格です。

この2つのマネジメントシステムを実行し、継続的に改善を行い、品質による顧客満足の向上と汚染の防止及び環境保全を目指しています。

② BCP (Business Continuity Plan) の取り組み

本件は安全環境部が担当しています。

BCPは事業継続計画の略で、災害、事故等の突発的な事象におそわれても、自社の重要業務が目標時間までに復旧・実施できるよう追求する計画のことです。

国土交通省の各地方整備局が実施している「建設会社における災害時の事業継続力認定」に申請し、適合した建設会社は、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、認定証の交付と会社名の公表がされます。

認定期間は2年間となり、継続申請には訓練や点検などの実施と記録が必要になります。日頃より運用計画に則して活動し、災害発生時の対応力の強化に努めることで、インフラ復旧や地域の防災力の向上に貢献することができます。

R社は、関東地方整備局へ平成24年12月の新規登録以来、現在に至るまで9年間にわたり継続しています。事業の継続も含め、地域社会への緊急時の備えおよび手助けの一助になればとの思いもあり、定期的な消火器訓練（写真5）やAEDの操作方法の確認（写真6）および緊急時用井戸の定期点検（写真7）等も実施しています。



写真5 消火器訓練



写真6 AEDの操作方法の確認



写真7 緊急時用井戸の定期点検

#### (5) i-Constructionへの取り組み

i-Constructionとは、国土交通省が推進する、ICT建機やドローンなどの活用により全工程を3次元データ化して有機的に結合して現場の生産性、安全性を向上させる解決策のことです。

R社では、ICTの導入機械は自社保有機となっており、リースやレンタル機ではありません。したがってフルタイムでの教育も可能で、技術と技能の未達者も短期間で習得が可能となっています（図6）。

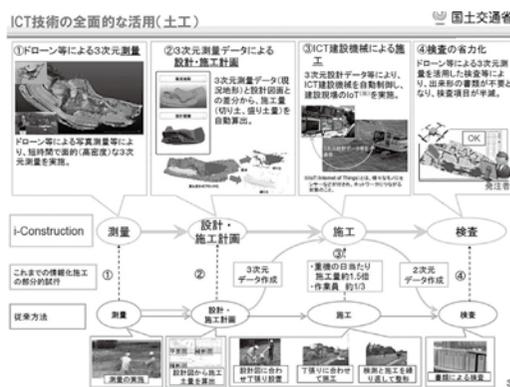


図6 ICT技術の全面的な活用 (土工)

## 5. おわりに

このように R 社では、国、各種機関が推奨する技術・技能の登録評価システムへの登録、登録認証システムの継続改善、ICT 技術推進を通じて、技術と技能の継承に今後とも取り組んでいきます。

### 参考文献

- 「建設現場で働くための基礎知識（土木工事編：第一版）」建設産業担い手確保・育成コンソーシアム 事務局：（一財）建設業振興基金  
<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/database/pdf/建設現場で働くための基礎知識（土木工事編：第一版）.pdf>
- 「建設作業員の安全」一般財団法人建設業振興基金 海外建設技能実習生受入事業ダウンロード  
[https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/foreign/download/index\\_download.php](https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/foreign/download/index_download.php)
- 「マンガでわかる働く人の安全と健康」厚生労働省 マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）

[https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/01\\_kyoutu\\_03Vietnam.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/01_kyoutu_03Vietnam.pdf)

- 「CCUS」

建設キャリアアップシステム：一般財団法人建設業振興基金

<https://www.ccus.jp/>

- 「CPDSとは」

一般社団法人全国土木施工管理技士連合会

<https://www.ejcm.or.jp/about-cpds/>

- 「BCP」

国土交通省関東地方整備局 防災 業務継続計画（BCP）

<https://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/index00000046.html>

- 「i-Construction-国土交通省」

国土交通省 技術調査 i-Construction

<https://www.mlit.go.jp/tec/i-construction/index.html>

- 「建設業の技能伝承と人材育成」

建築コスト管理システム研究所 建設コスト研究 No.91 2015.10

[https://www.ribc.or.jp/info/pdf/sprep/sprep91\\_00.pdf](https://www.ribc.or.jp/info/pdf/sprep/sprep91_00.pdf)

## イラスト災害事例

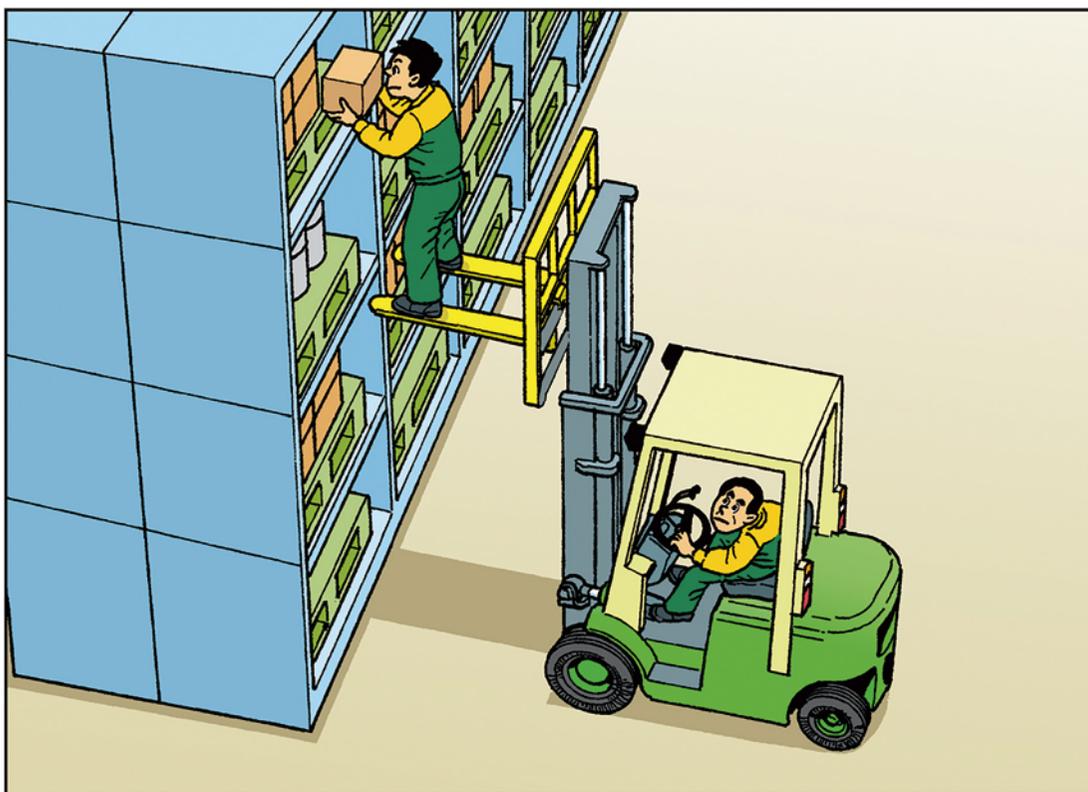
車両系荷役運搬機械および車両系建設機械・高所作業車(特自検対象機械)の労働災害事例について、災害発生前と発生後をイラストにして説明しています。職場の皆様でご覧になり、安全作業、危険予知活動等にご活用ください。

### 1. 車両系荷役運搬機械の災害事例

**【分類】 起因物：フォークリフト 事故の型：墜落・転落**

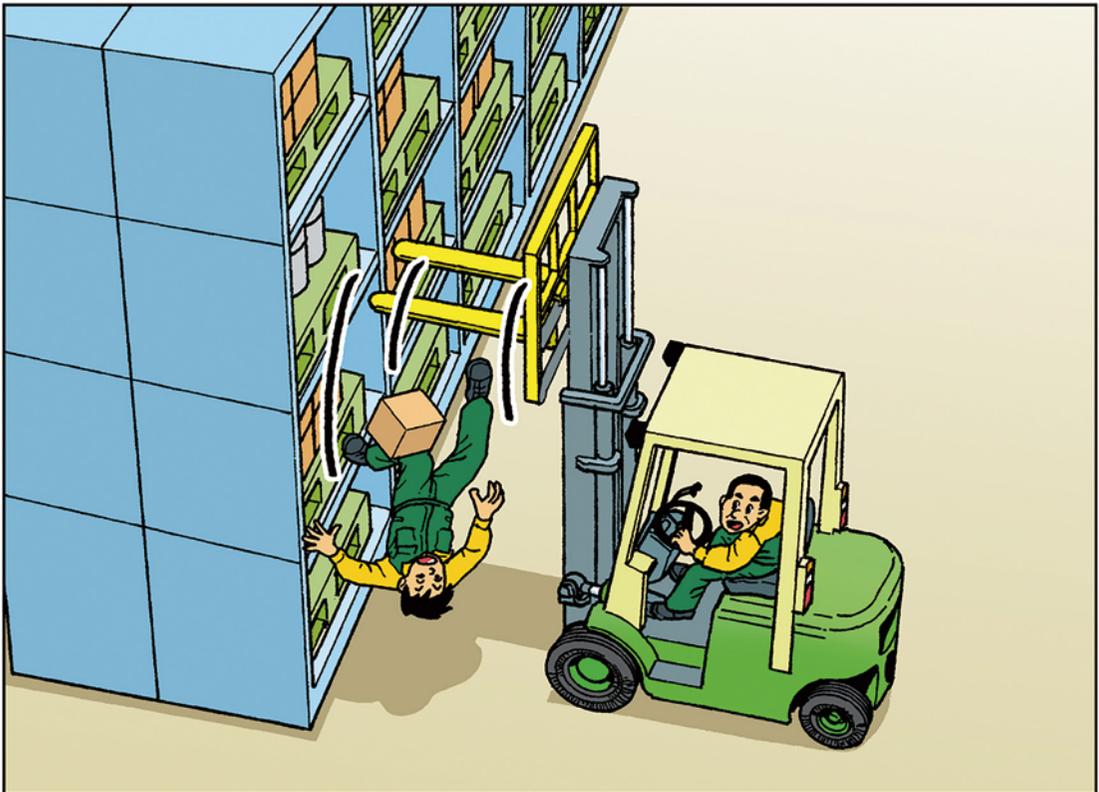
#### 1-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…(この状況で予知される災害は?)

フォークリフトのフォーク(爪)に作業者を乗せて、高さ約3mの棚に置かれた荷(約5Kg)を取ろうとしていました。



## 1-2 どうすれば防げるでしょうか… (こんな災害が発生しました)

荷を取った瞬間バランスを崩し、フォーク（爪）から足を踏み外して、コンクリート床の上に頭部より墜落しました。



### 【災害発生防止のポイント】

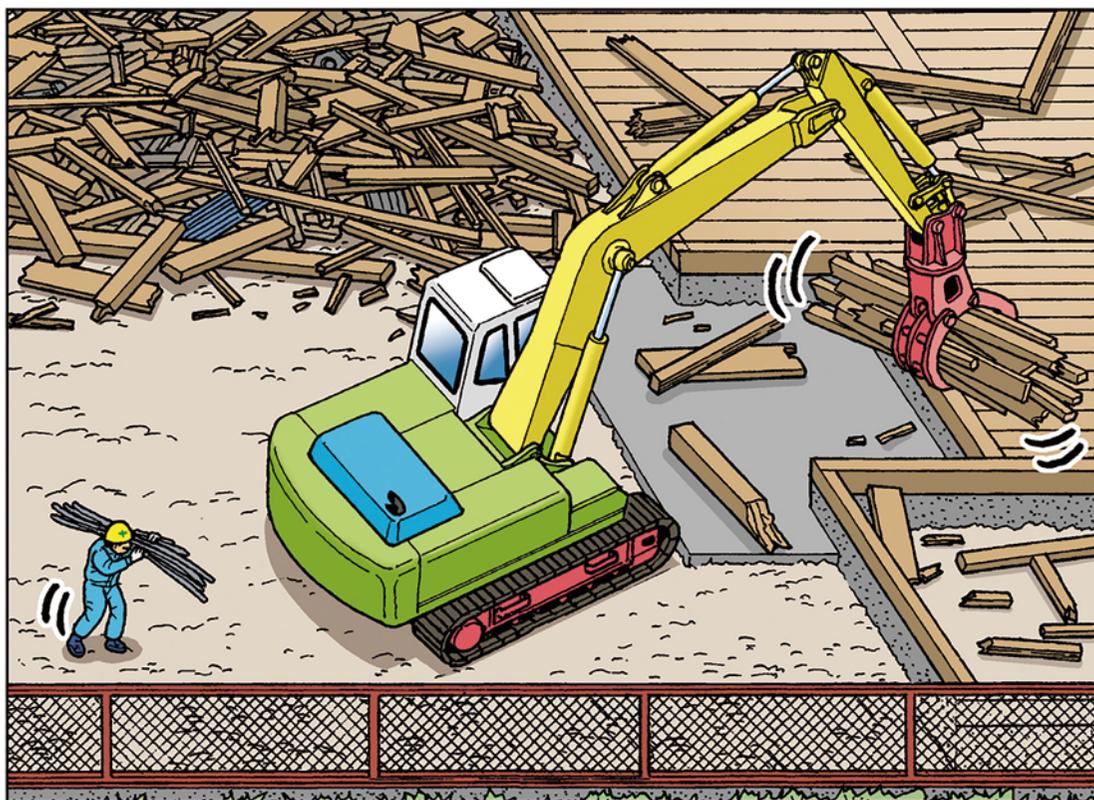
- フォークリフトを作業者の昇降に使用しないこと。（用途外使用の禁止）
- オーダーピッキングトラック（運転者が荷台に乗り昇降して荷役作業できるフォークリフト）、高所作業車や足場などの適切な機械・設備を使用し、高所作業の場合は、保護帽を着用し、墜落制止用器具（ハーネス型安全带）を使用する。
- 高所での荷取り、荷置き作業の手順書を整備し、作業者に周知する。

## 2. 車両系建設機械等の災害事例

【分類】 起因物：解体用機械 事故の型：激突され

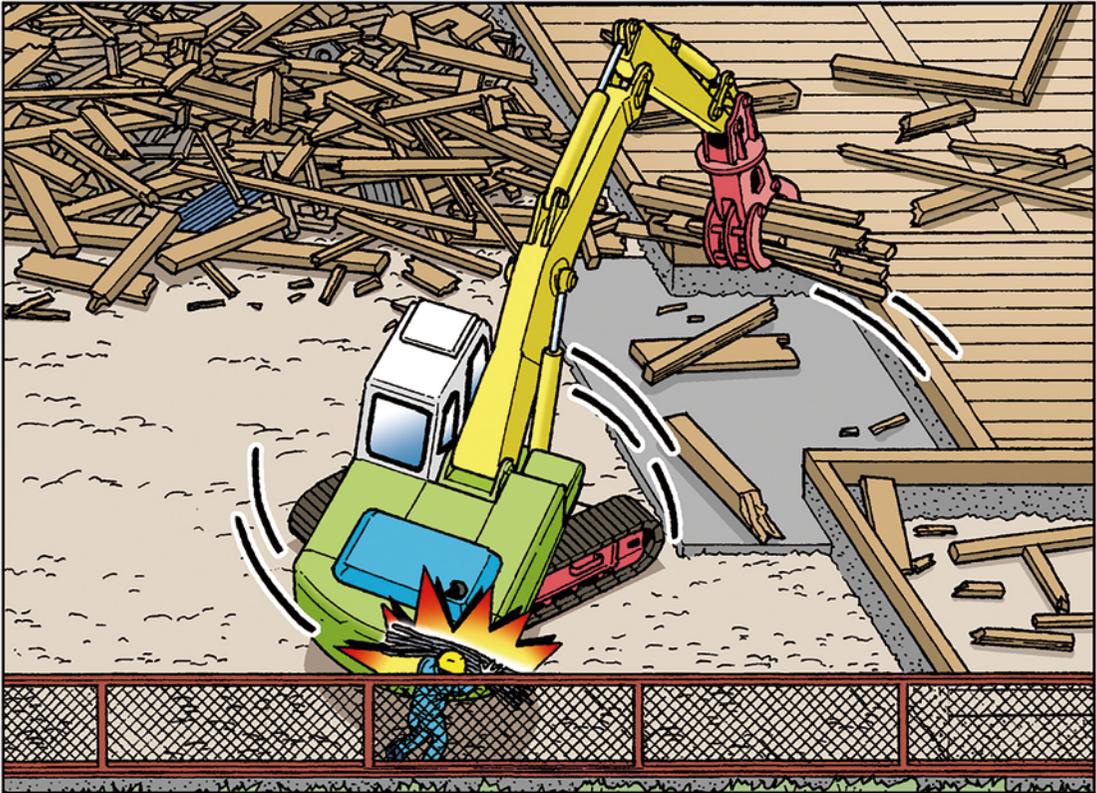
### 2-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…（この状況で予知される災害は？）

工事現場で解体用つかみ機を使用して、解体作業を行っていました。（解体用つかみ機の周囲では、作業者が廃材の仕分け作業を行っています）



## 2-2 どうすれば防げるでしょうか… (こんな災害が発生しました)

作業者がいることに気づかないまま、つかみ機を旋回させたため、作業者が解体用つかみ機の上部旋回体とフェンスとの間に挟まれました。



### 【災害発生防止のポイント】

- 機械の旋回範囲内の立入り禁止を徹底する。やむを得ず作業者が立ち入る場合は、運転者に合図して機械が完全に停止したことを必ず確認すること。
- 解体作業と仕分け作業の作業エリアを明確に区分する。

## 第70回

## 我が社のセールスポイント

長野県支部  
飯田ヂーゼル株式会社

「我が社のセールスポイント」は、会員同士が切磋琢磨する情報を提供する場として、通年表彰の「企業賞」の受賞会社に「安全管理」、「整備・検査」、「法令遵守」、「技術開発・考案」、「環境」などについて執筆していただき、労働災害防止活動や技術開発・改良・考案等に対する意欲向上を図る場を提供することを目的としています。

今回から、令和3年度に表彰された企業を紹介する予定です。トップバッターは長野県支部の飯田ヂーゼル様(株)様に執筆をお願いいたしました。

## 1. はじめに

当社は、地域公共路線バス事業を営んでいる信南交通株式会社の整備部門より昭和34年に独立し、自動車分解整備事業の認証を受け自動車の販売サービスを開始しました。

昭和35年に株式会社小松製作所の指定工場となり、長野県の南信地域（上伊那郡/下伊那郡/木曾郡）において建設機械の販売サービスをスタートし、昭和54年には車両系建設機械及びフォークリフトの特定自主検査業に登録し業務を始め、以来63年に渡り建設機械の販売、修理、レンタルと自動車の販売修理、保険の代理店として地域に根差した活動を行っております。

平成29年10月には自動車事業部社屋の建替え、令和2年12月には建機事業部の駒ヶ根営業所、伊北営業所、木曾営業所を閉鎖、新天地に新社屋を建設し上伊那木曾支店として統合し、より一層地域の方々やお客様のお役に立てることを目指し営業を開始しております。



飯田支店

## 2. 会社概要

## (1) 概要

- 社 名：飯田ヂーゼル株式会社
- 会社設立：昭和34年6月
- 代 表 者：代表取締役社長  
中島 一夫
- 資 本 金：2,200万円
- 売 上 高：16億4千万円（令和2年）
- 営業拠点：建機事業部 2拠点  
自動車保険事業部 1拠点
- 従業員数：59名



上伊那木曾支店

## (2) 登録機種

- 整地・運搬・積込用機械  
(ブルドーザ・ホイールローダ・モータ  
グレーダ他)
- 掘削用機械 (油圧ショベル)
- 解体用機械 (ブレーカ・鉄骨切断機・コ  
ンクリート圧砕機・解体用つかみ機等)
- 締固め用機械 (ローラー)
- 基礎工事用機械
- 不整地運搬車
- 高所作業車
- フォークリフト

## (3) 協会事業への参加

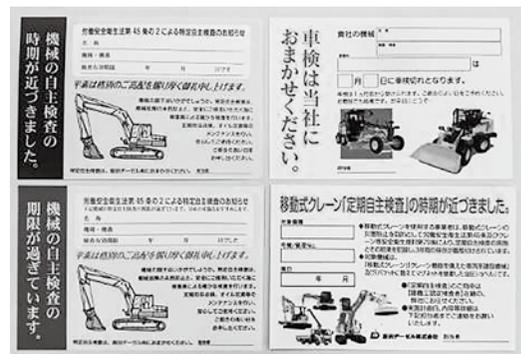
- 特定自主検査巡回指導
- 能力向上教育講師 (整地・運搬・積込・  
掘削用及び解体、締固め用機械)

## (4) 特自検の実施

- 特自検有資格者数：28名
- 協会の研修・教育への参加 (H28年度  
以降)
  - 1) 検査者資格取得研修 11名  
(延べ人数)
  - 2) 能力向上教育 47名  
(延べ人数)
  - 3) 実務研修 8名
- 特自検実施台数：1,253台(令和2年度)

特定自主検査の実施率向上を図るため、有効期限1ヶ月前に期限満了の通知をお客様に送付、期限切れ車両に関しても、翌月に再び案内はがきを送付し、お客様への必要性の通知を図っております。

我々自身においても適正な業務が行える様メーカー販売店各社による相互クロス監査等実施し、日頃と違う観点でも監査いただき是正に対する活動も行っております。



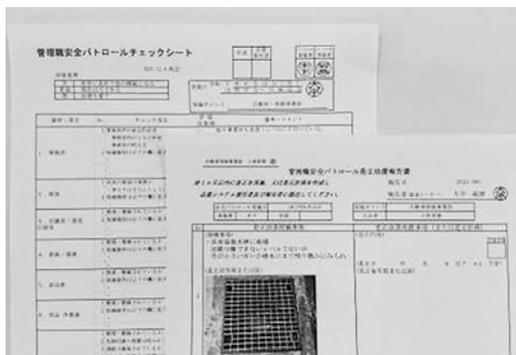
各種案内はがき

## 3. 安全管理の取組

毎年期初の10月に全社安全大会の開催、毎月の安全衛生委員会の開催と年2回安全衛生委員及び管理職による全事業所の安全パトロールを実施、是正の必要な個所に関しては適切な処置を実施し安全衛生会議で是正報告をしています。



毎年期初に開催の安全大会



安全パトロールチェックシート

毎月安全に対するテーマを決め、社員やメーカー系列から配信のされる災害情報の共有、自社内でも災害には至らなかったがヒヤリ・ハットした事例の提出を行い同じ作業時には十分注意をするように共有・啓発をしています。



ヒヤリ・ハット報告書

#### 4. コンプライアンス（法令順守）

販売代理店としてコマツコンプライアンス5原則の順守を活動の基本とし、業務規程に基づいた特定自主検査の実施、適切な道路運送車両事業の運営を実施しております。

#### 5. 技術開発・考案活動の推進

過去10数年に渡り、考案賞への応募を毎年欠かさず行っております。

安全と効率的な作業が行えることを目標に考案活動に取り組み、過去の入賞作は下記の通りです。

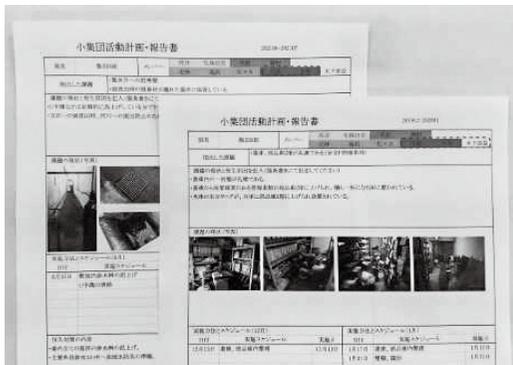
- 平成23年 プロボルト固定治具 金賞
- 平成26年 質量表示マグネットプレート 銀賞
- 平成27年 プロボルト楽々ロック 銀賞
- 平成28年 グリスポンプでピン抜き 金賞



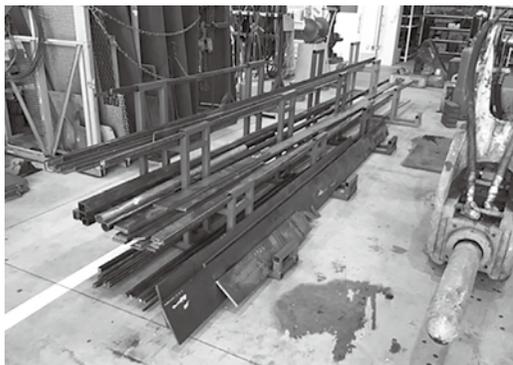
考案賞入賞作

## 6. 環境への配慮

毎月2回、5Sの日を設け全従業員で近隣の清掃及び小集団活動を行っております。2ヶ月ごとに各グループリーダーにより課題を決め、廃棄物保管場所や施設内排水路の環境整備、鋼材保管方法の改善から無駄の削減など、環境への配慮を意識した活動に取り組んでおります。



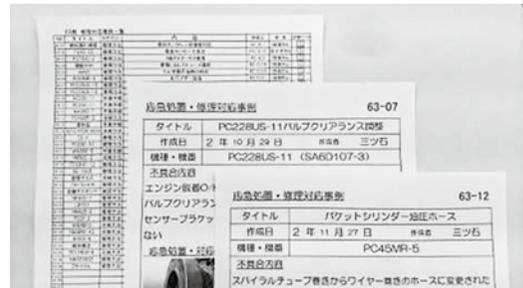
小集団活動報告書



鋼材スタンドの製作

## 7. 社内研修の概要

毎月学習会を開催、新しい技術知識の習得と各々が日々の業務で経験した事例を修理対応事例として共有し、ノウハウの蓄積を実施しています。



応急処置・修理対応事例

## 8. おわりに

働き方改革、情報通信技術のさらなる進化や電動化の加速等、取り巻く環境変化が激しい時代ですが、市場の変化に柔軟に対応できる組織を目指し、「法令順守」「安全第一」としたサービスの提供を行い、地元のお客様に頼られ「地域に不可欠な企業」となれるよう活動してまいります。

[取締役建機事業部長 舘野 陽一]

## 製品紹介

製品名	有線式電動油圧ショベル「PC78USE-11」	コマツ
発売年月	令和3年7月	

### ■概要

コマツは、このたび有線式電動油圧ショベル「PC78USE-11」の国内市場への導入を開始しました。当該機は電動油圧ショベルを連続して長時間使用したいというお客様のニーズに応えることを目的に、これまでコマツが培ってきた技術をベースにエンジン駆動式と同等の作業性能を発揮しつつ、排気ガスゼロや騒音・排熱の大幅低減を実現した環境に優しい中小型クラスの有線式電動油圧ショベルです。

駆動源に電気モーターを採用し排気ガスゼロや騒音・排熱・振動の大幅低減を実現することで作業現場の安全性・快適性を向上させるほかオペレーターへのストレス軽減に貢献します。また、電気モーターの特性により車両寿命が延長されるとともに燃料補給やエンジン回りで必要とされたメンテナンス作業が不要になるため、車両のランニングコスト削減が可能です。そのほか、電源を有線で直接供給するため充電式の電動車と異なりバッテリー残量を気にすることなく長時間連続稼働できるため、特に産廃処理工場など24時間稼働が必要とされる作業現場での生産性向上が期待できます。

### ■主な特長

#### 1. 環境・経済性

- 電気モーターを駆動源とし人と環境にやさしい"排出ガスゼロ"を実現  
稼働現場での"排出ガスゼロ"によりクリーンな作業環境を実現します。車両周辺の環境に優しく工場内での産廃処理や自動車・家電解体作業など、電源（三相交流 400V）が確保できる現場で幅広く活躍します。
- エンジン車に比べランニングコストが安く経済的。

### ■主な仕様

項目	単位	PC78USE-11電動仕様
機械質量	kg	6,900
定格出力	50Hz	37/1,480
	60Hz	37/1,780
モータ名称	—	全閉外扇型三相誘導電動モータ
起動方式	—	スターデルタ起動
モータ駆動電源	V	AC400
定格電流	A	66
最大消費電力	KVA	43.25
電源ケーブル	太さ	sq 38
	芯数	— 4

メンテナンスの手間も大幅に削減できます。

使用する電気代は軽油代より安く、ランニングコストを低く抑えることができます。工場に設置された太陽光発電設備やボイラー発電設備の余剰電力を活用すれば更に環境に優しく、経済的です。加えて日々の燃料補給や、エンジンオイルの交換、その他フィルター類の交換などメンテナンスの手間も大幅に削減でき、お客様の生産性・収益力向上に貢献します。

#### 2. 快適性・安心

- エンジンによる振動がないことでオペレーターの疲労軽減  
エンジンを搭載していないので、オペレーターに伝わる振動が大幅に軽減されました。作業中のストレスや疲労感が少なく快適に作業が行えます。
- 車体からの排熱低減で作業環境を快適化  
エンジンを搭載していないことにより車体からの排熱量が少なく、車体周囲に熱影響を与えにくいことから作業環境の改善に貢献します。また、ホコリが多い産廃工場などでのオーバーヒート対策・車両火災対策にも有線式電動仕様は有効です。

### ■問合せ先

コマツ  
サステナビリティ推進本部  
コーポレートコミュニケーション部  
〒107-8414 東京都港区赤坂 2-3-6  
TEL：03-5561-2616  
URL：https://home.komatsu/jp/



有線式 電動油圧ショベル「PC78USE-11」  
※写真には一部オプションが含まれています。

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、数機種を選び掲載しています。

製品名	新型1.7トン級後方超小旋回ミニショベル「SK17SR」	コベルコ建機株式会社
発売年月	令和3年9月	

#### ■概要

コベルコ建機株式会社は、2021年9月16日より新型1.7トン級後方超小旋回ミニショベル「SK17SR-6」の販売を開始しました。

今回販売を開始した新型1.7トン級後方超小旋回ミニショベル「SK17SR-6」は、これまで高く評価されてきた従来機のコンパクトなボディはそのままに、燃料消費量の削減や安全装備の拡充、メンテナンス性の向上など、新たな付加価値を装備した新製品となります。

#### ■主な特長

- エンジン回転数を抑制することで燃料消費量を低減する「エコモード」、乗降遮断レバーを上げるとエンジン回転数が自動的に低下する「カットオフデセル機能」を標準装備することで、省エネ運転が可能です。
- オイルクーラーを標準搭載することで稼働中の作動油温度を低減させ、ヒートバランスの向上を実現しました。
- 前方作業灯にLEDを採用し、照射範囲を広げることで夜間作業性を向上しました。また、ブーム下部に配置することで破損のリスクも低減しました。
- ブーム背面の油圧配管（長尺ホース）を分割式とすることで、破損時のホース交換を容易にしました。
- アタッチメント変更時（ニブラ/ブレーカ）の油圧切り替えが容易にできるようセレクトバルブをフレーム下部に標準搭載しました。

#### ■問合せ先

コベルコ建機株式会社  
広報秘書グループ<TEL: 03-5789-2112>



1.7t級後方超小旋回ミニショベル「SK17SR-6」

#### ■主な仕様

機種名	SK17SR	
本体型式	SK17SR-6	
機械質量	kg	1,660
●性能		
標準バケット容量（山積）	m <sup>3</sup>	0.04
旋回速度	min <sup>-1</sup>	9.5
走行速度（1速/2速）	km/h	2.1/4.2
登坂能力	%	47
最大掘削力（バケット）	kN	15.2
接地圧	kPa	28.2
●エンジン		
型式	ヤンマー 3TNV70-XBV	
種類	立形水冷3気筒ディーゼル	
定格出力／回転数	kW/min <sup>-1</sup>	10.1/2,200
燃料タンク容量	ℓ	20
●作動範囲		
最大掘削半径	mm	3,820
最大掘削深さ	mm	2,210
最大掘削高さ（最大ダンプ高さ）	mm	3,690 (2,620)

※ 掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、及び検査測定器に限ります。

製品名	次世代ミニ油圧ショベル 3機種	キャタピラージャパン 合同会社
発売年月	令和3年9月	

### ■概要

キャタピラージャパン合同会社は、Cat 303 CR、303.5 CR、304 CR 後方超小旋回型ミニ油圧ショベル 3機種を9月10日より販売開始しました。

今回発売のCat 303 CR、303.5 CR、304 CRは、「使いやすさを、すべての人に、すべての現場に。」をキーコンセプトに、3つの特長である1. 業界初の新機能、2. 機械保有のコストを低減、3. 充実の装備を備えた次世代ミニ油圧ショベルとなります。

### ■主な特長

#### 1. 業界初の新機能

- (1) 現場・作業にあわせ操作性を調整できる作業機操作チューニング

ジョイスティックレバーからの電気信号を元に、油圧ポンプの吐出量やコントロールバルブの各スプールの動きを電子制御する次世代型油圧システムを採用しています。作業機のスピードとジョイスティックレバー反応速度を、それぞれ3段階ずつモニターで変更でき、現場の状況や作業内容、オペレータの技量や好みに合わせた作業機操作チューニングが可能となります。

- (2) 左手1本で走行操作が可能なスティックステア

左ジョイスティックレバー1本の操作で走行（前後進、左右操向）が可能なスティックステアモードに簡単に切り替えることができます。現場間移動、ブレード整地作業等が楽な姿勢のまま、左手1本で走行操作でき、作業効率が高まり、オペレータの疲労軽減にもつながります。

- (3) 走行を伴う作業を効率アップさせるクルーズコントロール

レバー操作なしで直進走行できるクルーズコントロールを装備しています。スティックステアモード走行時に、左ジョイスティックレバー前側のボタンを押すとその時の走行状態を維持し、操作レバーを保持しなくてもそのまま走行できます。整地作業や草刈り作業などで高い作業効率を發揮します。

#### 2. 機械保有のコストを低減

- (1) 燃料消費量最大13%低減(303 CR) 当社テストによる従来機比

「次世代型油圧システム」による各種電子制御、作業内容や走行などに合わせ、それぞれの動作に適したエンジン回転数を自動制御する「パワーオンデマンド」、アイドル状態から一定時間経過するとエンジンを自動停止させる「オートアイドルングストップ」等により、燃料消費量を従来機と比較し、最大13%低減しています。

- (2) メンテナンス費用削減

キャノピ仕様、キャブ仕様を問わず、運手席がフロアゴ

とチルトアップでき、機体内部のコントロールバルブ、油圧ホース、旋回モータ、オルターネータ、バッテリー等各部の点検・整備を従来機より容易かつ短時間で行えます。また、一部オイル・フィルタ類の交換間隔が従来機よりさらに長くなり、メンテナンス費用の削減に貢献します。

#### 3. 充実の装備

- (1) ブレードフロート機能

ブレードの自重を利用した整地作業が、簡単なレバー操作で行えるブレードフロート機能を標準装備しています。

- (2) オートエアコン搭載 ROPS キャブ

オートエアコンを搭載した ROPS（転倒時運転者保護構造）キャブ仕様をラインナップ、エアコンの風量、温度の設定は右コンソールのジョグダイヤルでできます。

- (3) クローラ拡幅機構（304 CR）

クローラ幅を取縮時：1,250mm、拡幅時：1,950mmに変更でき、狭い現場への進入性と作業時の安定性を両立しています。

- (4) 使い勝手をサポートする装備

カラー液晶モニター、パスコードエンジンスタート、ブームスイング用スライドスイッチ、高さ調整機能付きアームレスト、折り畳み走行ペダル、巻込み式シートベルト等使い勝手をサポートする充実の装備品を標準搭載しています。



Cat® 303 CR ミニ油圧ショベル

### ■問合せ先

キャタピラ  
小型製品販売促進部  
〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目7-1  
TEL 045-682-3438

### ■主な仕様（ソフトキャノピ、ラバーベルト仕様）

		303 CR	303.5 CR	304 CR
機械質量	kg	2,980	3,445	3,840
機体質量	kg	2,225	2,615	2,945
標準バケット容量（新JIS）	m <sup>3</sup>	0.09	0.11	0.11
掘削力（アーム）	kN	16.3	18.5	21.1
掘削力（バケット）	kN	26.7	31.0	35.6
輸送時	全長	mm	4,510	4,810
	全幅（トラック全幅）	mm	1,550	1,780
	全高	mm	2,530	2,530
後端旋回半径	mm	775	890	890

※ 提供されたニュースリリースは、必ずしも全数掲載とは限りません。また掲載時期がずれることもあります。

製品名	トラックローダ Cat® 953/963	キャタピラー ジャパン 合同会社
発売年月	令和3年9月	

### ■概要

キャタピラー ジャパン 合同会社は、この度Cat 953/963トラックローダ（履带式ローダ）を9月1日より発売を開始しました。

今回発売した953/963は953K/963Kの後継機として、燃料消費量の削減、生産性・安全性の向上、そして汎用性の向上を可能にし、お客様のコスト削減に寄与します。また、土木の現場だけではなく、産業廃棄物処理や製鉄所などでご使用いただける仕様もご用意しております。掘削、運搬、積み込み、整地などの数多くの仕事をこなし、様々な現場で活躍するマシンです。

953/963はオフロード法少数特例 2014年基準同等です。

### ■主な特長

#### 1. 燃料消費量の削減\*

(1) 作業モード（オート、パワー、エコ）設定と電子油圧制御による作業負荷に応じた高度な制御技術により、燃料消費量を最大10%削減します。

#### 2. 生産性の向上

(1) 広い開口と長いフロアを特長とするパフォーマンスシリーズバケットを装着可能です（オプション）。材料の保持量アップ（荷こぼれ低減）と掘削時間の削減が期待でき、各モデルの標準バケットと比較して953は最大10%、963は最大20%の作業量がアップします。

(2) 963にはより大きな作業機ポンプを採用し、作業機速度が早くなり、生産性が向上します（従来機963Kとの比較です）。

#### 3. 安全性の向上\*

(1) 高解像度のリアカメラと新型統合ディスプレイにより、車両後方が見やすくなり災害リスクを軽減します。

(2) 傾斜状況表示機能により、車両の前後方向およ

び左右方向の傾きを常に確認しながら安全に作業が行えます。

(3) グラブハンドルの増設などにより、より安全に車両への昇り降りやメンテナンスが行えます。

#### 4. 汎用性の向上

(1) 新型のFusionカブラをオプションで用意しています。これにより様々なバケットやフォーク、レーキなどのワークツールを簡単に付け替えることが出来、一台で何役もこなすことが出来ます。

(2) ホコリや異物から保護するガードを備えた産業廃棄物処理仕様、耐熱足回りなどを装備したスチールミル（一部）仕様、800mmシューを装着したLGP仕様を準備し、多くのアプリケーションに対応出来ます。

(\*従来機 953K/963Kとの比較です)



Cat® 953/963 トラックローダ

### ■問合せ先

キャタピラー

GCI マーケティング イノベーション

〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目7-1

TEL 045-682-3553

### ■主な仕様

		953	963
運転質量	kg	15,958	20,358
バケット容量	m <sup>3</sup>	1.8	2.5
エンジン名称		Cat C7.1 ディーゼルエンジン	
総行程容積	ℓ	7.01	7.01
定格出力	kW	119	151
全長	mm	6,378	7,001
全幅（トラック全幅）	mm	2,316	2,400
全高	mm	3,156	3,325

※ 編集の都合により、ニュースリリース記載内容の一部を省略することがあります。掲載は無料です。

製品名	Cat コマンド ステーション	キャタピラー ジャパン 合同会社
発売年月	令和 4 年	

### ■概要

キャタピラージャパン合同会社は、建設現場の未来の働き方を提案するCat次世代マシン用の遠隔操作テクノロジー「Cat Command (Catコマンド) ステーション」を2022年に発売します。これは、2020年より発売を始めた次世代油圧ショベル対応遠隔操作アタッチメント「Cat Command (Catコマンド)」を、更に発展させた遠隔操作ソリューションです。

ステーションは、実機同様のシートとジョイスティックレバーなどの操作入力装置およびオンボードキットで構成されます。シート正面のモニターにはオンボードカメラとお客様がご持ちの現場俯瞰カメラ、両方の映像表示が可能で、実機同様のメータクラスタも表示されます。次世代マシンに標準装備されたセミオートによる生産性の高い作業と、リアルタイムでのマシンの状態監視が可能です。

実際にマシンが稼働する現場とステーションの間の通信は、インターネットや専用回線など任意の方式を使用するため、直接目視による遠隔操作と比較し、さらに遠距離での遠隔操作が可能となります。また、複数のマシンに別売のオンボードキットを追加装着することで、一つのステーションから複数のマシンを切り替えて遠隔操作することも出来ます。オンボードキットはCatの次世代マシンに後付け可能ですので、お客様のステーション導入コストを最小限に抑えます。対応するモデルは今後、順次拡大する予定です。

### ■主な特長

#### 1. 安全性

- リモートコントロールにより、作業が難しい現場や災害復旧現場など、人が立ち入ることが難しい危険な現場から離れて、安全に作業することが可能となります
- マシンの横転や墜落によるオペレータのリスクを回避します
- オペレータのマシンへの昇降が無いため安全です

#### 2. 作業効率

- オンボードキットを追加装着することで遠隔操作するマシンをCat Commandステーションで簡単に切り替えられます
- Catマシンのキャブと同様の運転席、レバー、そしてモニターを見ながらの操作で、実際に建機に乗っている感覚で作業できます
- 油圧ショベルやブルドーザに搭載されたいくつかのテクノロジーは、ステーションからも遠隔操作可能です
- 現場への移動や現場環境によるストレスが軽減され、オペレータは作業に集中できます

#### 3. 使いやすさ

- Cat Commandステーションは普段乗っている建機と同様の操作感を提供します
- モニターにはオンボードカメラによりマシンの周囲の映像が映し出されるので、運転席から現場を見ているような感覚で操作が行えます
- お使いの次世代マシンに後付けでインストールすることが可能です（モデルによって適応は異なります）



Cat Commandステーションでの作業風景

### ■問合せ先

キャタピラー

GCI マーケティング イノベーション

TEL 045-682-3553

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、数機種を選び掲載しています。

製品名	リチウムイオン電池式ミニショベル「TB20e」	(株)竹内製作所
発売年月	令和3年7月	

### ■概要

小型建設機械を開発・製造・販売する株式会社竹内製作所は、当社初となる電池式ミニショベルの新製品「TB20e」を2021年7月より出荷開始しました。

今回発表した「TB20e」は、開発コンセプトを「これまでと変わらぬ使い勝手」としました。環境に優しい電池式ミニショベルであっても、稼働時間が短く、パワー不足の製品は、市場で普及しないとのコンセプトのもと、耐久性・操作性・快適性などの当社製品の強みはそのままに、パワーや稼働時間、コンパクトな製品サイズにこだわり抜きました。

電池式ミニショベルが持つ環境性や静粛性ととともに、「TB20e」ならではの「これまでと変わらぬ使い勝手」をお客様に提供します。

### ■主な特長

#### 1. これまでと変わらぬ使い勝手

1.8トンクラスの当社ディーゼルエンジン式ミニショベルと同等のパワーと、1回の充電で8時間稼働できるスタミナを実現

#### 2. ゼロエミッション、静音、低振動、低排熱

- 地球環境と作業環境の両面で、環境に優しい製品
- 都市部や住宅街における密集地での工事、地下や屋内での工事、夜間工事において特に有効

#### 3. ランニングコストを削減

充電に必要な電気料金は、一般的に軽油の調達費用を下回ることが多く、オイル交換などディーゼルエンジンのメンテナンスに必要な費用が不要になるなど、ランニングコスト削減が可能

### ■主な仕様

製品質量	1,930kg
連続稼働時間 ※1	最大8時間
充電時間 (400V～480V 急速充電)	約2時間
※2 (200V 充電)	約6時間

※1 連続稼働時間は目安であり、使用条件により8時間を下回ることがあります。

※2 充電時間は、充電残量が20%の際に80%まで充電するのに要する標準時間を記載しています。



電池式ミニショベル「TB20e」

### ■問合せ先

株式会社竹内製作所  
 経営管理部 経営企画課 阪井 大志  
 〒389-0605 長野県埴科郡坂城町上平 205  
 TEL：0268-81-1200

※ ニュースリリース送付先：〒101-0051千代田区神田神保町3-7-1ニュー九段ビル9F  
 (公社)建設荷役車両安全技術協会広報部  
 または E-mail：koho@sacl.or.jp まで

# 建 荷 協 の 動 き

(令和3年8月1日～令和3年9月30日)

## 常設委員会

### 令和3年度第2回特自検委員会

委員会（9月8日開催予定）は招集せず、議事内容の資料を書面にて確認、承認

議 事：

1. 令和3年度強調月間について
2. 令和3年度新任巡回指導員研修会のご案内
3. 特自検記録表支援ソフト対応について
4. 巡回指導活性化のための課題
5. その他
  - ・令和4年度検査済み標章

### 令和3年度第2回検査・整備技術委員会

月 日：令和3年9月17日（金）

場 所：WEB会議

議 事：

1. 令和3年度検査・整備技術委員会活動経過報告
2. 強調月間広告について
3. 考案賞、現地調査について

### 令和3年度第2回研修委員会

委員会（9月24日開催予定）は招集せず、議事内容の資料を書面にて確認、承認

議 事：

1. 令和3年度研修実施状況について
2. 令和3年度研修教育計画について
3. 令和3年度本部研修について
4. 副教材分科会について
5. 次回委員会開催日程について

### 令和3年度第3回広報委員会

委員会（9月3日開催予定）は招集せず、議事内容の資料を書面にて確認、承認

議 事：

1. 前回議事録の確認
2. 機関誌中期編集計画の検討（256号～258号）
3. 製品紹介（256号掲載分）
4. イラスト災害事例の検討（256号掲載用初回案）
5. 令和3年度強調月間リーフレット・ポスターの制作（最終）
6. 令和3年度強調月間広報活動について
7. 令和4年特自検啓発年間ポスターの制作（最終）
8. 令和3年度工場取材見学会について
9. 令和3年度広報委員会開催スケジュール
10. 令和3年度広報委員会名簿

## 会員入会状況

令和3年8月1日から令和3年9月30日までの会員の入会状況は次のとおりである。

種別	対象業種別	会 員 数 (社)			
		令和3年 7月末 会員数	令和3年8月1日～ 令和3年9月30日間異動		令和3年 9月末 会員数
			入 会	退 会	
正 会 員	製造業	26			26
	建設業	298			298
	荷役業	87			87
	製造工業等	44			44
	リース・レンタル	661		2	659
	検査・整備業	2,814	2	6	2,810
	その他業種	175	1		176
賛 助 会 員		15			15
総 数		4,120	3	8	4,115

## 新入会員名簿

会員番号	名 称	〒	所在地	電話番号
76272	(株)リフトニーズ	489-0895	愛知県瀬戸市塩草町20-1	0561-42-7788
76273	サイドウェル・メンテ(株)	459-8007	名古屋市緑区大根山1-1602	052-627-6277
80368	前原ダイキュー運輸(株)	819-1601	福岡県糸島市二丈深江36-1	092-330-3350

## 令和3年度「中央労働災害防止協会 緑十字賞」を受賞！

長年にわたり我が国の産業安全の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められたとして、福山 等 鹿児島県支部事務局長が、10月27日に東京で開催された『第80回 全国産業安全衛生大会』（主催：中央労働災害防止協会）において、令和3年度「中央労働災害防止協会 緑十字賞」を受賞されました。

ここに、受賞のお祝いを申し上げますとともに、会員の皆様にお知らせいたします。

### □ 福山 等 氏（鹿児島県支部 事務局長）



鹿児島県支部  
事務局長  
福山 等 氏

福山事務局長は、平成24年8月から（公社）建設荷役車両安全技術協会鹿児島支部の事務局長として、特に建設荷役車両に係る特定自主検査未実施車両対策の推進、特定自主検査者資格取得研修や能力向上教育の実施、巡回指導員によるパトロールの実施などの支部事業の運営に9年に亘り尽力されました。これらの活動が、鹿児島県内における労働災害防止等産業安全推進に多大なる貢献をしたと評価されました。

## 令和 3 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表

令和 3 年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表 1・2 及び 3 のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌（又は当協会のホームページ）を参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

### 1. 特定自主検査資格取得研修

#### (別表 1)

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

### 2. 特定自主検査者能力向上教育

#### (別表 2)

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工所用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね5年以上経過した方を対象に、技術、知識を付与することを目的とした教育です。

### 3. 実務研修及び安全教育

#### (別表 3)

#### ・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方

などについて学ぶことができます。

なお、このコースには座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

#### ・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

#### ・実務研修「月次定期自主検査（車両系建機）コース」

上記フォークリフトに引き続き車両系（整地・運搬等）の月次検査についても検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

#### ・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について点検表に基づいて、内容を理解しながら研修をします。

#### ・安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

※研修・教育の予定は、都合により中止・延期等変更になる場合がありますので事前に開催支部にお問い合わせください。また最新の予定は協会HPをご覧ください。

## 令和3年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表1）

（令和3年9月22日現在）

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道	7/14～16 EF					
	青森	9/3～4 EF					
	岩手						
	宮城						
	秋田						
	山形						
	福島				8/27～28 EF		
関東地区	茨城	12/13～14 EF			11/24～25 EF		
	栃木	4/9～10 EF			12/10～11 EF		
	群馬	10/8～9 EF					
	埼玉				2/2～4 EF		
	千葉	4/15～17 EF	9/16～18 EF		7/7～9 EF		
	東京						
	神奈川	7/8～10 EF	11/11～13 EF				
中部地区	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野	11/10～12 EF					
	岐阜						
	静岡	6/17～18 EF	7/9～10 EF		5/28～29 EF		
近畿地区	愛知	3/10～12 EF			3/1～3 EF		
	三重	10/22～24 EF					
	滋賀						
	京都						
	大阪	2/15～20 EF					
	兵庫						
中国地区	奈良						
	和歌山						
	鳥取	9/15～17 EF					
	島根						
	岡山	8/2～3 EF			5/31～6/1 EF		
四国地区	広島				10/7～8 EF		
	山口	5/21～22 EF					
	徳島						
	香川						
	愛媛	9/16～18 EF			7/15～17 EF		
九州・沖縄地区	高知				1/28～29 EF		
	福岡				7/8～9 EF		
	佐賀						
	長崎						
	熊本	10/23～24 EF					
	大分						
	宮崎						
鹿児島							
沖縄							

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。  
 注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。  
 注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 令和3年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表1）

（令和3年9月22日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道					
	青森					
	岩手					
	宮城					
	秋田					
	山形					
関東地区	茨城		1/11～12 EF		11/8～9 EF	
	栃木			10/29～30 EF		
	群馬				9/17～18 EF	
	埼玉		6/15～17 EF		1/26～28 EF	
	千葉				7/27～29 EF	
	東京				6/17～19 EF	9/9～11 EF
中部地区	神奈川				3/3～5 EF	
	新潟					
	富山					
	石川					
	福井					
	山梨					
	長野					
	岐阜					
	静岡				10/1～2 EF	1/19～20 EF
近畿地区	愛知	4/6～8 EF				
	三重				11/12～14 EF	
	滋賀					
	京都					
	大阪					
中国地区	兵庫					
	奈良					
	和歌山					
	鳥取				10/13～15 EF	
四国地区	鳥根					
	岡山					
	広島				6/10～12 EF	
	山口					
九州・沖縄地区	徳島					
	香川					
	愛媛		9/2～4 EF		5/27～29 EF	
九州・沖縄地区	高知					
	福岡				11/14～16 EF	11/19～21 EF
	佐賀					
	長崎					
	熊本					
	大分					
九州・沖縄地区	宮崎					
	鹿児島					
九州・沖縄地区	沖縄					

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 令和3年度 特定自主検査資格取得研修（検査業） 予定表（別表1）

（令和3年9月22日現在）

地区	支部	フォークリフト					車両系建設機械						
								整地・運搬・積込・掘削・解体用機械					
北海道・東北地区	北海道	5/26～28	BCD	7/7～9	BCD	8/25～27	BCD	9/27～10/1	A	6/16～18	BC	9/15～17	BC
	青森	8/19～21	BCD										
	岩手	6/16～18	BC							7/19～30	ABC		
	宮城	9/16～18	BC							6/17～19	BC		
	秋田	6/10～12	BC							8/5～7	BC		
	山形	10/26～28	BCD							6/15～17	BC		
	福島	7/14～16	BC										
関東地区	茨城	7/1～3	BCD	10/4～6	BCD	11/16～18	BCD			7/5～9	ABC		
	栃木	7/9～11	BC							6/16～18	BC		
	群馬	7/8～10	BC							9/3～5	BC		
	埼玉	6/2～4	BCD	7/12～16	ABCD	3/7～11	ABCD			12/6～10	ABC		
	千葉	6/17～20	BC	12/16～18	BC					10/25～27	BC		
	東京	10/27～31	ABC										
	神奈川	6/17～19	BC	10/21～23	BC								
中部地区	新潟	6/3～5	BCD	8/5～7	BCD					6/17～19	BC		
	富山	9/8～10	BC							7/7～9	BC		
	石川	10/7～9	BC										
	福井	6/17～20	BC							7/8～10	BC		
	山梨												
	長野	7/7～9	BC							9/8～10	BC		
	岐阜	8/31～9/2	BC										
	静岡	6/8～12	ABC	6/28～30	BC	9/8～10	BC	2/8～10	BC	5/11～15	ABC	12/7～9	BC
	愛知	5/28～30	BC	6/18～20	BC	9/16～20	ABC	10/7～9	BC	9/28～30	BC		
	三重									5/21～23	BC		
近畿地区	滋賀	2/16～18	BCD										
	京都									11/11～13	BC		
	大阪	7/5～11	ABCD	10/19～24	BC					11/16～20	BC		
	兵庫	7/21～23	BCD							6/17～19	BC		
	奈良												
	和歌山	6/24～26	BC										
中国地区	鳥取	9/15～17	BC										
	島根	7/14～16	BC										
	岡山	6/28～7/2	ABC	3/14～16	BC					10/25～29	ABC		
	広島	11/4～6	BC							10/18～22	ABC		
	山口	9/16～18	BC										
四国地区	徳島	7/8～10	BC										
	香川												
	愛媛	6/24～26	BCD	1/14～16	BCD								
	高知												
九州・沖縄地区	福岡	7/29～31	BCD	1/12～16	ABCD					2/16～18	BC		
	佐賀	2/2～4	BC										
	長崎	10/27～31	ABC										
	熊本	6/4～13	ABCD							2/4～13	ABC		
	大分	6/4～13	ABC							8/25～29	ABC		
	宮崎	7/7～11	ABC										
	鹿児島	10/20～24	ABC							7/7～11	BC		
沖縄	9/22～10/3	ABCD							10/20～24	ABC			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 令和3年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

（令和3年9月22日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工専用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道				6/2～4 BC	9/1～3 BC
	青森					
	岩手					
	宮城				7/21～23 BC	
	秋田				6/2～4 BC	
	山形				4/20～22 BC	
	福島				9/9～11 BC	
関東地区	茨城		10/12～14 BC		7/19～21 BC	
	栃木				8/26～28 BC	
	群馬				6/25～27 BC	
	埼玉	10/18～22 ABC	6/14～18 ABC		2/14～18 ABC	
	千葉				10/12～14 BC	
	東京				11/11～13 BC	
	神奈川				1/13～15 BC	
中部地区	新潟				8/26～28 BC	
	富山					
	石川				11/18～27 BC	
	福井				9/9～11 BC	
	山梨					
	長野				6/15～17 BC	
	岐阜				6/1～3 BC	
	静岡				9/16～18 BC	12/21～23 BC
	愛知	10/29～31 BC 3/15～17 BC			6/25～27 BC	11/5～7 BC
	三重		7/2～4 BC		6/18～20 BC	
近畿地区	滋賀					
	京都				7/1～3 BC	
	大阪				9/8～10 BC	
	兵庫			10/20～22 BC	3/2～4 BC	
	奈良					
	和歌山					
中国地区	鳥取				10/13～15 BC	
	島根					
	岡山				7/12～14 BC	2/14～18 ABC
	広島				9/7～11 ABC	
四国地区	山口				6/10～12 BC	
	徳島					
	香川					
	愛媛				10/7～9 BC	
九州・沖縄地区	高知					
	福岡				10/20～24 ABC	
	佐賀					
	長崎					
	熊本					
	大分		9/17～19 BC		10/8～10 BC	
	宮崎		6/10～12 BC		9/30～10/2 BC	
鹿児島				5/26～30 ABC		
沖縄	11/24～28 ABC			12/8～12 ABC		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 令和3年度 特定自主検査能力向上教育予定表 (別表2)

(令和3年9月22日現在)

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械								高所作業車			
					整地・運搬・積込、掘削及び解体用			基礎工専用		締固め用		コンクリート打設用				
北海道・東北地区	北海道	8/4														
	青森	8/25			8/27											
	岩手	8/5														
	宮城	10/19			4/23									8/20		
	秋田	9/7			9/8											
	山形	7/20			8/27										6/29	
	福島	6/24	8/6	9/22	6/17	9/17				10/20					8/5	
関東地区	茨城	7/13	12/7		6/29	2/8									11/5	
	栃木	6/9	8/5		4/22	7/27						8/1				
	群馬	10/18			4/22	10/11									9/24	
	埼玉	10/6			9/8			10/27		3/2					5/19	
	千葉	9/3			9/28											
	東京	7/8													10/20	
	神奈川	12/10			10/14											
中部地区	新潟	7/14			7/28											
	富山	6/3			6/29	7/14				9/16				8/3		
	石川													7/16		
	福井				7/29											
	山梨				6/22											
	長野	8/27			9/17					6/25				7/28		
	岐阜	2/8			6/29									6/15		
	静岡	1/13	2/5		8/4	9/25				6/5				6/23	7/3	
	愛知	7/15	8/19		7/6			3/23						7/2		
近畿地区	三重	8/27			6/4											
	滋賀	7/28														
	京都	1/11			1/18											
	大阪	1/26														
	兵庫	9/10			11/26								11/19	2/25		
	奈良															
中国地区	和歌山															
	鳥取	9/3			11/26											
	島根	8/5														
	岡山	9/27	10/18		9/15	11/24	12/1									
	広島	6/8	6/15	6/22	7/6	7/13	7/20							7/7	7/27	
四国地区	山口	11/11			11/26									10/23		
	徳島				6/25											
	香川	10/30												8/28		
	愛媛															
九州・沖縄地区	高知				11/17											
	福岡	8/6			1/28										12/7	
	佐賀	11/25			11/25										10or11月予定	
	長崎	8/3	3/25		6/9	8/4				9/22	11/16					
	熊本	9/11			1/29											
	大分	11/13			10/23											
	宮崎	7/16			6/18	7/2								1/8		
	鹿児島	9/4			8/21											
沖縄	1/14			12/3										8/27		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

## 令和3年度実務研修、定期自主検査安全教育予定表(別表3)

(令和3年9月22日現在)

地区	支部	実務研修								安全教育						
		記録表作成コース				月次定期自主検査 (フォークリフト)		月次定期自主検査 (建機)		業務点検 コース	建機付属 クレーン部分		ショベル ローダー等			
		座学		実技		座学	実技	座学	実技							
北海道・東北地区	北海道	10/13										6/22	7/27			
	青森										6/5					
	岩手	11/5		6/29	7/16						10/28					
	宮城	9/10	11/12											11/19		
	秋田	5/18	11/25											10/20	7/6	
	山形	7/16	9/9											5/12		
関東地区	福島	7/1												6/23		
	茨城			12/21	1/19						10/26			11/2	1/27	
	栃木	11/26									2/4			9/3	10/22	
	群馬	6/3									10/21			11/8		
	埼玉	11/17				6/23					12/15			3/16		
	千葉	1/27									11/5			8/18	12/7	
	東京															
中部地区	神奈川	11/26												10/15		
	新潟													7/7		
	富山	2/17														
	石川			10/27										10/6		
	福井	6/24					9/2									
	山梨													11/18		
	長野	7/15												6/9		
	岐阜	11/16									10/7			7/20		
	静岡		4/27	4/28	7/7							11/11			6/3	1/22
			8/20	9/4	10/6											
		10/7	10/8	11/6												
		12/14	1/15													
愛知	8/4			8/2						11/25			9/7	8/25		
三重	5/28					8/21				1/28			6/9	7/31		
近畿地区	滋賀															
	京都													10/8		
	大阪	1/12													11/24	
	兵庫	2/10	2/18				3/11				8/20			6/4	1/26	
	奈良													7/9		
中国地区	和歌山	11/6												11/7	11/13	
	鳥取													11/19		
	鳥根	11/17												6/22		
	岡山			7/5										8/30		
四国地区	広島	7/8	2/3												6/4	
	山口													4/16		
	徳島	11/9												6/24		
	香川										6/26				6/12	
	愛媛	4/17		11/27										4/10	7/16	
九州・沖縄地区	高知	11/18												10/20		
	福岡			10/15							3/11			12/17	7/20	
	佐賀													10/6		
	長崎			11/14	12/17		11/17			11/17						
	熊本	6/26	3/12								8/28			11/13		
	大分							9/25						6/26		
沖縄地区	宮崎	1/15		6/19			5/8				8/2			4/17	4/10	
	鹿児島	12/11				6/19				4/17				8/7		
	沖縄	9/10								12/16	12/17			8/17	5/14	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

## 令和3年度 運転技能講習予定表

(令和3年9月27日現在)

●フォークリフト												
秋田				7/21~		9/17~						
茨城	4/14~	5/10~	6/9~	7/8~	8/18~	9/10~	10/11~	11/12~	12/9~	1/13~	2/10~	3/14~
石川												
山梨		5/8~						11/6~				
大阪						9/15~	10/6~	11/2~				3/2~
兵庫	4/9~											
長崎		5/13~		7/8~		9/30~	10/14~	11/4~				
熊本				7/22~		9/18~						
宮崎	4/21~	6/2~	6/23~				10/20~					
							10/27~					

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）												
兵庫							10/5~					
鳥取							10/28~					
鳥根						9/21~						
長崎			6/10~									

●車両系建設機械（解体用）												
鳥取		5/14~										

●不整地運搬車												
鳥取				7/15~								
鳥根			6/2~									

●高所作業車												
青森	4/10~	5/22~	6/19~	7/9~		9/18~	10/16~	11/13~				3/12~
群馬		5/29~				9/25~						
滋賀	4/7~		6/8~	7/6~		9/7~	10/12~		12/1~			
奈良				7/17~				11/27~				3/18~
鳥取	4/14~				8/18~							
鳥根						9/3~						
沖縄	4/9~					9/2~	10/15~	11/12~			2/18~	
						9/3~						

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

## お知らせ

〔令和3年度〕  
各種研修の受講料

## 1 資格取得研修

## (A) 事業内検査者研修

(単位：円)

## (B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

研修の種類	14時間コース		8.5・9.5時間コース		5.5時間コース		35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	47,850	51,920	43,450	47,520	42,350	46,420	76,450	80,520	54,450	58,520	52,250	56,320	51,150	55,220
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	56,210	63,580	51,810	59,180	—		89,210	96,580	66,110	73,480	61,710	69,080	—	
3 基礎工事用機械	58,190	65,120	53,790	60,720	—		91,190	98,120	66,990	73,920	62,590	69,520	—	
4 締固め用機械	49,390	53,790	44,990	49,390	—		77,990	82,390	55,990	60,390	53,790	58,190	—	
5 コンクリート打設用機械	63,800	68,970	58,300	63,470	—		113,300	118,470	80,300	85,470	78,100	83,270	—	
6 高所作業車	51,920	57,200	47,520	52,800	—		86,020	91,300	62,920	68,200	60,720	66,000	—	

## 2 能力向上教育

(単位：円)

## 3 実務研修

(単位：円)

教育の種類	会員	一般	研修の種類	座学コース		実技コース	
				会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	12,760	14,630	記録表作成コース	12,760	14,960	18,260	20,460
			整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	13,530	15,840	基礎工事用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
			締固め用機械	12,870	15,070	18,370	20,570
3 基礎工事用機械	11,880	13,310	コンクリートポンプ車	12,870	15,070	18,370	20,570
			高所作業車	12,760	14,960	18,260	20,460
4 締固め用機械	10,890	11,880	月次定期自主検査コース	6,710	7,260	12,210	12,760
			車両系建機	9,240	9,680	14,740	15,180
5 コンクリート打設用機械	10,780	11,770	検査業者業務点検コース		会員	一般	
					9,350	10,230	
6 高所作業車	10,230	10,890	4 安全教育 (単位：円)				
			教育の種類	会員	一般		
			建機付属クレーン部分	7,480	8,030		
			ショベルローダー等	12,980	15,070		

- (注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税10%が含まれています。  
 2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。  
 3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。  
 4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

# 特定自主検査者資格取得者名簿

(令和3年8月1日～令和3年9月30日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

## 事業内検査者資格取得者

### ■フォークリフト

青木大輔	川上稔彦	嶋崎寛康	土赤航希	西川龍也	増渕真一
石関広明	川口知宏	田井中義昭	堤幸典	長谷川佳祐	松野義博
伊藤天斗	川崎弘昭	高岡武彦	豊本基一郎	平井俊夫	三崎幸大
江畑大輝	神尾利幸	高部昌信	中澤洋	平澤晃博	森岡靖
小川武士	北川大輔	竹澤智成	永井誠	福岡健司	森下利昭
押田高広	喜納直人	田島哲	長瀬和希	藤川洋平	矢島稜識
加藤勇吾	近藤英法	田邊篤	新田香代	前田章	渡造浩
金子隆幸	佐藤直樹	田村倫明			

### ■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

伊賀禎	小出雄二	高階征壺	土屋亮太	本田佑典	柳井候一郎
江川誠紀	小松国雄	田中正平	中西啓容	松本秀應	山本誠
粕谷賢二	崎山裕太	田山将浩	中野大和	安井裕昭	吉田英路
菊池清喜					

### ■締固め用機械

江川誠紀	岡田真広	相馬慎之介	高橋義憲	中村拓斗	宮崎浩彰
------	------	-------	------	------	------

### ■高所作業車

金山信之	斉藤正雪	鈴木初美	廣田貴彦	森本拓磨	吉川清一
上川達也	志村拓哉	高橋一条	三戸恒		

検査業者検査員資格取得者

■フォークリフト

浅田博嗣	田多光	博光	嗣大	恩葛風	田西間	大剛大	資史輔	佐藤早	藤苗野	友英剛	彦貴志	高橋高	勇弘	太豊之	深福福	井士原	毅也司	村室毛	山橋登	雄和瑞	大也弥
阿天荒	池井垣	光恭達	大士音	風片神	西間岡	大鉄嘉	史輔也	佐早佐	藤苗野	友英剛	彦貴志	高橋高	勇弘	太豊之	深福福	井士原	毅也司	村室毛	山橋登	雄和瑞	大也弥
新有飯	垣吉泉	恭達風	也海浩	紙上河	尾谷村	官友ケ	明次佑	澤塩塩	野谷崎	優伸晃	斗吾久	竹立田	弘篤大	史輝翔	藤藤藤	井原井	也規夫	森森森	川谷木	智勝友	稀利典
飯飯池	田上澤	達風英	宏琉峻	川漢北	上田那	一隆正	馬行実	塩篠島	田水井	晃風広	太太章	魁悠俊	大由省	葵蓮彰	藤原津	夫弘翔	八矢山	森森森	野内形	裕章壽	太弘則
伊石石	岡田垣	貴英勇	翼也一	川漢北	折園藤	喜元一	臣学太	清白新	井開川	裕貴宏	博治太	天浩靖	湧達邦	彰弥志	川山山	也明洋	山山山	森森森	木山口	雄寬幸	司大将
板市井	原出藤	洋新俊	悟也晃	木木木	野村村	忠一忠	寿司平	新新新	原村山	佳杏圭	稀之奈	大健真	貴嶺拓	幸宏輔	山山山	見磨夢	山山山	山山山	山山山	山山山	山山山
伊伊伊	藤藤藤	孝敏亮	行英紀	串工工	山藤藤	順康凌	弘大良	杉杉杉	山山山	浩広祐	太度介	翔祐優	泰浩裕	弘駿吾	松松松	惟泰浩	知平樹	山山山	山山山	山山山	山山山
今白内	井田山	雄健好	太紀輔	工工工	谷田木	颯眺嘉	人登隣	鈴鈴鈴	木木木	慶秀太	郎哉也	卓広隆	裕祐高	則斗生	松松松	裕祐高	亮也毅	山山山	山山山	山山山	山山山
内枝大	山井石	見雅修	博修見	熊栗黑	田木澤	嘉得爽	宏海夢	鈴鈴鈴	木木木	智智智	也之德	陽安正	悠寿悠	大斗平	三三三	高寿悠	伸文介	山山山	山山山	山山山	山山山
大大大	堀村崎	宏直直	行也信	高小小	原口島	嘉得爽	宏海夢	鈴鈴鈴	木木木	真佑龍	基人樹	陽安正	悠寿悠	大斗平	三三三	高寿悠	伸文介	山山山	山山山	山山山	山山山
岡岡岡	村村上	直行行	也信典	小小小	寺野藤	大樹慧	太樹慧	鈴鈴鈴	木木木	友光佑	利太汰	慎宗一	啓雅絢	和悟郎	美美美	隆郁克	学佑秀	山山山	山山山	山山山	山山山
尾小川	川川川	輝翼昭	人翼昭	今齋寒	野江木	純修	平修	須須須	藤根野	光佑幸	幸翔昌	竹拓正	啓雅絢	和悟郎	美美美	隆郁克	学佑秀	山山山	山山山	山山山	山山山
奥野忠	野忠昭	昭昭昭	昭昭昭	佐佐佐	藤藤藤	純修	平修	高橋高	橋橋橋	昌昌昌	幸幸幸	正正正	克克克	延延延	越越越	克克克	輝輝輝	引引引	引引引	引引引	引引引

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

浅岡智	之宇宙	犬飼弘	教二輔	勝山和	幸一也	古宮拓	郎介幸	庄司貴	紀太郎	鈴木輝	之充
浅沼宇	也也也	上田康	大輔優	菊安地	知健太	小谷内	重幸彦	庄司利	徳一郎	鈴木野	祐樹豊
阿部真	和司敏	岡田大	優一真	北川健	浩和款	佐藤友	文則諒	塩浦孝	猛人久	武隈秀	秀一輝
石川正	祐誠	小倉賢	善善善	木村林	祐祐祐	佐藤友	文則諒	杉山佳	佳久彰	近岡方	方一輝
石塚耕	誠誠誠	柏倉倉	善善善	小村林	祐祐祐	庄司司	哲哲哲	杉山佳	佳久彰	富富富	富富富
伊藤藤	誠誠誠	梶田善	善善善	小林祐	祐祐祐	庄司司	哲哲哲	鈴木木	一彰彰	富富富	富富富

鳥井智史	原田真和	福元翔	松田美弥	明井絢斗	八木勝哉
根岸健太	廣長毅	星野孝明	丸山卓志	村上太一	山崎広勝
原康佑	福島真理	蒔田圭			

## ■基礎工事用機械

菊地真樹	齋藤義孝	獅子原和弘	谷藤亮太	向井直幸
------	------	-------	------	------

## ■締固め用機械

大野浩二	川崎学	小郷博之	高田庸平	福盛健人	宮川優一
------	-----	------	------	------	------

## ■コンクリート打設用機械

相澤和幸	小仲健司			
------	------	--	--	--

## ■高所作業車

青木雅典	葛西剛史	小林崇憲	田中佑典	長野祐則	前田雅昭
石原昌明	金子翔弥	合田和彦	辻惠	西村亨	皆川地大
板垣翔大	上村光治	齋藤義孝	堤友和	西村良一	宮城尚史
市田謙悟	河合晃	佐藤祐輔	都築和人	丹羽光丸	宮下一也
伊藤孝晃	川井田敦	繁田章宏	手塚龍也	野尻喜幹	森隆浩
稲田壮弘	川崎智生	下奥啓太	徳山大輔	野本優平	八木祥行
江下修	久壽米木理悟	鈴木真佐文	戸塚智博	波戸内康弘	柳優作
大口寛之	工藤稔	関原健一	鳥居悠	羽山里司	山本洋輔
大貫剛	久保勝	田上雄大	内藤義典	福川直記	柚木隆之
奥川和磨	小泉信仁	田口健次	中井和彦	星野紘輝	吉川康一
小黒雄樹	河野翼	田中翔大	仲安雅幸	堀井茂雄	吉田圭佑
小澤祐治	小沼淳史				

## お知らせ

けんにきょう

## 建荷協発行図書等のご案内

令和3年度版

安全を みんなでつくる 特自検



建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

## ■ 特定自主検査制度の入門解説

## 特定自主検査制度についての入門編

## 安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかり易く解説したものです。

(H25.6改訂C版発行)



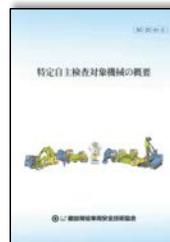
## 特定自主検査の対象機械について

## 特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(H29.3改訂D版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
安全と特定自主検査のおはなし	PC-Z0-02-C	220円	330円

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-Z0-01-D	660円	1100円

## ■ 特定自主検査済標章

## 特定自主検査 実施年月の明示

## 特定（定期）自主検査済標章

## ・特定自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標章です。検査業者用と事業内用とがあります。

## ・定期自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標章です。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標章（事業内）	BP-LH-03	330円	990円
特定自主検査済標章（検査業）	BP-LR-03		
定期自主検査済標章	BP-LRI-03		

特定自主検査済標章  
(事業内)特定自主検査済標章  
(検査業)

定期検査済標章

【注記】 検査済標章の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標章は同日以降使用できませんのでご注意ください。

## 特定自主検査に係る標章等について

## 標章の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標章等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4改訂E版発行)

品名	品番	会員価格	一般価格
標章の使い方から管理まで	BC-Z0-05-E	220円	330円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LC-01-A	330円	440円
不整地運搬車	SG-GR-01	220円	330円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	440円	550円
高所作業車	SG-HL-01	330円	440円
フォークリフト(月次)	SG-LC-11-A	220円	330円



検査結果の記録

特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技术協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表(普通紙)	1冊50部	495円	770円
特定(定期)自主検査記録表(ノンカーボン)	1冊25部(正副2枚で1部)	737円	1100円

記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

(R2.4改訂Q版発行)

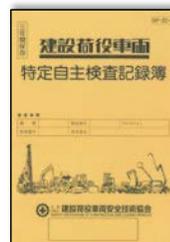


品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440円	550円

記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	110円	165円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用  
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。
- ・特定自主検査台帳 検査業者用  
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	550円	825円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1650円	2200円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

## ■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

### ・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1100円	1650円
検査者ワッペン	BP-YC-02	330円	550円



検査者腕章



検査者ワッペン

### ・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	110円	165円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



検査者シール（検査業者用）

検査者シール（事業内用）

## ■ 教育資料

当協会で開催する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

### ・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-E	660円	990円
原動機(ディーゼル・ガソリン)	TQ-KE-01-F	2420円	3630円
油圧装置	TQ-KH-01-E	1540円	1980円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-E	2420円	3080円
ジブ・リーダー・ワイヤロープ	TQ-KJ-01-D	1210円	1540円
フォークリフト	TQ-LC-02-G	1320円	1980円
不整地運搬車	TQ-GR-01-E	880円	1320円
車両系建設機械（整地等用）	TQ-GC-02-A	3300円	5280円
〃（基礎工事用）	TQ-FC-01-E	3080円	4620円
〃（締固め用）	TQ-RC-01-D	1210円	1760円
〃（コンクリート打設用）*改訂	TQ-CP-01-F	1100円	1760円
高所作業車 *改訂	TQ-HL-01-E	1430円	2200円
特定自主検査と補修	TC-ZC-01-F	550円	880円



### ・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト *改訂	TL-LC-01-E	3520円	5280円
整地・運搬等&ブレーカ	TL-GE-01-F	3630円	5500円
締固め用機械	TL-RC-01-C	1650円	2530円
基礎工事用機械	TL-FC-01-D	1980円	2970円
不整地運搬車	TL-GR-01-B	660円	990円
コンクリートポンプ *改訂	TL-CP-01-D	1540円	2420円
高所作業車 *改訂	TL-HL-01-D	990円	1540円



### ・その他

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	T0-LC-02-B	1540円	1540円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル検査・整備基準値表	TQ-SR-02-C	1760円	2640円
業務点検コーステキスト	TT-YC-01-C	1100円	1650円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

特定自主検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル

検査業者の業務や事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

また、特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。(R1.11 発行)

注記) 本書は特定自主検査業務マニュアル検査業者用(BP-ZC-01-F)、事業内検査(BP-ZC-02-E)および特定自主検査とその管理(BC-ZC-06-D)の内容を合わせたものです。



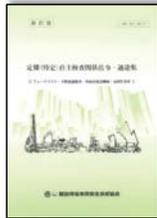
品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル	BC-ZC-08	1650 円	2530 円

特定自主検査制度に関する法令、通達

特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。

(H28.3 改訂) 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2310 円	3520 円

特定自主検査の実施経歴の管理

特定自主検査実施経歴書

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査実施経歴書(フォーク)	BP-LC-01	55 円	110 円
経歴書ゼニルケース(フォーク用)	BP-LC-02	165 円	330 円
特定自主検査実施経歴書(建機用)	BP-OH-01	55 円	110 円
特定自主検査実施経歴書(解体機用)	BP-OH-02	55 円	110 円

登録検査業者の諸手続きについて

特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。

(H31.4 改訂 K 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-K	550 円	880 円

特定自主検査制度についての疑問を解説

特定自主検査に関する Q & A

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A 集」としてまとめたものです。

(H26.10 改訂 A 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関する Q & A	BC-YC-01-A	440 円	770 円

お問い合わせ先



フォーク用

建機用

解体機用

表記の価格は全て消費税 10% 込の価格です。

## 支 部 一 覧

令和3年10月1日現在

支部名	〒	所在地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山形	990-8681	山形県山形市流通センター2-3 山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃木	321-0912	栃木県宇都宮市石井町3149-28 卸商業団地協同組合別館202	028(656)6111	028(656)6112
群馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川(株)レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモトビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐阜	504-0843	岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34	058(382)5011	058(382)5120
静岡	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島127	054(236)4008	054(236)4031
愛知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 SKビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京都	600-8009	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター4階	075(351)0250	075(351)0251
大阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMM19階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈良	630-8124	奈良県奈良市三条松原29-3 奈良県電気工事工業組合内	0742(93)5181	0742(93)5181
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥取	682-0802	鳥取県倉吉市東巖城町12 中部建設会館1F	0858(22)1400	0858(23)4667
島根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-11-24 山田オフィスビル202	082(291)1150	082(291)3413
山口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(624)8258
香川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長崎	854-0065	長崎県諫早市津久葉町5-121 津久葉エスレートビル213号室	0957(49)8000	0957(49)8001
熊本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大分	870-0846	大分県大分市花園2-6-51 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿児島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海ビル4階	098(879)3744	098(879)3757

## 編集後記

平素より機関紙「建設荷役車両」をご愛顧・ご愛読いただき誠にありがとうございます。

今年も異常気象ともいえる線状降水帯による影響等で各地に豪雨・土砂災害の被害が報じられ、心の痛む報道もありました。

そのような被災地の前線で、被災者救助や行方不明者捜索にあたる建設機械や被災地への救援物資の輸送を支える荷役車両の役割は、コロナ禍での「エッセンシャルワーカー」と同様、「エッセンシャルイクイップメント」だと、改めてその必要性・重要性を認識するとともに、これらに関わる者として身の引き締まる思いもありました。

本号でも取り上げていますが、毎年11月は特定自主検査の強調月間です。前述のようなケースは稀かもしれませんが、平時においても安全・安心に車両を使用できるよう、この機会に改めてご所有の車両、普段ご使用の車両の特定自主検査の期日を確認するとともに、定期自主検査と合せて、いつも車両を万全な状態に保つようお願いいたします。

[広報委員：津川 元 記]

機関誌に対するご意見・ご要望等は E-mail : [koho@sacl.or.jp](mailto:koho@sacl.or.jp) までお願いします。

### 機関誌編集 広報委員会

#### 委員長

山本 泰徳 [池田内燃機工業(株)]

平山 哲也 [大成建設(株)]

#### 副委員長

佐藤 裕治 [住友建機(株)]

兼八 淳 [日本通運(株)]

辻 正紀 [日通商事(株)]

#### 委員

津川 元 [コベルコ建機(株)]

中村 隆史 [コマツカスタマーサポート(株)]

小澤 真一 [事務局：常務理事]

比留間 茂 [キャタピラー]

水島 敏文 [事務局：広報部]

新谷 勝幸 [日立建機(株)]

吉田 岳 [ 同 ]

田中 喜昭 [コマツカスタマーサポート(株)]

加藤 彰秀 [㈱豊田自動織機]

在田 浩徳 [清水建設(株)]

(令和3年10月1日現在)

### 「建設荷役車両」 VOL. 43 第256号

令和3年10月21日 印刷

令和3年11月1日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 (ニュー九段ビル 9F)

TEL: 03 (3221) 3661 / FAX: 03 (3221) 3665

URL <http://www.sacl.or.jp/>

編集 広報委員会

発行人 小澤 真一

印刷所 株式会社東伸企画

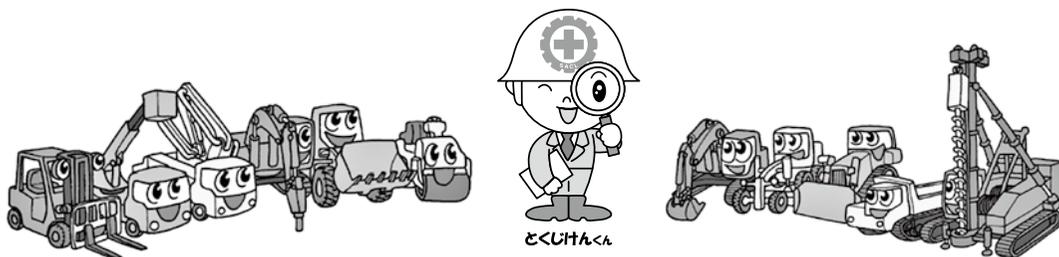
ユーザー名 (U) saclhp      パスワード (P) saclhp

# 「建設荷役車両」年間総目次

2021年(令和3年)1月号(第251号)

5

2021年(令和3年)11月号(第256号)



## 2021年(令和3年)1月号(第251号)

## 巻頭言

新年を迎えて	酒井 信介	8(8)
年頭所感	安達 栄	9(9)

## 広報

令和元年度 特定自主検査実施状況 (検査業者によるもの)		10(10)
グラフで見る特自検 第5回		15(15)
特自検 Q & A 第5回		18(18)

## 技術解説

新型カウンタバランスタイプバッテリーフォークリフト “ALEISIS(アレシス)”の開発	松山 輝雄	23(23)
---	-------	--------

## イラスト災害事例

		29(29)
--	--	--------

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント 栃木県支部 栃木小松フォークリフト株式会社		33(33)
---------------------------------------	--	--------

## 製品紹介

自走式高所作業車「スカイマスター SPシリーズ」をモデルチェンジ/小型油圧ショベル「PC78US-11」/超大型油圧ショベル EX2000-7		37(37)
---	--	--------

## Topics

令和元年度 考案賞受賞企業を訪ねて 第1回 金賞受賞 「タイヤチェーン脱着負荷軽減及び安全性向上」 考案者：青森県支部 コマツカスタマーサポート 関東北カンパニー 弘前サービスセンタ 柴 昌志(他3名)		40(40)
「危険体感道場」を訪ねて IHI 運搬機械株式会社 沼津工場		43(43)

## お知らせ

建荷協の動き		50(50)
お知らせ 「日本産業保健法学会」設立される!		51(51)
令和2年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表		52(52)
令和2年度 各種研修の受講料		60(60)
建荷協発行図書等のご案内		61(61)
特定自主検査者資格取得者名簿 (令和2年10月1日～令和2年11月30日)		65(65)
支部一覧		68(68)
編集後記		69(69)
令和3年 特定自主検査済標章について		70(70)

## 2021年(令和3年)3月号(第252号)

## 巻頭言

一人ひとりの行動 ～ 事故災害防止と感染防止	浜島 和利	4(74)
---------------------------	-------	-------

## 広報

グラフで見る特自検 第6回		5(75)
特自検 Q & A 第6回		9(79)

## イラスト災害事例

		13(83)
--	--	--------

## 技術解説

トヨタ GENE0(1.0～8.0tエンジンフォークリフト)、ショベルローダー(0.7～1.5t)の商品改良について	柿元 貴志	17(87)
--	-------	--------

## 随想

愛媛に思う	吉川 修司	22(92)
-------	-------	--------

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント 茨城県支部 日立建機日本株式会社 関東支社 茨城支店		24(94)
群馬県支部 東毛重機株式会社		28(98)

## 製品紹介

大型油圧ショベル「PC1250-11R」/ブルドーザー「D71PX/PXi-24」/小型次世代油圧ショベル 315 GC/新型ホイールローダ3機種/次世代ブルドーザ3機種/新型コンクリートポンプ車 「ピストンクリート <sup>®</sup> PY120B-26D」/アップ&オーバー型電動高所作業車マックスリーチシリーズ 「WU09B1RN」/大割用小型油圧圧碎機(3～5ton 大割機)「Vx35」		32(102)
---	--	---------

## Topics

令和元年度 考案賞受賞企業を訪ねて 第2回 銀賞受賞 「フォーク交換治具」 考案者：静岡県支部 トヨタ L & F 静岡㈱ 富士営業所		40(110)
油圧ショベル エンジンファンベルト交換作業安全性改善活動について コマツカスタマーサポート(株)九州沖縄カンパニー サービスセンタ 鹿児島地区サービスセンタ ゼロ災サークル TEAM3: Island		43(113)

## お知らせ

建荷協の動き		49(119)
令和3年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表		51(121)
令和3年度 各種研修の受講料		59(129)
特定自主検査者資格取得者名簿 (令和2年12月1日～令和3年1月31日)		60(130)
令和3年度版 建荷協発行図書等のご案内		63(133)
支部一覧		67(137)
編集後記		68(138)

## 2021年(令和3年)5月号(第253号)

## 巻頭言

多様性と調和「国際労働力移動が進む中での日本の課題」 .....中澤 俊 4(142)
--

## 広報

令和3年度全国安全週間にあたって - 令和3年度全国安全週間実施要綱 - .....5(143)
令和3年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について.....10(148)
令和2年度建設荷役車両特定自主検査強調月間実施結果報告.....24(162)
特定自主検査記録表の記入要領(抜粋版)の紹介.....27(165)
グラフで見る特自検 第7回.....43(181)
特自検 Q & A 第7回 .....46(184)

## 技術解説

衝突軽減システム搭載・お知らせ機能付周囲監視装置FM2+... 泉川 岳哉 48(186)
---

## 新連載講座

技術・技能の継承 第1回.....松田 博文 53(191)
--------------------------------

イラスト災害事例.....59(197)
----------------------

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント .....63(201)
京都支部 京栄ニチユ株式会社

## 製品紹介

電動式フォークリフト「FE25-2」、「FE30-2」/PATプレート3Dマシコンコントロール仕様ミニショベル「ZX40U-5B」/超大型建物解体専用機「SK1300 DLC」/新型油圧ショベル「HD1025-7」/油圧式アースドリル「KE-1500Ⅲ」(クラムシェル仕様)/小割用油圧圧砕機(3~5ton小割機)「Vss5」/ミニショベル「TB325R」.....66(204)
--

## お知らせ

建荷協の動き.....73(211)
令和3年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表..75(213)
令和3年度 各種研修の受講料.....83(221)
特定自主検査者資格取得者名簿 (令和3年2月1日~令和3年3月31日).....84(222)
令和3年度版 建荷協発行図書等のご案内.....87(225)
支部一覧.....91(229)
編集後記.....92(230)

## 2021年(令和3年)7月号(第254号)

## 巻頭言

フォークリフトと当社の改善活動..... 岩丸 克之 4(234)
-----------------------------------

## 広報

令和2年(1~12月)特定自主検査済標章等頒布状況..5(235)
常設委員会活動報告.....8(238)
令和2年度考案賞入賞作品.....16(246)
新連載 特定自主検査記録表作成支援ソフトの紹介 第1回.....33(263)
グラフで見る特自検 第8回.....35(265)
特自検 Q & A 第8回.....39(269)

## 技術解説

WU09B1RN アップ&オーパ型電動式高所作業車の紹介... 福島 康之 43(273)
---

## 連載講座

技術・技能の継承 第2回 .....松田 博文 47(277)
---------------------------------

イラスト災害事例.....53(283)
----------------------

## 随想

世代交代 .....川尻 紳示 57(287)
-------------------------

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント .....59(289)
広島県支部 トヨタ L & F 広島株式会社

## 製品紹介

新型13トン級油圧ショベル「SK125SR」、「SK135SR」、 「SK130SR+」/油圧ショベル向けオプション積込み荷重 計量機能「K-LOAD(ケイロード)」/次世代大型油圧ショ ベル「345GC」/多機能型鉄骨カッター(3~5ton搭載用) 「Vc5」/ICT 油圧ショベル「ZX200X-7」、「ZX330X-7」/ 土工用振動ローラ「ZC120S-6」/マカダムローラ向けオプ ション「衝突被害軽減アシスト装置」/通信工事用高所作 業車「AT-121TTE」.....63(293)
---

## お知らせ

令和3年度「考案賞」対象考案の募集について.....71(301)
建荷協の動き.....75(305)
令和3年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表..77(307)
令和3年度 各種研修の受講料.....85(315)
特定自主検査者資格取得者名簿 (令和3年4月1日~令和3年5月31日).....86(316)
支部一覧.....88(318)
令和3年度版 建荷協発行図書等のご案内.....89(319)
編集後記.....93(323)

## 2021年(令和3年)9月号(第255号)

## 巻頭言

ドロッパー マネジメント を読んで……池田 進 4(328)

## 広報

第10回 定時総会報告 ……………6(330)  
 令和3年度全国労働衛生週間にあたって ……………22(346)  
 令和3年度建設荷役車両特定自主検査強調月間 ……32(356)  
 特定自主検査記録表作成支援ソフトの紹介 第2回 ……37(361)  
 グラフで見る特自検 第9回 ……………41(365)  
 特自検 Q & A 第9回 ……………45(369)

## 技術解説

リーチ式バッテリーフォークリフトの紹介……村上 智 48(372)

## 連載講座

技術・技能の継承 第3回 ……………松田 博文 52(376)

イラスト災害事例 ……………57(381)

## 製品紹介

17tクラスの次世代油圧ショベル「317」/75t、95tクラスの次  
 世代大型油圧ショベル「374」、「395」/Cat 振動ローラ「CS11GC」  
 /高所作業車「ハイパーデッキ AT-530CG」……………61(385)

## Topics

令和元年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第3回 銀賞受賞 「シリンダ沈下量測定器」

考案者：群馬県支部 日立建機日本株式会社 北関東・信越支社 北関東支店

前橋北営業所 田辺 浩治 ……………65(389)

「第1回フォークリフト安全の日」開催！ ……………68(392)

令和3年度 「安全衛生に係る厚生労働大臣功績賞」を受賞！ ……68(392)

## お知らせ

建荷協の動き ……………69(393)

令和3年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表…70(394)

令和3年度 各種研修の受講料 ……………78(402)

令和3年度版 建荷協発行図書等のご案内 ……………79(403)

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和3年6月1日～令和3年7月31日) ……………83(407)

支部一覧 ……………85(409)

編集後記 ……………86(410)

## 2021年(令和3年)11月号(第256号)

## 巻頭カラーグラビア

令和3年度 特定自主検査 強調月間ポスター ……1(411)

## 巻頭言

TOKYO 2020 が残したもの ……………横地 宏和 7(417)

## 広報

令和3年度 特定自主検査 強調月間実施中！ ……8(418)

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説 ……11(421)

特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説 ……23(433)

特定自主検査記録表作成支援ソフトの紹介 第3回 ……31(441)

グラフで見る特自検 第10回 ……………35(445)

特自検 Q & A 第10回 ……………40(450)

## 技術解説

林業複合アタッチメント OHB-120 ハイブリッドバケット

林業市場動向と機械化による生産性向上について…西川 和 43(453)

## 連載講座

技術・技能の継承 第4回 ……………松田 博文 47(457)

イラスト災害事例 ……………53(463)

## 安全・技術講座

我が社のセールスポイント ……………57(467)

長野県支部 飯田ゼーゼル株式会社

## 製品紹介

有線式電動油圧ショベル「PC78USE-11」/新型1.7トン級後方

超小旋回ミニショベル「SK17SR」/次世代ミニ油圧ショベル3

機種/トラックローダ Cat® 953/963/Cat コマンド ステーション

ン/リチウムイオン電池式ミニショベル「TB20e」……………61(471)

## お知らせ

建荷協の動き ……………67(477)

令和3年度 「中央労働災害防止協会 緑十字賞」を受賞！ ……68(478)

令和3年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表…69(479)

令和3年度 各種研修の受講料 ……………77(487)

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和3年8月1日～令和3年9月30日) ……………78(488)

令和3年度版 建荷協発行図書等のご案内 ……………81(491)

支部一覧 ……………85(495)

編集後記 ……………86(496)

「建設荷役車両」年間総目次 ……………87(497)

ちよつと待って

# まだ使えます、そのエンジン!



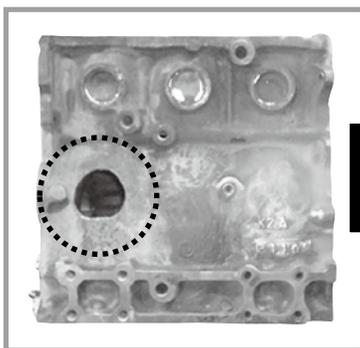
## あきらめる前に是非ご一報下さい!!

★シリンダーブロック足出し補修再生★

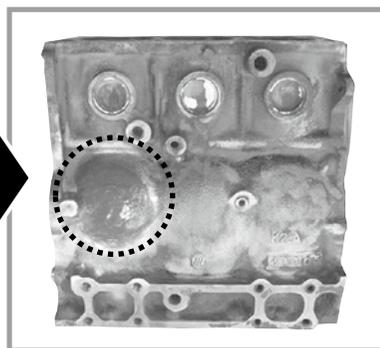


(担当直通: 中川)

E-mail: info@web-krw.com



補修前



補修後

皆さんがお困りの事解決いたします!

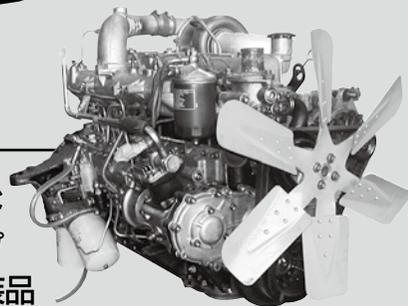
# リビルト品の活用は

★リビルトエンジン、リビルト噴射ポンプ、エンジン付属品リビルト、リビルト電装品のことならおまかせください。

# 不況脱出の切り札!

### 業務内容

- リビルトシリンダーブロック ●リビルトシリンダーヘッド
- リビルトターボチャージャー ●リビルトウォーターポンプ
- リビルト噴射ポンプ ●リビルト噴射ノズル ●リビルト電装品
- 非常用発電機のエンジンメンテナンス ●不良エンジンの買取り・・・まで



新たな気持ちで50周年に向けスタートします。



製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで URL: <http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュサービスステーション

株式会社 北日本リビルトワークス 〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様のみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしていません。)



解体アタッチメント向け超高耐久カップリング

# セイン 超高耐久 TLXシリーズ

解体作業を効率よく  
クリーンに！



撮影協力 宮田土建解体株式会社 様  
(茨城県結城市)



## 1. 超高耐久

ブレイカー、鉄骨カッター、小割機、大割機等の圧力変動の大きな各種解体アタッチメントに適応します。

## 2. 分離時液ダレ無し

分離時油モレのないフラットフェースデザインはアタッチメント交換時の環境汚染を防ぎ、作動油の補充量を大幅に削減します。

## 3. 被圧下分離・接続可能

油圧回路内に圧力が残った状態での分離、接続が可能です。(レンチ等が必要な場合があります)

## TLXシリーズ特徴

### 高合金鋼ボディ

- 高い耐圧力性能を実現します。
- 最高使用圧力42MPa

### ピンロック採用

- 振動による緩みを防ぎます。

### シール交換可能

- 最も消耗の激しい接続部シールはユーザー交換が可能です。
- その他製品内部のシールも消耗した場合、工場にて分解修理します。

### シールプロテクトデザイン

- 接続時、シール材(Oリング)が作動油流路に露出せず、急激な流速変化(サージフロー)が発生した時にシール材をダメージから守ります。



### フラットフェースデザイン

- 分離時作動油のモレがありません。
- 作業環境の汚損を防ぎます。
- 異物混入を防ぎ機器の性能を維持、寿命を延ばします。

### 大きなねじ込みピッチ

- 効率良く接続、分離が可能です。
- 傷つきにくく清掃が容易です。

### 亜鉛ニッケルメッキ採用

- 高い防食性能を実現します。

**新発売**

TLX707 G1 1/4"オネジ接続

品番：OFA-707-202714

接続ポートに直接接続可能！

\*ポート側G1 1/4"メネジに限る

